

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 8 集

1984

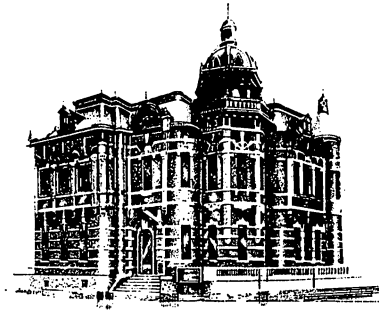
福 岡



福岡市立歴史資料館

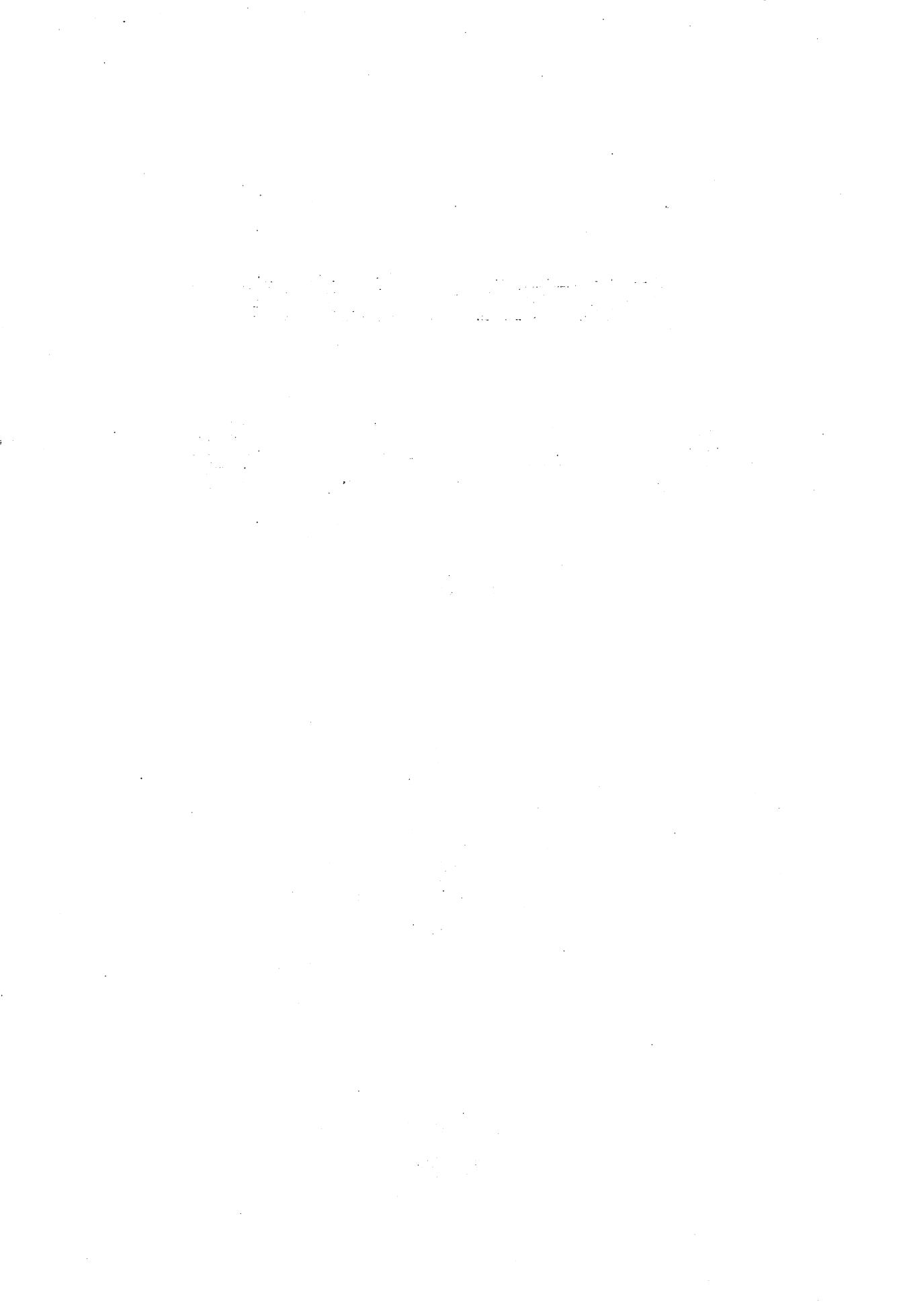
研 究 報 告

第 8 集



1 9 8 4

福 岡



序

資料館活動の基礎となる調査研究の報告は、昭和五十二年に第一集を刊行して以来、毎年一冊ずつみかさねて、

第八集になりました。この間、館蔵資料に関する調査研究成果を公表し、常設展・企画展等に多少なりとも反映させてまいりました。今後は博物館学的研究もすすめるべきかと存じます。

市民各位の御指導と御協力をお願い申し上げます。

昭和五十九年三月三十一日

教育長 西津茂美

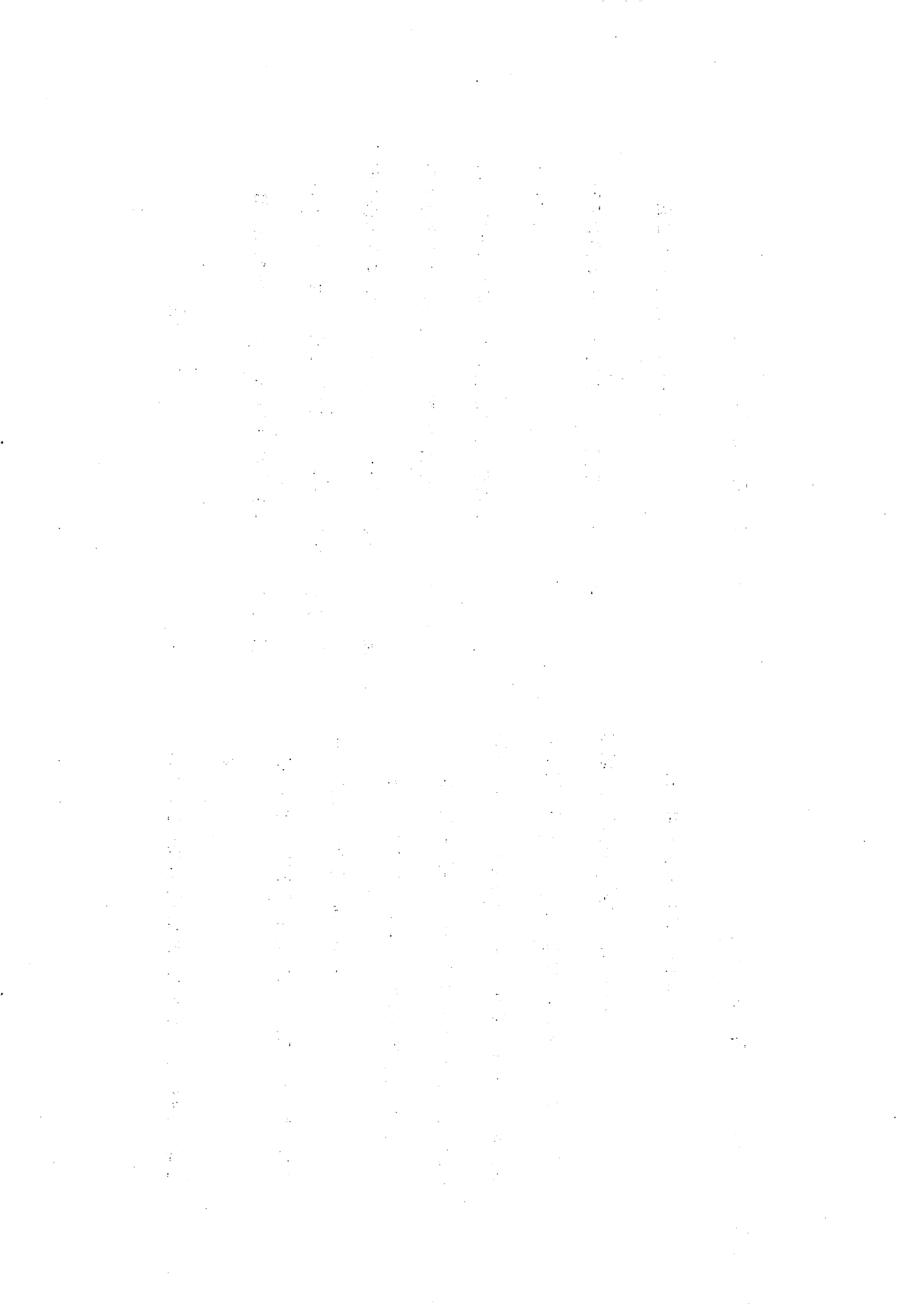
ここに福岡市立歴史資料館研究報告第八集を刊行いたします。

研究報告は館活動に必要な、資料の研究・調査の成果を公表するものであります。

これまでにつみかさねてきた調査研究の成果を、今後の活動に十分生かすよう努めるとともに、各専門分野および博物館学的立場からの批判に耐えうる調査研究を進めてまいりたいと存じます。今後とも皆様の御批判と御指導をお願いいたします。

昭和五十九年三月三十一日

館長 後藤直



目次

高田茂広	蟹 <small>あま</small> の浦「弘浦」と松田文書……………	1
佐々木哲哉	資料館における 民俗資料収集試論……………	21
後藤直	青柳種信の考古資料(三) —金印に関する資料—……………	37
塩屋勝利	福岡市能古島の考古資料……………	57

蛸あまの浦 “弘浦” と松田文書

高 田 茂 広

一 はじめに

昭和五十九年は志賀島で金印が発見されてから二百年目にあた
る。この際、志賀島がどういう島であったかも調べようということ
になり、近世を中心という立場で調査をはじめた。

志賀島公民館の日下部国男氏の御協力もあって、最初に出会った
のが松田文書である。

ここ十数年間にわたって筑前の浦方資料を収集してきた私にとっ
て、志賀島の資料は初めての出会いであり、特に蛸浦の資料という
ことで松田文書は特筆すべき資料であるということが出来る。

志賀島といえば、万葉や志賀海神社、そして金印などがあまりに
も有名であり、研究の重点もそれらに置かれてきた。松田文書につ
いても、金印研究の一助として大谷光男氏が調査されたものである
が、今回、漁業史という立場で調査し、文書の整理もしたので、そ
の一端を述べる。

一一 近世における志賀島

志賀島といえば、福岡市に合併される以前の粕屋郡志賀島村とい
った状態が近世から続いていたと考えがちである。ところが、これ
は明治二十二年の町村合併以降の姿であり、明治初期においては、
西戸崎も含めた志賀島村と勝馬村の二村から成っていた。さらに近
世まで遡れば那珂郡であり、二村二浦に分離する。これらのことを
説明する資料として、『筑前国統風土記』『筑前国統風土記附録』『福
岡県地理全誌』等があるが、そのうち、『福岡県地理全誌』から抜萃
すると次の通りである。

福岡県地理全誌 卷之一百二十四

第十三 那珂郡之十一

二十二小区シカガシマ 志賀嶋村
三村之内

東福岡縣廳。道程七里餘海上三里。南早良郡残嶋村同二里。西志摩
郡玄界嶋同三里。北糟屋郡藍島村同三里。

疆域。東 糟屋郡奈多浦^三。西 弘浦^{二十九}。西北 勝馬村^{里一}ニ接シ、人家本村^{七百六十}。西堂^三。大岳^五。久保^二。藤柵^一。塩屋^二。六所ニアリ。本村ハ村浦ヲ分ツ。馬場町・小路町・旦過町^{以上村}。上方^{ゴヨガタ}郷トアル^{是ナルベシ}。下方^{五十四}。等ノ名アリテ、町立南北三町餘アリ。日本紀磯鹿、風土記資珂、延喜志志加、和名抄志珂トカケリ。三代實録萬葉集等ニ志賀トモカケレハ、シカトモ、シガ共唱フヘキニ似タレト、里人ハ昔ヨリカヲ清テ唱来レリ。古ハ糟屋郡ニ屬シテ、此島奈田濱ヨリツ、キテ粕屋郡ニ屬スヘキ所ナルニ、イツ賀神社領寄進状ニハ、近嶋ト云ヘリ。(中略)人家昔ハ今ノ馬場町ノ東ニアリシカ、波濤ノタメニ陸地漸ク頽崩シテ、其跡海底トナリ家形瀬ト云ヘリ。其後民居散在シテ、慶長年間新ニ村居ヲ立タリ。今ノ小路町筋是ナリ。(後略)

勝馬村

(前略) 人家本村^{崎方・園田・冷水}。大浦^一。二所ニアリ。古ハ志賀嶋村ニ屬セシカ、寛文四年甲辰、別村トナレリ。(後略)

弘浦

(前略) 人家^{向方・中村方}。中村方^一。一所ニアリ。町立南北三町アリ。モト志賀嶋ノ枝村ニテ、今モ家ノミ此浦ノ所有ニテ、土地半ハ志賀嶋村ニ屬シ、半ハ勝馬村ニ屬ス。(中略)一村ノ婦女皆潜スル故海人浦共云。(後略)

以上が『福岡県地理全誌』の記述であるが、このうち、志賀島の

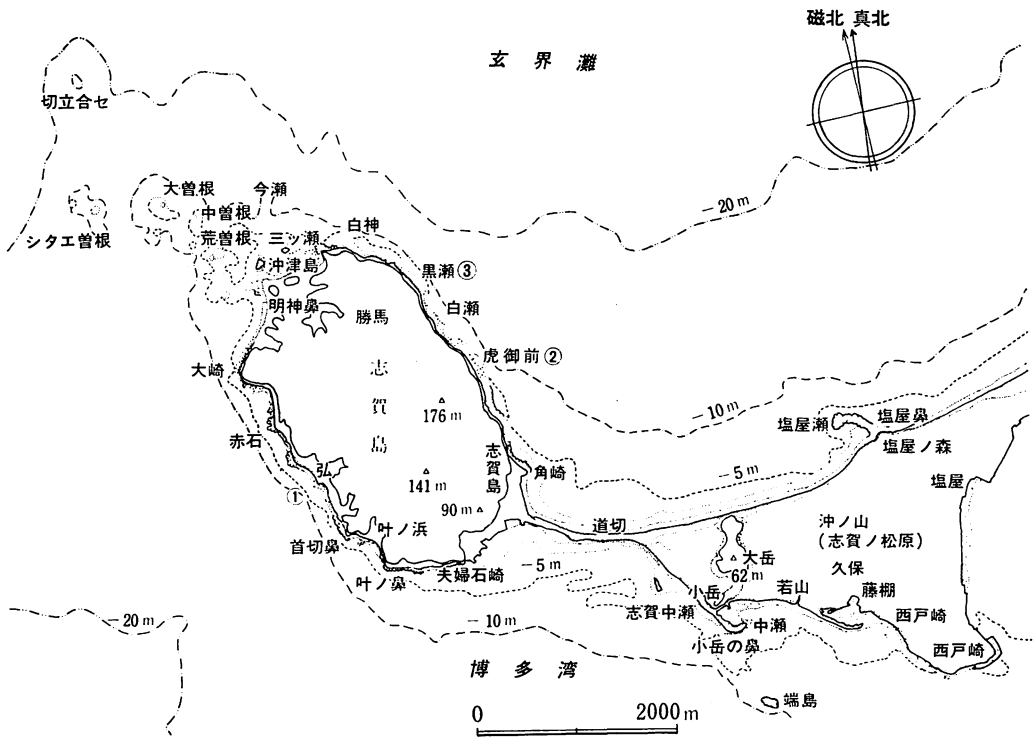


図1 志賀島図 (海上保安庁水路部測量海図福岡湾より作成)

村と浦は行政的には別組織であり、それぞれ郡奉行と浦奉行の支配下にあった。したがって、明治以降における志賀島村は、近世においては二つの村と二つの浦から成り、それぞれを村庄屋及び浦村庄が支配した。

弘浦が志賀島村と勝馬村の両村にまたがって存在したという事実は筑前において非常に特異な現象であるが、当時、筑前の浦が地上権を持たなかったということは志摩郡の宮浦においてもその事を示す文書があり、各地で同じような現象があったのではないかと考えられる。これは行政としての権利を示すものであり、個人の土地所有とは別問題であった。

三 蛭浦あまについて

弘は蛭浦である。蛭とは海士・海女等とも書かれ、潜水漁を専業とする人のことである。したがって蛭浦とは蛭の住む浦ということになる。筑前では鐘崎が有名であるが弘浦も重要な蛭浦であった。『筑豊沿海史』は弘浦について次のように述べている。

永禄年間、宗像郡鐘崎の海人、本浦に來り蛭漁業を営み、永住するに至りたりと云ふ。これをこの地に於ける蛭の祖先となす。また一方高祖城陥落の際、その臣今泉某等の、この地に遁れ来るあり。これ等の子孫次第に繁殖し、以て弘浦今日の基を作れるなり。或人の説に、「この地の蛭は、奈良朝時代、志賀白水郎荒雄より始まりし」と。これ実に有力なるの説にして、当時、蛭漁業の

如きも、幾分の發達をなせしや疑なし。然れども、今、この地住民の祖先が、萬葉に誼はれし、白水郎荒雄なりとは思はれず。

(中略)

蛭漁業、永禄年間に濫觴し、本浦最古の漁業たり。往昔一時非常に發展し、玄界洋は、恰も我領界の如き思をなして活躍し、玄界・西浦・野北・芥屋・岐志・姫島の遠きに至る迄、みなその出漁の範圍に屬したり。鮑の長熨斗と、火打熨斗とは、この浦の名産として、年々藩主に献上せり。

以上の記述は、その根拠が明らかにされていない。伝承による記述も多く含んでおり、全部を信ずるわけにはいかない。

『福岡藩浦役所記録』の次の記述は、弘浦の蛭を指しているのではないかと考えられる。

一 蛭浦之事 寛文元年丑年九月廿六日
海士浦之者共、志賀島・玄界・唐泊り・西浦・野北・岐志・新町右之浦々にて、かつき仕候度々に、蛭壺人に付、鮑一貝宛其浦々之運上に出し、かつき仕らせ可申候。蛭浦之儀は、御急用之時、あわひ差上申候間、餘浦之蛭は、右之浦々へ入申間敷候通、関加右衛門、山路加左衛門手前より申付候。

この記録からすると、ここに掲げられている浦々は蛭浦ではないということになる。残る浦は博多湾以西でみると弘浦・奈多・箱

崎・残島・横浜・浜崎・今津・姪浜・伊崎・宮浦・姫島・芥屋等になるのだが、これらの浦々でも弘浦と芥屋浦を餘いて蟹の記録は全くない。したがって、この記録は弘浦が蟹浦であったことを多少なりとも証明する文書といえる。また、その浦に蟹がいるということ、蟹浦であるということは全く別の問題であり、玄界島や野北あたりでも、蟹浦ではないが蟹が居たであろうことを想像させる文書でもある。したがって近世における蟹浦とは、正確に言えば、藩が特権を与えた、或いは指定した浦を指すことばである。ということになる。

今ひとつ、『筑前国統風土記』及び『筑前国統風土記附録』の「土産考」の記述を引用する。

『筑前国統風土記』

砲 国中島々海濱、或山の出崎の海中など、すへて海中に石岩多きあら磯に産す。凡國中潜女の居所四箇所あり。鐘崎・大島・波津浦・弘浦也。此所の海辺は、皆女人かつきをなし、鰻を捕、熨斗鰻をきり、榮螺、海夫人を取て家業とす。此内鐘崎の潜女尤その事勝れたり。世人鐘崎の石決明味まされりといへとも、是を味ひこゝろむるに、異なる事なし。但鰻を取り籠に入、久しく海底に活置は、味やくおとれりと云。雄貝雌貝あり。雌貝味よし。

熨斗鰻 蟹人鰻を捕て、横に切てほす。是を切のしと云。又燧に似たる故、燧のしとも称す。鰻を切まはし、長くしてほしたるを長のしと云。蟹人等国中にて是を製するのみに非ず、長門・石見・隠岐・壹岐・対馬などに行て鰻を取り、是を製して大坂にうる。

鐘崎にて製する燧熨斗鰻は、毎年七月江戸に獻せらる。又丸のしあり。凡京、江戸、大坂其外諸国へ出るのし。砲、当國の海人の製する處多しといふ。

『筑前国統風土記附録』

鰻 本編に詳也。鐘崎・大嶋・弘浦に潜女ありて多く取る。今遠賀郡初浦にかつき女をらす、弘浦にて鰻の藻焼と云ものを製す。唯一人有。秘して他に傳へず。志摩郡野北・唐泊の海底にも、大なる鰻多しといふ。

熨斗鰻本編に見へたり。鐘崎・大嶋にて夏月に製す。

この二つの文書における「潜女の居所四箇所」が蟹浦ではないかと考えられるのだが、これにしても、確かに蟹浦であるとの断定はできない。『筑豊沿海志』では大島の項で蟹の記述が全くないのに対し、芥屋浦の項で、鉾による鮑漁を主要なものとして掲げていること等があるからである。ともあれ、今のところ確実に蟹浦であるということを実見する資料には至っていないが、鐘崎浦と弘浦の二つの浦を除いては筑前蟹浦の存在はあり得ないということだけは確かである。

四 志賀島浦と弘浦

同じ志賀島の内であって、この二つの浦はその漁法も漁区も全く異なる。弘浦が蟹中心であるのに対して、志賀島浦は網中心の漁業であった。『福岡県地理全誌』における両浦の漁業を対比させると、そのことがよくわかる(表1)。

表1 弘浦と志賀島浦漁業比較

	弘 浦	志 賀 島 浦
漁家	六七戸	一四四戸
網数	二張 罾網二	四九二九張 罾網四・地曳網五・ 田作網一・大網四・ 鯛網三・假成魚網四〇・ 鰯網四・鱒網一七・ 飯網二三・コチ網一九・ 流網一八〇〇・ 建網三〇〇〇
船数	四〇隻 小船一・散波船九・ 漁船三〇	九五隻 小船九・傳道船七・ 散波船一四・漁船六五
魚獲物 乃代金	和布 一万斤・ 代金一〇〇〇円 魚類 鰯・鱒・鯛大・小・イ ツサキ・鰻・瀬魚 代金二七五〇円 鮑 一五〇〇貫・ 代金三〇〇〇円 干鮑 三〇〇〇斤・ 代金七五〇円 イリコ (単位不記入) 代金 六円	塩和布 代金二六円五二銭四厘 海苔 一〇〇斤・代金 五円 鰻 (ウナギ) 二〇〇斤・代金五〇円 榮螺三万 (個か) 代金六〇円 イリコ六〇〇斤・ 代金一八〇円 鐵鱒 五〇斤・代金三五円 鯛 一万斤・代金一五〇〇円 魚類 鰯・鱒・鯛・鰻 鰻・鰯・アコ・アラ・ タナゴ・イツサキ・烏 賊・鱒 代金 九八三〇円
代金計	四八〇六円	代金計 一一六八六円五二銭四厘

この漁業収入を一戸平均でみると、弘浦の七一円七三銭に対し、志賀島浦は八一円一五銭六厘となり、志賀島浦の方がより多くの収入を得ているが、網に対する資本投下の差を考えると弘浦の方がより効果的な漁業を行なっているといえる。海女の差であろうか。漁区についても、元禄以来お互の漁区を定めており、それが今日まで生きているのであるが、委しくは次の項で述べる。

五 松田文書について

弘浦の文書資料としては、実のところ、昭和五八年四月に、西浦の松田又一氏から二六名の資料を得ていた。同氏の家は、近世を通じて弘浦で造船業を営んでおられ、明治まで続いたということであるが、文書の内容としては造船に関するもの一冊を除くと、他は證書類であり、それはそれなりに意味もあるのだが、漁業と直接的に結びつくものではなかった。

今回の松田松秀氏の資料は、祖先が弘浦及び奈多浦の庄屋をされておられたこともあって、両浦の浦支配に関する資料が大部分である。総数も二〇〇点を越えるが、内容としても、先に引用した資料を肯定し、あるいは否定し、補足するものなど、重要なものが多い。

以下、多少の私見もまじえながら、文書を紹介する。

(資料番号は後出の松田松秀文書目録の資料番号である。)

〔資料一〕この文書は弘浦と志賀島浦の漁業権に関する「定」であり、同文のものが弘浦漁業協同組合にも現存する。

定

一 弘浦志賀嶋両網代境かなの崎也。是より西走つ瀬迄 弘浦網代之内此所志賀へ無歩(注4)ニ漁致させ可申事

一 右両浦北之境ハ勝馬明神切也 志賀網代之内とりこせ迄之間 弘浦多無歩ニ漁致し可申事

一 弘浦網代之内 走つ瀬より勝馬明神迄之間志賀嶋入相ニ不可仕事 右三ヶ条 廣律甚七 山路甚太夫究置(注5)通今以可相守事

一 今度志賀嶋網代を請参(注6)他国網 かなの崎より走つ瀬迄之間にて漁仕(注6) 此歩一志賀嶋へ可取由申出(注6) 僉儀之上無法也 網代雖為入相 他国并御国内他浦之者共ニ網代を望諸漁仕(注6)ハ、歩一網代抱之浦江可取事

岩永孫左衛門
高原 孫太夫

元禄十年四月十一日

(奥裏書)

弘浦人中

「表書之證文 弘浦へ出置(注7)間 可得其意(注7)」

同年

同日

志賀嶋弁指

市兵衛殿

同 浦人中

〔資料四九〕弘浦が蠶浦であったことを示す文書であり、同時に弘浦で生産された干鮑(注8)が俵物として長崎へ送られ、一般庶民の手には

渡りにくかったことをも示すものである。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

一 長崎御用干鮑 当年当浦受負高相調申(注9) 尤未タ生干ニ御座(注9)間 重疊能干立相納(注9)様可仕(注9) 右ニ付 此先取揚(注9)鮑症貝小貝之分 両市中左之間屋ニ而生売仕(注9)様被仰付可被為下(注9) 此段偏ニ奉願上(注9) 以上

博多横町 左野屋与三右衛門
福岡萬町 西濱屋徳右衛門
同所湊町 貞次
同所魚町 志賀屋半右衛門
同所 西濱屋五平
同所 瀬戸屋喜右衛門

弘化三年午八月

弘浦庄屋 孫七
同浦組頭 字七

御浦御役所

右弘浦多御願申上(注10)趣吟味仕相違無御座(注10) 宜御聞通被仰付可被為下(注10) 以上

新宮浦大庄屋

平四郎

同年八月

細江猪三郎様

〔奥裏書〕
「俵物ニ不相成症貝之分 生売差免外之条 入念猥之儀無之様可
相心得外事

細江猪三郎

午八月廿四日

〔資料一二七〕切熨斗を献上していたことを示す。

請取

一御献上御用

〔金〕切熨斗五斗五升ハ

六月廿日

弘浦庄屋

与蔵殿

□□屋正次郎

※の所に黒印(長方形)あり

〔資料六五〕俵物として煎海鼠（いりなまこ）を納めていたことを示す。また、幕
末期における筑前中触の大庄屋が志賀嶋浦安十郎としか判明してい
なかつたものを、折居安十郎とはじめて示した文書である。

御用俵物相納申上送り状之事

一煎海鼠正味百斤

右之通相納外 御買上ケ被仰付可被為下外

以上

安政二年卯九月

筑前国浦大庄屋

律上定右衛門(黒印)

同 大嶋弥三 (黒印)

同 折居安十郎 (黒印)

長崎俵物

御会所

※二行目「味」の所に「折居」の黒印、「斤」の所に「津上」の黒印あり。

〔資料五九〕弘浦が御用魚を納めていたことを示す。今まで、御用
魚を納めていた浦は伊崎浦だけであると考えられていた。また、旅
漁船の取扱い方をも示す。

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

一御上り御用之魚納方之儀ニ付 旅漁船当浦江居浦御免可被仰付趣

難有奉存上外 兼而居浦御願申上外義ニ御座外間 何卒御許容被

仰付可被為下外

一御用肴方外義ハ 日々取揚外魚御用間問屋江為持出外之様可仕外

一旅漁船老艘ニ付 当浦漁人老人宛乗組せ 冲合猥之儀無之障リニ

相成不申様見ケメ為仕可申外

一旅漁人老人別木札相渡置 外旅漁人御領海ニ而漁事不仕様訖度見

ケメ可仕可申外 左外ハ、追々当浦漁人共免今取方求も訖度為縁

ニ相成可申下相見込申下間 居浦御免之儀宜敷御間通被仰付被為
下下様奉願上下 以上

嘉永六年丑三月

御浦

御役所

弘浦組頭 清吉

同浦庄屋 孫七

〔資料四〇〕 鱧釣魚習得に関する文書である。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

当浦長崎御用俵物受負御座下処 近年不漁ニ而 納高相調不申

毎々御厄介之段御願申上奉恐入下 然ルニ長州玉江浦之漁人鱧釣

漁専ニ仕下間 雇入漁事仕習せ度奉存下 追年漁事仕覚下之者

取揚ケ下鱧鱒俵物之足シニも可相成下ニ付 右漁人三ケ年之間雇

入下義 御免被仰付被為下度御願申上下 御慈悲之上 願之通宜

敷御許容被仰付可被為下下奉願上下 以上

弘浦庄屋

天保八年三月

源六郎 (黒印)

同浦組頭

善八 (黒印)

同

孫七 (黒印)

御浦

御役所

〔資料八九・九〇・一三四〕 他国との出入りが多いのは浦方の特長
であるが、この三通の文書は他国人の永住を示すものである。

○拂證扱之支

豊後府内

一男老人

清助

右之者真宗当寺且那ニ紛無御座下 年来其御国元江滞在仕居下趣

其浦江入帳願出下旨申来下間 御勝手次第ニ貴寺檀那ニ御指加江

可被成下 依而拙寺帳面指除下 為念一札如件

同国同所

慶応四年

正教寺

辰正月

筑前那珂郡弘浦

香音寺

○出方

一肥前嶋原東古賀村

栄助

右之者 先祖代々一向宗拙寺檀那ニ紛無御座下 永々其御国江

滞在致居下上 其地へ一生居住入判仕度 同人々願出下間 於当

寺ニ上も指支へ無御座下 乍御迷惑貴寺且帳へ御指加江可被成下

為後年一札如件

慶応四年

同国同所

辰正月

正念寺

筑前那珂郡弘浦

香音寺

○其浦滞在左之者共入判之義願出 聞届ニ相成_レ条 入判為致可申
_レ 此段申入_レ 以上

豊後府内出生

卯三郎

清助

嶋原出生

近助

栄助

那珂席田夜須御笠

郡役所(黒印)

三月十九日

弘浦庄屋

松田与蔵殿

〔資料一三・二五・六一〕弘浦は人口が少なかったからであろう
か、他の浦や村・町との縁組が多い。また、庄屋等の他浦との交流
も多かったようである。

○宗旨御改ニ付證拠之事

一当浦彦四郎女子志け 其村嘉市所江縁付ニ参_レ条 当浦宗旨帳面
差除_ケ申_レ 其村帳面御書載可被成_レ 仍而證拠如件

弘浦庄屋

新平

文化十一年二月

諸岡_{（在）}村庄屋

惣助殿

○宗旨御改ニ付證拠之事

一其町利三郎女子かね 当浦武平所江縁付参_レ条 其町宗旨帳面御
指除_ケ可被成_レ 当浦帳面書載可申_レ 為後日依而請證拠如件

新平

文政六年二月

大工町年寄

又吉殿

〔端裏書〕
〔聞届〕

○弘浦出人宗旨帳面払出御願申上ル事

一男彦人ハ

組頭 清吉

此者当郡志賀嶋村庄屋助役被仰付 引越参_レ条 払出御願申上
ル

一女彦人ハ

伊吉妹 わき

此者当郡勝馬村勝七所江緑付ニ参込条 弘出呉ハ様相願申ハ

一同彦人ハ

菊蔵女子 きく

此者同郡同村平蔵所ニ緑付ニ参込条 弘出呉ハ様相願申ハ

男彦人

女彦人

右之者共 当春当浦宗旨帳面弘出之儀 御聞通被仰付可被為下ハ

此段奉願上ハ 以上

嘉永七年正月

弘浦庄屋 孫七 (黒印)

同浦組頭 亀右衛門 (黒印)

御浦御役所

右弘浦出人願吟味仕 相違無御座ハ 願之通被仰付可被為下ハ

以上

志賀嶋浦大庄屋

安十郎

同年正月

矢野太左衛門様

細江猪三郎様

三好市太夫様

※端裏に黒印二箇あるも誰の印か不明。

〔資料三三〕宗門改めに関する文書も何点がある。この文書は断簡ではあるが、弘浦の平均寿命が他の浦や村よりも多少長命であったことを示すものである(部分のみ載せる)。

文政十年三月

浦中都合人数三百六拾七人内男百八拾九人
女百七拾八人

内

男百五拾式人 十一歳以上誓紙判形仕分

女百五拾彦人 右同断

男子三拾五人 十歳以下誓紙判形御赦免之分

女子式拾七人 右同断

〔資料五二〕外海に面する弘浦では波戸の存在は重要なものである。この文書は、波戸の修復に関するものである。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

一当浦人家困波戸 前々々及大破申人家下迄 打崩ハ処 困石垣度

々御普請被為仰付 御陰ヲ以人家困之処者丈夫相成 難有奉存上

ハ然ルニ破戸根元空地之所 是迄漁船引上ケ場ニハ処 近年波上

ケ強 殊ニ波戸大破ニ付 少シ茂波立ハハ波戸打越シ 空地波

戸石取合ニ波先入れ廻シ 只今ニ而ハ船引上地弥少ク相成ニ而

船持之漁人甚難渋仕ハ居ハ間 百姓中申会 石屋参ハ節ニ右波戸

損所并外並倍上ケ 崩レ石取揚・波戸鼻海込捨石見積セハ処 余

分受負賃銀高ニ相成ハ間 其儘打捨召置ハ処 次第と波上ケ強ク

相成ハ而只今之通ニ而者人家下浜迄も弥少ク相成 船引地無御座

ハ 右波戸之儀 石屋積通下並倍上ケ十六間并海込捨石崩込石取

上ケ仕繕仕度奉存上ハ得共 何様難渋浦ニ而 余分之金子難及自

力 御用繁之砌何共恐多く御願ニ御座_レ得共 御浦溜金廿式兩程
御拜借奉願上_レ 左_レハ御陰ヲ以右波戸損所取繕_レ得て大波之
節茂心強く 船引上_レケ尚又少々波立_レ節茂成文ケ冲合之持も出精
可仕_レ 只今之通ニ而者少シも波立_レ節ハ持扱置 能き場所へ船
引上_レケ置度專一ニ而 冲合之持茂心儘ニ不被仕居申_レ 宜敷被為
加御評議 願之通拜借被仰付可被為下_レ得者 次第ニ波当茂減シ
為家ニ茂相成可申_レ 御慈悲之上願之通御聞通被仰付可被為下_レ
此段偏ニ奉願上_レ 以上

嘉永二年酉八月

弘浦組頭 卯七

同浦庄屋 孫七

(後欠)

〔資料六六〕弘浦は玄界灘と博多湾の接点に位置し、船の往来も多
かったからであろうか、遭難に関する文書も何点かある。この文書
は筑前における遭難時の処置が、どのようになされていたかを示す
ものである。

濱書物之事

一、私共義能州羽喰郡富木両家町 拾四反帆塩屋次平船 冲船頭太
三郎 加子久三郎栄吉末吉又吉五人乗組 買積渡世仕 此度奥州
津軽領青森ニ乗下リ 米四斗三升入五百式拾六俵買調 五月廿七
日同湊出帆仕 長州下ノ関江志シ順々乗登六月十三日能州福浦江
着船仕 風順悪敷滞船仕 六月十六日同所出帆仕漸々同廿八日長

州観音崎冲迄乗登居_レ処 東風次第ニ吹募何分地方江難乗寄 冲
合ニ漂_レ居_レ処 弥以手強相成 翌廿九日朝御當国玄界嶋近ク乗
落_レ間 嶋際ニ碇三頭突入命限相働繋留居_レ得共 浪道出来仕
難相凌見受_レ間 米七拾俵余荷打仕 神仏ニ相祈免哉角仕_レ内
西風ニ吹変 俄之慕風高波烈敷 橋船外艦打難シ 梶共ニ流失仕
追々碇綱三頭共摺切 敢早可致様無御座 五人共一同嶋目當ニ游
九死一生ニ而揚陸仕 岡手江ハ御役人衆人夫大勢磯際ニ御出勤被
下焚火粥木ニ而御暖メ御介抱被成下 御蔭ヲ以漸々仁氣基キ難有
奉存上_レ 元船も御漕取被下度 段々御心配有之_レハ共 高波打
渡風波弥増 船仕出来不仕残念ニ奉存_レ 私共宿御當嶋甚十殿方
へ御申_レケニ相成 諸御心添へ被成下難有奉存上_レ 右破船之次第
翌朔日御城下井宮浦大庄屋元江御注進ニ相成_レ処 唐泊浦庄屋作
右衛門殿御出勤ニ相成 私共御呼出 破船之始終御吟味被仰付_レ
間前断有体申上_レ処 不自由之義も_レハ、不関申出_レ様被仰付
難有奉存_レ事
一元船弘浦抱江流寄_レ趣承_レリ_レ付ニ付 早速玄界嶋浦船_レ人夫御乗
組 私共一同渡海仕_レ処 明神元瀬原ニ打上居_レ旨 同夕勝馬村
方相届_レケ_レ由ニ而 翌朔日朝宮浦大庄屋元江御注進御座_レ処 大
庄屋津上定右衛門殿為御代勤 志賀嶋浦庄屋兵次郎殿御出勤被下
破船場御見分之上 私共被召呼 積荷米之外挾荷_レハ無御座_レ哉
御詮義被仰付_レ得共 何さへ積受不申_レ間 前断之趣申上_レ処
私共宿弘浦藤吉殿方江御申付 不自由之義も御座_レハ、無遠慮申
出_レ様被仰付 難有奉存上_レ 所御役人衆方厚御心配被成下_レ上

ハ 何さへ不自由望之義無御座ハ段申上ハ事

一 往來御切手之義御吟味被仰付奉畏上ハ 御切手申受 冲船頭大切

ニ 仕 往來箱掛硯ニ入居ハ 前断申上ハ通之災難誠ニ身すから

游揚ハ程之義ニ付 船中周章御切手取出間合無御座 元船破船之

節掛硯散々流失為仕 甚奉恐入上ハ段申上ハ 往來御切手無御

座ハ而ハ御才判難被成旨被仰聞 御尤ニ奉存上ハ得共 生国能州

富木両家町ニ而代々真宗徳正寺且那ニ紛無御座ハ段申上ハ 御

聞通御才判被仰付 重畳難有存上ハ事

一 元船古船之上 瀬原ニ而打碎 切々散乱仕用達不仕積荷米之義

朔日二日兩日平波ニ相成 浦船數艘ニ御役人衆并私共御乗組 入

念御掛被下ハ 弘浦ニ而乱俵とも百八拾俵御取揚被下 玄界

嶋ニ而式拾式俵と碇式頭并芋綱市皮綱共御取揚被下 兩所ニ而都

合米式百式俵 御蔭ヲ以御掛揚汐困被成下 私共方も相番仕居申

ハ 流失米三百俵余并諸道具共 段々御詮義被下ハ得共 其日之

大風高波汐行惡敷場所故 何方へ流失仕ハ哉相分不申上ハ無致方

毛頭殘心之義御座ハ 御詮義御断申上ハ 依之御兩浦江御掛揚

被成下ハ濡米式百俵余 船滓切々之分并櫓共御兩所ニ而入札弘被

仰付御定法之歩一御受取被下 碇并芋綱市皮綱共私共江御引渡被

仰付御内濟濱手形ヲ以御兩地御仕廻被成下ハ様御願申上ハ 御

聞通被仰付 則濡米并船滓切々共 御近浦商人御呼寄 入札被仰

一 丁錢百六拾八貫四拾壹文

右ハ玄界嶋江御取揚ニ相成申ハ濡米式拾式俵并弘浦江御取揚ニ相

成申ハ分百七拾五俵都合百九拾七俵 壹俵ニ付丁錢八百五拾三文
宛 弘浦久助嘉助落札前

此拾歩一

一 丁錢拾六貫八百五文

右ハ御定法拾歩一 玄界嶋弘浦御兩所江相渡申上ハル分

殘而

一 丁錢百五拾壹ノ式百三拾六文 (黒印)

右ハ冲船頭大三郎 槌ニ受取申上ハ

一 丁錢貳貫文

右ハ濡米乱俵五俵 壹俵ニ付丁錢四百文宛奈田浦喜三郎落札前

此拾歩一

一 丁錢貳百文

右ハ御定法拾歩一 弘浦江相渡申上ハ分

殘而

一 丁錢壹貫八百文 (黒印)
右ハ冲船頭太三郎槌ニ受取申上ハ

一 丁錢五貫百文 (黒印)

右ハ船滓切々櫓共 志賀嶋浦清三郎殿落札前 冲船頭太三郎槌ニ
受取申上ハ

一 碇式頭

一 芋綱

一 市皮綱

一 帆切々身纜共

四口

右ハ沖船頭太三郎槌ニ受取申上ハ

右之通 諸事被入御念 御才判重疊難有奉存ハ 然ル上ハ御当浦
ハ不及申 御近対浦村江ハ而も毛頭申分無御座ハ 依之此通別紙
相認メ 印形割判仕相渡申上ハ上ハ後年ニ至リ若違変之義も御座
ハハ此書物ヲ以御沙汰可被下ハ 為後年仍而濱書物如件

能州羽喰郡富木両家町

塩屋次平船沖船頭

太三郎 (黒印)

安政五年午七月

加子 久三郎 (母印)

同 栄吉 (母印)

同 末松 (母印)

同 又吉 (母印)

筑前国

玄界嶋庄屋 次三郎殿

同嶋組頭 新作殿

弘浦庄屋 与蔵殿

同浦組頭 亀右衛門殿

右塩屋次平船沖船頭加子濱書物之通相違無御座ハ 尤洋中之義ハ
存不申ハ 以上

玄界嶋庄屋 次三郎 (黒印)

同年同月

同嶋組頭 新作 (黒印)

弘浦庄屋 与蔵 (黒印)

同浦組頭 亀右衛門 (黒印)

右之通吟味仕ハ処 相違無御座ハ 以上

筑前国浦大庄屋代

唐泊 庄屋

同年同月

作右衛門 (黒印)

志賀嶋浦庄屋

兵次郎 (黒印)

能州羽喰郡富木

両家町庄屋

大鍛冶屋善兵殿

以上、松田文書のうち、おもなものを何点か載せたが、この他に
も弘浦を理解するために必要な文書も多いので、明治初年までの文
書目録を次にあげる。

松田松秀文書目録

No.	表題	年月日	差出人 (著者・記録者)	宛名人	形態	備考
1	定 〔申渡〕 我亦質物召置申上書物之事	元禄十年四月十一日 宝曆四年(十年)	岩永孫左工門 高源孫太夫 神崎仁石工門外	弘浦人中 勝馬村百姓甚次郎	一紙	志賀浦・弘浦網代境定 (前・中・欠) 苦勞ヲ以稻作仕方ニ付
2	永代ニ壳渡申家や敷ノ事	天明六年三月十五日	志賀村 儀六	弘浦十五郎 庄左工門	一紙	六拾文錢百九拾目
3	仕上書物之事	寛政二年三月	志賀嶋浦庄屋 儀助	岸本五郎兵衛	折紙	切支丹宗門改ニ付
4	質物ニ召置申證拠之事	寛政二年三月十日	勝馬村 喜助	弘 五郎次	一紙	六十文錢百四拾目 (前欠)
5	〔異国船漂着之心得〕	寛政六年寅二月	永田清十郎	弘浦庄屋・組頭	一紙	男三人女二人
6	弘浦出入帳面拂出御願申上ル事	文化三年寅二月	弘浦庄屋 久次郎	浦奉行	一紙	浦人出入ニ付
7	弘浦庄屋久次郎御願上ル口上覚	文化三年寅二月	弘浦庄屋 久次郎	御浦役所	一紙	
8	童子式目	文化六歲正月吉日	弘浦庄屋 久次郎	浦役所	一紙	志賀島浦へ養子一名、縁付一名
9	弘浦出入宗旨御改帳拂出御願申上ル事	文化六年巳二月	弘浦庄屋 新平	上府村庄屋 仁作	一紙	当浦弁次其村へ養子ニ付
10	宗旨御改ニ付證拠之事	文化十一年二月	弘浦庄屋 新平	諸岡村庄屋 惣助	一紙	六錢八拾五匁 勝馬村上納不納ニ付
11	借用仕證文之事	文化十三年子正月	弘浦庄屋 新平	庄屋新平 那珂郡志賀嶋 庄屋武右工門	一紙	龜之助其村丈七養子ニ付
12	宗旨御改ニ付證拠之事	文化十五年二月	弘浦庄屋 新平	博多辻堂町 上年寄利作	一紙	其町吉松当浦へ養子ニ付
13	宗旨御改ニ付證拠之事	文化十五年二月	弘浦庄屋 新平	博多鯛町年寄あかし	一紙	其町三太夫男子三之助当浦へ養子ニ付
14	宗旨御改ニ付證拠之事	文政三年二月	弘浦庄屋 新平	志賀嶋浦庄屋 源四郎	一紙	其浦へ縁付ニ付
15	宗旨御改ニ付證拠之事	文政三年二月	弘浦庄屋 新平		一紙	寛政五年(文政七年)
16	御書付写	文政四己十一月	弘浦庄屋 新平		一紙	寛政五年(文政七年)
17	御書付写	文政四己十一月	弘浦庄屋 新平		一紙	其村へ縁付ニ付
18	宗旨御改ニ付證拠之事	文政五年二月	弘浦庄屋 新平	志賀嶋村庄 勤助	一紙	其浦へ養子ニ参入ニ付
19	宗旨御改ニ付證拠之事	文政五年二月	弘浦庄屋 新平	志賀嶋浦庄屋 源四郎	一紙	其村丈七養子龜吉、当浦へ帰参ニ付
20	宗旨御改ニ付證拠之事	文政五年一月	弘浦庄屋 新平	志賀嶋村庄屋 勤助	一紙	養子ニ参入ニ付
21	宗旨御改ニ付證拠之事	文政五年一月	弘浦庄屋 新平	志賀嶋村庄屋 勤助	一紙	其町かね、当浦へ縁付ニ付
22	宗旨御改ニ付證拠之事	文政五年一月	弘浦庄屋 新平	大工町年寄又吉	一紙	当浦蛭子宮大破ニ付
23	宗旨御改ニ付證拠之事	文政七年申十一月	弘浦庄屋 新平	吉称寺	一紙	
24	宗旨御改ニ付證拠之事	文政七年申十一月	弘浦庄屋 新平	外那珂・席田・御笠	一紙	
25	弘浦庄屋組頭組取百性中御願申上ル書物之事	文政七年申十一月	弘浦庄屋 新平	役場	一紙	
26	乍恐弘浦・庄屋組頭御願申上口上之覚	文政七年申十一月	弘浦庄屋 新平	外那珂・席田・御笠	一紙	
27	〔請取綴〕	文政八年六月	弘浦庄屋 新平	弘浦中	一紙	水夫銀

長崎御非番年同所江非常之異國船
渡来之節三立手当テ水夫并浦伝道
順番差出外扱之事

文政九年戊五月
文政十年何年

弘浦役場
岸原七太夫
弘浦庄屋 喜助外

弘浦平七、方平

(起請文断簡)

(弘浦中人名書上)

那珂郡弘浦庄屋組頭取中起請
文ヲ以申上ル前書之事

文政十何年
文政十三年二月

百姓中
弘浦穩婆勝平母
志賀島村久吉

浦役人中
弘浦御役人中
浦役人衆中

請印帳添書物之事
那珂郡弘浦穩婆起請文ヲ以申上ル
書物之事

天保三年
天保四年二月

久助
弘浦庄屋 兵左工門

浦役所
浦役所

御請合申上ル書物之事

天保六年末二月
天保七年三月

弘浦平助他
弘浦庄屋 源六郎外

御浦御役所
弘浦嘉助
弘浦久助

書物之事
弘浦庄屋組頭依御詮議乍恐申上ル
口上之覚

天保八年三月
天保十三年五月

桐山九郎次
桐山九郎次

切紙
切紙

弘浦庄屋組頭依御詮議乍恐申上ル
口上之覚

天保十三年五月
天保十五年辰八月

弘浦平助
下関阿弥陀寺幸吉

箱崎村庄屋
因幡六郎右工門

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上
ノ覚

弘化二年己六月
弘化三年午六月

弘浦西かた組合中外
弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門
細江猪三郎

未進帳

弘化三年午七月
弘化三年午八月

弘浦庄屋 孫七
弘浦庄屋 孫七

浦役所
浦役所

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上
ノ覚

弘化三年十一月廿七日

弘浦庄屋 孫七
弘浦庄屋 孫七

浦役所
浦役所

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之覚

嘉永二年酉八月
嘉永三年戊正月晦日

弘浦庄屋 孫七
弘浦庄屋 孫七

浦役所
浦役所

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上
ノ覚

嘉永四年六月
嘉永五年正月

志賀浦大庄屋 安十郎
香音寺隠州

野坂利右工門
弘浦庄屋孫七

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之覚

嘉永五年八月
嘉永五年九月

船主助次外
弘浦穩婆正作母

御浦御役所

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永六年丑三月

弘浦庄屋 孫七

御浦御役所

(穩婆起請文)

嘉永六年丑三月

弘浦庄屋 孫七

御浦御役所

書物之事

嘉永六年丑三月

弘浦庄屋 孫七

御浦御役所

證拠之事

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

御浦御役所

證拠之事

嘉永五年正月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

嘉永五年八月

弘浦庄屋 孫七

野坂利右工門

書冊

唐船、遠州漂着の節水夫出方宜敷

裏は社諸御初穂控

養育調方ニ付 包紙あり

十二月限上納出来がたきニ付

次吉帳面ニ御指加被仰付

六錢貳百五十目
家買入ニ付、年貢等一切私ヲ弁すべく
当浦仁作荅州ニテ樽木盜取ニ付

(中欠)

長崎御用使物不漁ニ付長州玉江浦漁人
雇入

米小売運上銀五匁

桃室運上銀式匁五分

米小売運上銀五匁

六十文正錢壹貫三百目

箱崎にて破船ニ付

当浦大崎ニ而秋敷鮪網敷入申度

勿八、友の勿吉を打ちやくに付

長崎御用テ物生売について

(前欠) 御立山云々

当浦彦藏不人品ニ付

当浦人家前波戸大破ニ付

当浦弥作、長崎水夫出奔ニ付

六拾文錢百五拾八匁三分式厘

すえ、玄界嶋へ縁付ニ付

弘浦平五郎当寺且那ニ紛なく

曾根沖ニ而沈船ニ付

(前欠)

120 119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97 96 95 94 93 92 91 90 89

	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	
	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	(御書付)	目録 弘浦庄屋 組頭組頭之者乍恐奉願上 口上之覚	写	(差紙所持之者指出之事)	急廻文	浜證文之事	永代證文之事	預り手形之事	拂捨證執	宗旨御改ニ付請證執之事	出方	拂證執之度	
	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	八月廿九日	二月廿日	七月十四日	十月九日	正月廿二日	慶応四年辰十月	慶応四年辰五月	慶応四年辰正月	慶応四年辰正月	慶応四年辰正月	慶応四年辰正月
															宮浦大庄屋 定右工門	赤尾船宿惣吉外	市五郎	弘浦庄屋 松田与藏	嶋原領戸崎村願生寺	弘浦庄屋 松田与藏	嶋原東古賀村正念寺	豐後府内 正教寺	
	浦奉行	弘浦 五郎次	弘浦 五郎次	弘浦 五郎次	弘浦 五郎次	弘浦 五郎次	弘浦 新七	弘浦 喜助	弘浦 喜助	弘浦 新七	弘浦 平十 祖母	弘浦 甚平	弘浦 善助	四番急用船 船頭 善市外	庄屋 貞藏	鹿之嶋御船役中	庄屋 松田与藏	菱屋 善次郎	弘浦 香音寺	勝馬村庄屋 喜右工門	香音寺	弘浦 香音寺	
	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断	断
	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙
	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付	諸品高価ニ付

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184
受取	[書簡] [書簡]	[願書]	講不足覚	上申	(借金証)	(卒業証書)	(卒業証書)	金預り手形綴	金預り手形綴	請取	
	旧十二月廿三日 二月十三日	明治十二年十一月廿一日	明治十二年十一月廿一日	明治十二年十一月廿一日	明治十二年十一月廿一日	明治十二年五月	明治十年五月	明治十年四月四日			
松尾桂七	大和熊吉母	大蔵	半田若老	松田与三郎	弘小学	弘小学	松田与三郎	村中			
弘浦御使	松田政吾	松田政大郎	福岡治安裁判所	松田利助	松田たね	松田たね	当浦百姓中	木家甚平			
切紙	繼紙	繼紙	一紙	一紙	一紙	一紙	野紙	野紙	切紙		
竹皮包老海風			地名、地価等あり 錢四錢他	金二十円也	下等小学第四級	下等第三級	金五拾円也 二件 2525円	金五拾円也	金五拾円也		

おわりに

弘浦を中心とした志賀島の近世における生きざまを、松田文書の紹介を兼ねた形で述べてきたが、実際のところ、私が能古島や西浦等で行なってきたような十数年間に及ぶ土地の人々との交流が無いままの、資料と文書のみによる記述であつてみれば、そこに生きた人々の生活を把握するには到らなかつたのが現実である。

したがつて、今回の記述は弘浦という蠶の集落に光をあて、問題を提起したに過ぎない。これを機会に弘浦を中心とした筑前蠶の实体を明らかにしていきたいと思うのである。

註

(1) 福岡藩浦役所記録『福岡県史資料第五輯』に収録されている。原書は「浦役所定」「同奉行則」と題し、慶安二年から享和三年までの記述がある。

- (2) かつき 潜ひそくこと。海土のことをいうこともある。かつぐともいう。
- (3) 鮑の藻焼 弘浦の松田民吉氏が、その父親から聞いた話として「しようゆ藻（現物不明）を入れて炊くと色が黒うなつて、そして作つた。お客があると人に出した」。
- (4) 無歩 入漁料を必要としないの意。
- (5) とりこせ 売つ瀬と共に、現在の海図には記入されていない。売つ瀬は確認できたが、とりこせは二つの説があるとのことである。図に、売つ瀬―①、とりこせ―②③と載せている。
- (6) 歩一 十分の一の意。
- (7) 俵物 江戸時代、長崎貿易の輸出品であつた水産物をいう。煎海風・干鮑・鱧等。
- (8) 切剪斗 鮑を桂むきにして干したもの。
- (9) 長州玉江浦 現在山口県萩市。
- (10) 香音寺 弘浦に現存する寺・臨済宗京都東福寺派に属す。開基及由来不明（粕屋郡志による）。
- (11) 諸岡村 現在、福岡市博多区。

資料館における

民俗資料収集試論

佐々木 哲 哉

はじめに

当館で民俗資料の収集をはじめ、やがて三年になろうとしている。その間に、有形の民俗資料で整理を終わったものが、寄贈・寄託・購入を併わせて三八六〇点。数量的には一応収集の基礎的なベースに達したとみることもできよう。しかし、民俗資料全体の資料構成という点からすれば、その中に重複を含んで项目的にかなり偏りの生じているのがみられる。ゼロからの出発ということで、まずは市民各層の協力を求め、そこから得られた情報をもとに収集の輪を拡げてゆくという、初期的な収集段階には当然起こり得る現象で資料提供者の善意に依存した収集の限界ともいうべきであろう。

昭和四十年代に入ることによって顕著となった住宅の新築・改造のあ

おりで、有形民俗資料の急速な湮滅は目を掩うばかりである。しかも、保存環境の悪化は収集品に破損その他の著しい質的低下を招いている。そうした切迫した状況のもとでは、ある程度の重複には目をつぶって、残存している資料を網羅的に受け入れるという「投網式収集」も、ここ当分は必要かと思われる。しかし、それと併行して、意図的にこれまでの欠落部分を補ってゆく「一本釣り式収集」もまた考慮すべき時期に來ているともいえる。

そこで、今後の収集がそうした意図的なものを目指すとなれば、当然そこに、それなりの確たる方針が策定されていなければならぬ。コレクション（収集品群）とは「定義された集合」であるといわれている¹⁾。単に分類表の各項目を万遍なく押えればこと足りるというのではなく、地域の資料館としては、何をどのように集めるべ

きかという、「コレクションの構造」を充分検討したうえで、の収集でなくてはならない。

民俗資料の収集については、これまでも、宮本馨太郎、宮本常一、中村たかを等、アチックミュージアムの先学によってそれぞれの見解が示されている。²⁾ いずれもアチックミュージアム多年の蓄積と、地道な研究の成果を踏まえたもので、現在のところ、後進のわれわれにとって、それらが唯一の指針となっている。しかし、これとても、若干の検討の余地がなくはない。すなわち、これまでのアチックが辿って来た経緯からすれば当然のことといえるが、民俗資料を「民具」の範疇だけで位置づけてきたことである。

民俗資料には有形と無形とがある。そのうちの有形民俗資料に限っても、その中には民具の概念でとらえにくいものも含まれている。現在用いられている民俗資料の概念規定が、昭和二九年に改正された文化財保護法によるものだけに、いま一度その辺から洗いなおして、検討を加えてみることも決して無意味なことではあるまい。

民俗資料の収集をはじめてまだ三年にも満たぬ乏しい経験からではあるが、一つには、これまで繰り返して来た模索を整理する意味で、視点のいくつかをまとめて、今後の収集に対する方向づけとしたい。

註

(1) 倉田公裕『博物館学』第二章収集論ほか。

(2) 宮本馨太郎『民具入門』、宮本常一『民具学の提唱』、中村たかを『日本の民具』、ほか。

資料館と民俗資料

最近各地域で民俗資料を収蔵・展示する博物館・資料館が急速にふえている。ヨーロッパ各国の例からすればむしろ遅すぎたきらいはあるが、民俗資料を収集し保存をはかる時期が今を措いてはないという緊迫した切実感が、その遅れをとりもどすことに拍車をかけたともいえよう。

そうした中で、これら資料館等における民俗資料の展示について、人びとの評価は二通りに分かれている。農器具にはじまり、飲食器、家具・調度類、時たま工芸品を含んではいるが、日常の生活雑器類が雑然と展示され、あたかも古道具屋の店先を思わせる様である、しかも最近ではいずこも似たり寄ったりで地域性や個性味に乏しい、というのがその一つ。いま一つは、従来の博物館・資料館のイメージとは異なり、一般の人びとの生活に密着しているだけに親しみがもて、昔懐かしい道具、珍しい品物もあって、見ていて楽しいといった類のものである。

われわれが、人文系博物館・資料館の收藏品に対していただくイメージには、潜在的に、珍しいもの、変わったもの、古いもの、高価な名品・逸品という意識がある。それらは人間の極めて自然な、興味あるいはそれらを所持したいという欲求を裏返したものであるかも知れない。しかし、一面わが国の博物館が、その創設期にイギリスの大英博物館をモデルにしたことも、遠因の一つにあげられよう。そのことについて、わが国では、十九世紀的な、王侯貴族や寺院あ

るいは権力者がその富と権力の象徴として収集した、遺物・遺品を陳列して見せる博物館の先入観が、そのまま潜在的に長く尾を引いているとの指摘もある。⁽¹⁾民俗資料に対するさきの相反する評価も、もとをただせば、ともに、こういった共通の潜在意識から出てきているともいえよう。

王侯貴族の遺物・遺品、あるいは芸術的価値の高い美術・工芸品と比べれば、民俗資料はどうみてもがらくたの寄せ集めである。しかし、それは意味を持ったがらくたの集団である。そのことをもっとも端的に指摘したのが、アチックミュージアムの創始者洪沢敬三で、その著『祭魚洞雑録』(一九三三年 郷土研究社刊)に次の一節がある。

アティックに集められた物を概観して不思議に感ずるのは、多く集れば集る程、それが統一へ向って融合して行くと同時に、其処には単一の標本の上から見出せない、総合上の美を感ずることである。マッチのペーパーや切手を巨多に集めた感じとも違ふ。又多数一堂に展観された書画骨董の美とも違ふ。書画の場合は単一個体の美が強調され、その一つ一つに独立した美を認める為か、別段総合的な美は感じない。之に反して、アティックのものは、一つ一つには随分と汚らしいものが多いが、集るにつれて、一種特有の内的美を感ずるのは何であろうか。田方山方濱方の我々、又我々の祖先が、極めて自然裡に発明して来た各種各様の民俗品の、全体を総合して考えた時、其処に我々の祖先を切実に観、又その匂ひを強く感じ、懐しく思ふ意味に於て、自分には、今アティックの収集は、その数量に於てたとへ僅少であっても、之は今述べた全体への一部分であつて、而も、それは確かに有機的な一部として、血も涙も通つてゐるとい

う気がしてならない。兎に角、アティックの標本は、ものそれ自身が多くの場合、売る為に作られたり、人に見せる為に作られたりしたものでなく、我々の祖先から今迄、我民族の実生活に切実にビタリとついている点で、極めて特殊の味がある。之を下手物とか民芸品とか言つて重んずる者は、ものそのものの単独の美を逐ふのである。我アティックは全体の一部として見て、之を作つた人々の心を見つめようとする。即ちアティックの標本は、我々の祖先の心を如実に示現している点に奇しき統一があり、其処に特殊の美を偲ぶことが出来る。(同書七七八ページ)

ここでは、まだ民具とは呼ばずに、民俗品の呼称がとられてゐるが、一点豪華主義とはその価値観を異にする、ミュージアムにおける民俗資料の位置づけがみごとに言い尽されている。

収集品群(コレクション)を通して人びとの生活を見る、それを作り、それを用いた人びとの心を見る、そこに特殊な美が存在する、という発想には、大正から昭和初期にかけての耽美主義的な美意識が感ぜられぬこともない。しかし、ものを通して人びとの心を見る。こと自体には、単なる美意識では片づけられない、もっとシビアな意味合いが含まれていよう。ここで興味をそそられるのと軌を一にしていることである。

周知のように、柳田は昭和九年(一九三四)の『民間伝承論』で、民間伝承を、

第一部は生活外形、目の採集、旅人の採集と名づけてよいもの、これを生活技術誌と呼ぶも可。

第二部は生活解説、耳と目の採集、寄寓者の採集と名づけてよいもの。言語の知識を通して学びうべきもの。

第三部は骨子、すなわち生活意識、心の採集または同郷人の採集とも名づべきもの。

と三部に分け、目、耳、心による採集と、採集する側の立場に立った分類を示しているが、翌十年の『郷土生活の研究法』（刀江書院）では、それを発展させて、第一部を「有形文化」、第二部を「言語芸術」、第三部を「心意現象」と名付け、それぞれの部門で調査すべき文化現象を次のように示している。

第一部 有形文化——住居、衣服、食物、交通、労働、村、連合、家、親族、婚姻、誕生、厄、葬式、年中行事、神祭、占法、呪法、舞踊、競技、童戯、玩具。

第二部 言語芸術——新語作製、新文句、諺、謎、唱えこと、童言葉、歌謡、語り物、昔話、伝説。

第三部 心意現象——知識、手段と方法（生活技術）、生活目的（人生の究極の意味）

そして、この三部門のうち、第三部の心意現象をもっとも重視して、「実はこれこそわれわれの学問の目的であって、あとの『一部』と、『二部』の二つはいわばこれに達するための、途中の階段のように考えているのである。」と述べている。

われわれの注意をひくのは、第一部・第二部を通して把握された、人びとの生活の知識、生活の手段と方法を、人生の究極的な生活目的を探究する手段に位置づけようとする思考の流れで、これ

そ、人間とは何か」の問いに答え得る学問として、民俗学を志向した柳田の真骨頂を示すものといえよう。そして、そこにわれわれは、収集品群を通して人びとの生活を見、人びとの心を見ようとした洪沢との一致をみる。

資料館における民俗資料の本質的意義を考える場合、柳田・洪沢を二本の柱とすることに誰しも異論はあるまい。ただそれが、それぞれの継承者によって、柳田の『このころの民俗学』、洪沢の『ものの民俗学』と、あたかも別個な柱であるかのように受けとられているところに問題があろう。

洪沢の収集品群は、柳田の有形文化と何等背馳するものではない。ただ柳田の民俗学が故老からの聞き取りを中心とする民間伝承の研究に重点をおいていたことの不満から、洪沢が『もの』を中心に収集をはじめ、その生態的研究を志向した²⁾という点に違いがある。しかし、その究極において両者の目指すところは一つであった。いま一つ、両者に共通するところは、双方ともに群れを意識していたことである。民間伝承の事象にしても、ものにしても、それを個別的にとりあげるのではなく、群れの一部としてそれを見ようとしていたことである。個々の事象、個々のものが、それぞれ有機的にかかわり合いながら、人間の生活を組み立てているという認識が、たえず両者の根底で共鳴し合うものとなっていた。

民俗資料を、単に古いもの、珍しいもの、懐かしいものとしてだけ受けとることが、結局は場当り的な収集となり、収集したものを雑然と脈絡もなしに陳列して、さきの評価にもあるような、地域性

も個性味もない、古道具屋の店先を思わせるような展示にしま
うことにもなる。資料館における収集が、個人の収集と異なるこ
ろは、それが興味本位、趣味的な収集ではなく、明確な問題意識に
支えられたものでなければならぬということである。その抛り所
となるのが、柳田・渋沢によって示された「ものを通して生活を見、
人びとの心を見る」という志向ではなからうか。それを地域の資料
館にあてはめれば、地域に生きた人びとの生きざまを、ものによっ
て如何に鮮明に表出するかということになる。そこに「もの」を単
体としてではなく、それぞれが持つ機能を全体の一部として分け合
いながら、ある統一へと向かって密接に結びつく群れ(資料群)と
して捉えることの必要が生じてくる。

註

- (1) 前掲 倉田公裕『博物館学』第四章展示論、第七章博物館利用者、ほ
か。
- (2) 「自分等が特殊の敬愛と同情を持つ民俗学に、今まで、生物学的とで
も云ひ度い様な、実証的研究方法があまり用ひられて居らぬことを、
聊か不満に思つて居たので、ミュージアムの本来の性質に鑑み、此の
アティックで民俗品を採集することの意義を自ら悟つたのであった。」
〔『祭魚洞雜録』六ページ〕

民俗資料と民具

民俗資料は、日常生活のごくありふれたものであるだけに、つい
その価値を見過ごされることが多い。したがって、それを収集する

際にも、たえず、何が民俗資料となるのか、何を民俗資料として集
めればよいのかということについての、的確な判断が要求される。
その時にもっとも手がかりとなるのが、文化財保護法である。

周知のとおり、文化財保護法制定の当時(昭和二五年)、民俗資料
は「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民
俗資料その他の有形の文化的所産……」と有形文化財の一環として
扱われ、有形のものだけが保護の対象とされていた。それが、昭和
二九年の改正で民俗資料は有形文化財から切り離され、新たに無形
の風俗習慣をも加えて独立した項目となり、

「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いら
れる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため
に欠くことのできないもの(以下「民俗資料」という。)」

と規定されている(第二条第一項第3号)。民俗資料という呼称はこ
の時に始まっている。さらにそのあと、昭和二九年一月二二日に
告示された、「重要民俗資料指定基準」では、有形民俗資料の具体的
な内容が次のように示されている。

- 1、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形態、製作技法、用法等に
いてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用
具、家具調度、住居等
 - (2) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁猟具、工匠用具、
紡織用具、作業場等
 - (3) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚

用具、関所等

(4) 交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板・鑑札、店舗等

(5) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者宿等

(6) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会員、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(7) 民俗知識に関して用いられるもの。たとえば暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

(8) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具、楽器、面・人形、玩具、舞台等

(9) 人の一生に関して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(10) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

2、前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの。

(1) 歴史の変遷を示すもの。

(2) 時代的特色を示すもの。

(3) 地域的特色を示すもの。

(4) 生活層層の特色を示すもの。

(5) 職能の様相を示すもの。

3、他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの。

また、無形の民俗資料については、同日付で、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準」が告示されているが、その内容は、有形には入らない「口頭伝承に関するもの」を第六項に加えて一一項目としているほかは、「用具」を「習俗」に置き換えただけで有形の指定基準と大差はない。

ここで、民俗資料を分けて有形と無形とし、それぞれ一〇ないし一一項目に分類して具体例を示したことは、民俗資料の内容とその範囲を明確にしたという点で大きな意義を持つものであった。特に、民俗資料を「わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定し、指定基準を「わが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」において、絵画・彫刻・古文書等、歴史的・芸術的に価値の高い文化財と同列に位置づけたことは、まさに画期的ともいえるべきことであった。

注目すべきことは、民俗資料に歴史資料としての価値を認め、それを基盤的な生活文化という新しい文化概念でとらえていることである。

民俗は、民間伝承とも呼ばれ、人びとが祖先から受け継ぎ、日常生活の上で繰り返し実践して来た類型的な生活事実のすべて、というように定義づけられ、伝承のしかたに、遺習伝承・遺物伝承・遺文伝承の三つがあるとされて来た。「伝承」ということば自体、その中に歴史性が含まれているが、柳田國男以来の民俗学が慣行・習俗等の遺習伝承を主として、時代的な推移や変遷よりも、可能な限り古い時点に遡ってその祖型をもとめ、それがいかにもその形を崩

さずに伝承されて来たかということに考察の力点を置いて来たがために、文献史学から見れば異質のものを受けとられ、年代のない歴史学²、というような評価も与えられて来た。しかし、歴史的事象の中に、遺習伝承という新しいジャンルを拓いたことと、「フォクロアを規定するものは伝承性、持続性、常民性¹」というように、常民²を歴史の表面に押し出したことは、確かに民俗学の功績であった。近頃でこそ、文献史学においても庶民生活史の占める比重が大きくなっていくが、それまでは、国民のうちのごく少数の指導者層、支配者層の書き残したものをもとに綴った、政治史・事件史の色合いが濃く、国民の大多数を占める庶民階級の生活の細部にわたっては、目を向けられることが少なかった。「わが国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの³」として、民俗資料が庶民生活史の資料に位置づけられた意義もそこにある。

「基盤的な生活文化」という点についても同様なことがいえる。文化といえば、これまで、特殊な才能を持つ人によって生み出されたものとか、特定の人びとによって長い間かかって洗練され磨きあげられて来た芸術性の高いものとかがとりあげられ、一般庶民が生活の必要から作り出した道具とか、行事・慣行とかは、たいして問題にされなかった。しかし、そうしたすぐれた個人の業績や、洗練されたものも、はじめから孤立して存在していたわけではなく、それぞれが所属していた一般民衆の生活文化を基盤に成立したものと見える。みかたをかえるならば、貴族文化・武家文化などといった文化の担い手層による文化分類や、室町文化・桃山文化などといっ

た時代による文化区分のほかに、各階層、各時代を通して存続する、基盤的な生活文化という文化概念が存在するということで、前者のような特殊的個性的文化を表層文化とするならば、後者はまさに基層文化とも呼ぶべきものである。³民俗資料はその基層文化の範疇に属するものといえよう。

資料館で収集すべき民俗資料も、地域の人びとのそうした基層文化の特色を示すもので、しかもその推移が理解できる資料ということが、まず基本とならねばなるまい。

その場合、有形のものとともに、無形の分野も対象とされなければならぬことはいうまでもない。博物館・資料館が、実物資料を収蔵し、展示して、研究や学習の用に供する機関であるということから、とかく有形のものだけがその対象として考えられやすいが、民俗資料の場合、有形と無形とは表裏をなすもので、別個に切り離しては考えられない性質のものである。民俗資料を文化財保護の対象とした際に文化庁が示した、『民俗資料調査収集の手びき⁴』にも、民俗資料を分類の上では有形と無形に分けながら、「両者は表裏一体をなすものとして有機的に取扱うことが望ましい」と、別表のような相互の関連を示す一覧表を添えている。

問題は、資料館等で、無形のことを如何にして資料化するかということであるが、それには、文字による記録化と、音響または映像による記録化とが考えられよう。このうち、文字による記録化は直接展示とは結びつかないが、実物資料の資料構成や、展示資料解説の基盤をなすもので、むしろ実物資料収集に先立って行なわなけれ

民俗資料の分類

表1 『民俗資料調査収集の手びき』の分類表例

無形の民俗資料	有形の民俗資料
1 衣・食・住	
(1) 衣	
<p>①服装（男女別，季節別，年齢別） ふだん（寝衣を含む） 労働（田植，狩猟，行商，海女，諸職等の作業別） 外出（訪問，遊山，旅行，巡礼等） 祝儀（七五三，成年式，婚礼等） 喪（葬送，服喪） 防寒等（雨，風，寒，暑，非常の場合を含む）</p> <p>②結髪・化粧（おはぐろ，いれずみ等を含む） 髪形とその名称，結び方，かねつけ習俗，鉢巻・頬かぶり・手拭のかぶり方，まじないの的なもの等</p>	<p>(A)服物（男女別，季節別，年齢別） かぶりもの てぬぐい，ふろしき，ずきん，かさ，ぼうし等 着物類（上体につけるもの） たすき，てっこう，はだき，山じばん，みじか，ながぎ，そでなし，はんでん等 前掛，袴類（下体につけるもの） ふんどし，こしまき，帯，前掛，ももひき，山袴，はばき，きやはん等 はきもの 足袋，つまがけ，ぞうり，わらぐつ，かんじき，げた等 雨具・防寒具等 みのぼっち，みの，けら，かっぱ，かくまき，こしみの，きごさ等</p> <p>(B)結髪・化粧用具 くし，こうがい，鏡，油つぼ，おはぐろ道具，いれずみ道具等</p>

ばならない性質のものともいえる。

そこで、民俗資料を考える場合の、いま一つの問題点に、民俗資料と民具との関係がある。従来、博物館・資料館における民俗資料といえば、直ちにそれを民具に置き換えて考える傾向があった。「民具」ということばは、渋沢敬三の造語で、「蒐集物」「民俗品」などを経て定着し、アチックミュージアムにおいて慣用化されるに至ったものである。前節で「柳田のこころの民俗学」「渋沢のもの民俗学」という色分けのあることを述べたが、これまで民俗学の分野で有形民俗資料の研究を進めて来たのは、主としてアチックミュージアムの同人たちであったから、アチックで用いていた「民具」が、有形民俗資料のすべてを代表することばになって来たともいえる。ところで、アチックでは「民具」を「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身近卑近の道具」と定義づけて来た。昭和十一年（一九三六）六月に刊行された『民具蒐集調査要目』の「まえがき」にあるもので、以来、アチックミュージアムのバックボーンとして、現在までそれが踏襲されている。民具と呼ぶ場合、たしかにこの定義づけは当を得たもので、的確にその本質を言い当てている。しかし、「民具」という名称、および「日常生活の必要から技術的に作り出した身近卑近の道具」という定義づけは、それを前記の文化庁が示した有形民俗資料の分類基準にあてはめてみると、せいぜいそれが衣・食・住、生業、運搬、交易の範囲を出ていない。アチックでその収集・調査・研究の対象としていたものが、この範囲に限定されるものでなかったことは、『民具蒐集調査要目』

表2 『民具蒐集要目』における民具分類

- 一 衣食住に関するもの
 - 1 家具(室内器具、寝具、保存用具等を含む) 風立(衝立)、火鉢類、煙草盆、机、踏台、各種戸棚、長持、鉤の類、鏡箱、火糊、自在鉤、下駄箱、花立、枕、蓆蓆類、夜衾、魚刺、膳棚、お針道具等。
 - 2 燈火用具(燈火器および発火器) シテ鉢、燈台箱、行燈、燭台、カンテラ、カンテラ台、提燈、蠟燭、松脂燭燭、火打箱、火打袋、松明、火口箱、火打石、火打鎌等。
 - 3 調理用具(一般台所用具のうち主として調理に使用するもの) 鍋、釜、桶、俎、摺子木、練鉢、庖丁、豆腐製造器、粉挽道具、臼、杵、柄杓、塩壺、鍋敷、笊、鍋取等。
 - 4 飲食用具(一般飲食器具、その他茶道具、煙草道具を含む) 木地膳、箱膳、盆、茶通、椀、箸、印籠、メンパ、ワッパ、茶桶、茶笥、茶杓、茶臼、煙草切道具、煙草盆等。
 - 5 服物(履物を除き、一般服物のうち地方的特色を有する様式材料に基づく晴着、普段着、労働着を含み、また防寒、日覆の類を含む。なお、材料には麻布、麻布、綿製品、マダの織維製品、芋、葛楮布、獣の皮、篠、棕櫚、蒲葵、蒲、菅、藺、翠檜の外皮、檜、竹、紙など) 藤布の裁着、鹿皮の裁着、マダ布の猿袴、軽衫、犬の皮の胴着、胸当、蓆製手袋、蒲脛巾、脛巾、踵当、甲掛、手覆、襟当、風呂敷、手拭、三尺、一般の仕事着、各種の頭巾、腹掛、前掛等。傘、笠、蓆、腰当、肩蓆、バンドリの類等。
 - 6 履物 下駄各種、藁沓爪掛類、竹下駄、浜下駄、草履、足半、草鞋、皮沓、標(木製標、鉄製標)、大足、田下駄等。
 - 7 装身具 櫛、弁、その他結髪用具、袋物類、文身道具類。
 - 8 出産育児用具 出産については祝物、縁起物または地方的特色ある調度品類、育児関係ではツグラ、飯詰などの育児籠等。
 - 9 衛生保健用具(民間療法に必要な用具) 御歯黒道具、捨木(虎杖の幹、竹筧、海藻)等、センブリ、黄蓮、サイカチの実など。
- 二 生業に関するもの
 - 1 農具 鋤、鋤、犁、備中鋤、唐鋤、馬鋤などの耕耘用具、摺臼、唐箕、箕の各種、樹、鎌などの収穫用具、その他、播種、施肥、除草、害虫駆除、苗代作業に使用される用具、大足、田下駄等。
 - 2 山樵用具(山樵に関するものうち運搬関係の用具は除く) 鎌、鉈各種、鋸、斧、鉈の鞘、砥石袋、弁当袋など。
 - 3 狩猟用具(現在の銃砲具を除く。いわゆる火縄銃などの銃器を含む) 烟硝入(印籠、竹筒、角製などの各自の製作になるもの)、猟着、火縄、火縄入、口薬入、弾丸製造具、山刀、鹿笛、鳥笛、呼子笛、手槍等。
 - 4 漁撈用具(海、湖、川などで使用する漁撈用具で海藻採取に関するものを除く) 笠、各種の釣具、各種の網、鉾、藻刈鎌、箔、磯がね、垢取、磯着等。
 - 5 紡織色染に関するもの 機、地機、錠機、紡車、綿繰器、綿打用具、杵の台、芋績桶、管、箴各種、梭、縞帳等(材料としては麻、藤、藍、梔、泥、紫(草)等。また藤布、楮布、麻布、マダ布、木綿、炭伎、猫編、蓆蓆、蓆、簾、畳表等)。
 - 6 畜産用具(伯楽関係を含む) 手綱、轡、鞍、牛馬の腹掛、秣桶各種、鈴、罌を切る鋏、爪切道具、鼻木、口沓、牛馬の沓、面繫等。
 - 7 交易用具(交易、市などに関係がある民具で度量衡用具、計算用具などを含む) 算盤、各種の枺、財布、錢箱等。
 - 8 その他 漆掻、障脳採、砂金採、木地屋、側師、杉皮剝、岩茸採、屋根葺、日履、石工、大工、鍛冶屋などの人達が使用する用具等。
- 三 通信運搬に関するもの
 - 1 運搬具(機械に依るものを除き、牽き、担い、負い昇ぎ、提げ、戴きなどの方法によって用いられる用具ならびに補助具、および携行具) 櫛の各種、蒿口類、背負梯子、荷杖、背負繩、背負籠、魚籠、小出、背中当、沓、叭、天秤棒、頭上運搬用の輪。
 - 2 旅行用具 白衣、胴巻、金剛杖等。
 - 3 報知用具 拍子木、法螺貝、板木、半鐘、采配、烽火、文箱等。
- 四 団体生活に関するもの(災害予防のための用具、若者宿の道具、地割用具、共同労働用具等を含む) 堂梔、共同使用の地曳網、車等。

五 儀礼に関するもの

- 1 誕生より元服（成年式）までに用いるもの 岩田帯、産着、涎掛、七五三祝の道具、履始の草履、御歯黒道具、歯固餅等。
- 2 婚姻に関するもの（祝物、縁起物または地方的特色のある調度品） 継箱、綿帽子、御歯黒道具等。
- 3 厄除に用いられるもの（厄払、厄除に特に関係のある道具）。 火吹竹、走りチャンチャン、帽子等。
- 4 年祝に用いられるもの（そのうち地方的特色を有するもの） 足半、被物、配物、水塔婆等。
- 5 葬式、年忌に用いられるもの（そのうち地方的特色を有するもの） 足半、被物、配物、水塔婆等。
- 六 信仰・行事に関するもの
- 1 偶像（主として民間卑近の偶像でいわゆる高遠な芸術品とは自ら異なるもの） 庚申、山の神、水神などの民間信仰に機縁が深い御影または御札類、オクナイ様、塞の神、行者、地藏、馬頭観音の類、オシラ様、カクラ神、和合神の像、狐、犬、狼、鹿、蛇、鶏、鳥、蛙などを象るもの、河童、天狗その他の妖怪に類するもの。虫送の薬人形、精霊馬、形代の類。

2 幣帛類

- 1 幣帛類 幣帛、削掛（小正月の花）、依代、梵天、万燈等。道祖神祭の飾り、注連縄の類、煤払男、道柴の類、幟、繭玉等。
- 2 祭供品および供物 塩手籠、清め御器、恵比須の薬皿、御神酒の口、水の餅等。
- 3 楽器 笛、太鼓、鈴、神楽の鈴、ビン鉦、鉦、鉦、鉦、四つ竹、拍子木の類。
- 4 仮面（材料様式として木彫、木彫彩色、木地彩色、樺皮、瓠、土型、張子などが主で、その補助用具を含む） 鬼、観音、般若、日能水能、猿、ナマハゲ、おかめ、ヒョットコ、天狗、獅子、竜、狐などの面。
- 5 呪具（お呪いをするときに用いる道具）
- 6 卜具 粥杖、杖、算木、筮竹等。
- 7 祈願品 石碗、山の神の粉袋、枕、臈、奉納包等。
- 8 娯楽遊戯に関するもの（娯楽遊戯、賭事、競技に関する用具）
- 9 玩具・縁起物（手製の玩具にして商品にあらざるもの）

の「まえがき」に続く「民具蒐集要目」（別表2）の内容をみてよくわかる。衣食住、生業、通信運搬の項目に続いて、「団体生活に関するもの」「儀礼に関するもの」「信仰・行事に関するもの」「娯楽遊戯に関するもの」「玩具・縁起物」があげられている。しかし、これらが果たして「日常生活の必要から技術的に作られた身近卑近の道具」といえるのかどうか。とくに信仰・儀礼関係は生活の技術とは縁遠いものといえる。渋沢の継承者である宮本馨太郎もそのことを意識して、のちに「民具は単に衣食住・生業・運搬関係などの用具にのみ限定されるものではなく、それは生活文化の全分野にわたって、一般の人々がその日常生活の必要から製作・使用してきた伝承

的・な・器・具・造・型・物・の・一・切・を・包・含・し・て・い・る」（⁶）という新しい見解を示している。しかし、これとても「民具」という用語を改めない限りは、どうしても拡大解釈のそしりはまぬがれまい。さきの文化財保護法における民俗資料の概念規定および内容分類が、アチツクの『民具蒐集調査要目』に準拠したものでありながら、名称を「民具」とはせず、⁷「有形民俗資料」としたことは、適切な措置であったといわねばなるまい。しかし、現実の問題として、依然、民俗資料といえは民具、という観念が根強く滲透しているため、資料館等における収集も、いきおい有形のものに限られ、しかも衣食・住、生業、運搬・交易等を中心がおかれるという傾向を示して

いる。一つには、資料収集を地域住民の寄贈・寄託に依存した場合、得られるものがおおむねその範囲を出ないということもその理由にあげられよう。われわれの乏しい経験からではあるが、「社会生活に関するもの」以下の項目については、伝承者自身もそれが民俗資料となることに気付かない場合が多く、故老からの聞き取り調査や実地見学の過程で、そこに使われる器具・造型物を把握できることが多い。そうした点からも、民具と、そうでない「伝承的な造型物」を区別して考える必要があるように思われる。

これまでの民具研究のうえで、アチックミュージアムの果たした功績は大きい。ことに、全国から集めた豊富な資料をもとに、道具の生態学研究ともいえる方法を駆使して、生活の文化や生産・技術の発達をあとづけして来たことは高く評価される。惜しむらくは、それが「民具」という枠を固定しすぎたがために、焦点が道具と生産と技術との関係にしばられた感があつて、必ずしも民俗生活全般を描ききったとはいえない点がある。これには、これまでの民俗学が有形民俗の分野をアチックの研究にゆだねて、それとの提携を怠って来たことにも原因があろう。宮本常一はそのことを不満として、遺著『民具学の提唱』(昭55、未来社)の中で、民具学を民俗学から引き離すべきであると、かなり激しい論調で所論を述べている(7)が、これもまた性急すぎるというべきであろう。この際はむしろ、有形民俗の分野で、これまで伝承慣行¹¹無形を中心に成果をあげて来た民俗学の蓄積を積極的に取り入れることを考えることこそ必要なことではないかと思われる。

註

- (1) 堀一郎「民間伝承の概念と民俗学の性格」『民間伝承』15—9 昭26。
- (2) 『常民』は民俗学における造語で、さまざまな概念規定がなされているが、『民俗学辞典』(東京堂)には「民間伝承を保持している階層をいう」とあり、渋沢敬三はこれをコモニープル(ごく普通一般の人びと)の意に用いている。
- (3) 文化における表層文化・基層文化の二重構造はドイツの民俗学者ナウマンによって提唱され、わが国では和歌森太郎らによって支持されて来た。
- (4) 文化庁編集 第一法規出版刊 昭40。のち民俗文化財と改称(昭50)されたのに伴い、増補改訂して『民俗文化財の手びき——調査・収集・保存・活用のために』(昭54)となる。
- (5) 有賀喜左衛門によれば、「民具」という用語を濫用が使い始めた時期は必ずしも明らかでないが、昭和一〇年前後ではなからうかとされている(『日本常民生活資料叢書』第一巻「総序」)。
- (6) 『民具入門』慶友社 昭44 9ページ。
- (7) これまでの民俗学は故老からの聞き取りを主とする伝承資料の比較研究に中心がおかれ、民具についてふれることがなかった。民具を通して生産や生活の文化や技術を見ようとする民具研究とはおのずから方法論を異にするので、この際民具学を民俗学から切り離して独立した科学とすべきである、というのがその要旨である。

民俗資料におけるハレとケ

資料館等において民俗資料を収集する場合、衣・食・住、生業、運搬・交易関係に比重が偏ることは、実物資料の残存状況から見て当然のことといえる。これに対して、社会生活、信仰、年中行事、芸能・娯楽、通過儀礼、民俗知識関係については、その殆どが意図

的な収集に頼らねばならないだけに、特別に関心をそそられるものを除いては、とかく見過されがちになることが多かった。

ところで、無形の分野からこの両者を眺めると、すべてではないにしても、ほぼ、前者が各家庭の日常生活に関する習俗・慣行、後者が地域共同体の慣行に属するものと、大まかな区別ができるようである。そして、資料館が民俗資料を通じて、地域住民の生活の推移の理解”を意図するとき、その基盤をなすのが地域共同体の機能であり、その上に営まれているのが、各家庭の日常生活（衣食住や生業）であるというように見ることが出来る。

これまで、民俗の形成基盤を共同体社会において、共同体の慣行・習俗という立場から民間伝承の体系化を進めて来たのは主として民俗学であるが、日常生活に用いられる道具と、共同体社会の機能を果たすのに用いられてきた器具・造型物を比較するうえでも、その成果は十分に生かされるべきであろう。その視点の一つに、民俗学によって明らかにされた、日本人の生活に見られるハレとケの二面性がある。

ハレは、晴れ着”、晴れの場所”などに言われるような改まった特別な機会、ケ(憂)はそれに対する日常普段の生活を意味するが、最近ではこの両者についてようやく一般にも共通の理解が得られるようになってきた。ハレの日は、古いことばではセチ(節)とか折目とか呼ばれ、ものごとの区切りを意味していた。一年をサイクルとしてそれを見ると、ケの日すなわち普段の日の間に、あたかも竹の節のようにハレの日が狭まって生活に区切りをつけ、一つのリス

ムをなしている。年中行事と呼ばれるものがそれで、別のいい方をすれば、年中行事とは、一年の生活のうちに織り込まれているハレの日を抽出総括したものだ”ということができる。また、人間の一生という流れから見ると、誕生、七五三、成人式、結婚、年祝い、葬送などをめぐって行なわれる儀礼の日がそれで、人生儀礼とか通過儀礼とか呼ばれる。

現象面から見れば、家庭の生活あるいは個人の生涯における区切りのように見えるこのハレの日も、もとをたせば、農村の共同体機能の中にその発現を見出すことができる。年中行事は、農耕の折り目ごとに神を祀って生産のつつがなきを祈った農耕儀礼をもとにしたもので、人生儀礼は個人的なハレの機会であると同時に、社会的にそれを披露する共同体の成員としての通過儀礼でもあった。

自然的条件に支配されやすく、たえず収穫の不安をかかえていた農耕生産であっただけに、そこには信仰に依存する面が多く、生産の節目・折目で神を祀る農耕儀礼は農村生活の基軸をなすものであった。また、苛酷な生産・生活条件に対応するため、弱い人間どうしがお互いに肩を寄せ合って生きてゆく必要がある、そのために生み出された機構が共同体組織で、その果たす機能によって生産共同体とか生活共同体とか呼ばれる。図1は、そうした農耕生産と農耕儀礼(信仰)と共同体組織の相関関係を図に示したものであるが、ここではそれらが三位一体となって不可分の関係をなしている。これらを総合して、われわれは村落共同体と呼ぶ。その時、その共同体の成員を結びつける紐帯となってきたのが共同体祭祀Ⅱま

つりであることも、現在各地に伝承されている祭り行事などから容易に理解できる。そして、その祭り行事をもとに発生したのが、民俗芸能であり各種競技・娯楽であった。

この図からもわかるように、われわれがハレの機会と呼んでいるのは、二重マルを施した部分で、これをさきの民俗資料の分類にあてはめれば、信仰、芸能・娯楽、人の一生、年中行事関係がそれにあたる。それに対して、ケにあたるのが一重マルの部分で、分類からすれば、衣・食・住、生産・生業、社会生活関係等である。

このように見てくると、『日常生活の必要から技術的に作り出した身辺卑近の道具』と定義づけられた『民具』は、明らかにケの生活に用いられる道具を意味しており、ハレの機会に用いられるものとの間には、おのずから一線が画されることになる。ケの道具、ハレの道具の具体的な内容については、二九〇～三〇ページのアチックミュージアムが示した「民具蒐集要目」の分類表(表2)、および文化庁の『民俗文化財の手びき』(旧版『民俗資料調査収集の手びき』以下『手びき』と略称)に示された具体例(表1に一部例示)が手かりとなる。

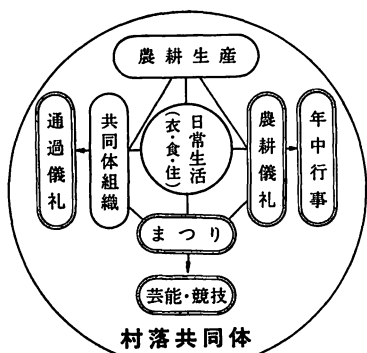


図1 村落共同体相関図

ここで問題となるのは、これらの分類表で衣・食・住の項目に含ま

れているハレの部門をどのように考えるべきかということである。

たとえば、服物に含まれる晴れ着、飲食器に含まれる晴れの膳碗類、酒器等である。衣類、飲食器という形態分類からすれば、当然そこに入れられるべきであるが、生活機能の面からすれば、ケすなわち日常生活の中で用いられるものと、ハレすなわち年中行事や冠婚葬祭で用いられるものとは、当然区別されねばならない。そして、これは実際に分類を施してみても実感されることであるが、晴れ着、酒器等の中には明らかに工芸品に類するものがある。これまでの民具論が「日常生活の必要から技術的に作り出した身辺卑近の道具」という立場から、民具を一般の人びとが手の延長として自給的に作り出したものを基本としながら、漸次職人の手によって作られた道具にまでその範囲を拡大して来た中で、工芸品との間にはなお一線が画されていた。民俗資料と美術工芸品の間を画する、用と美的機能的な相違という本質的な問題にもかかわること、その点からも衣食住におけるハレの部分は、日常生活(ケ)から切り離して、儀礼・行事との関連から新たな位置づけを施す必要があるかと思われる。

そこで、具体的な収集の問題に入るが、地域の資料館が実際に民俗資料の収集を考える場合、ケの部分の衣・食・住、生業、通信・運搬等については、『手びき』等の項目の各分野にわたって、一応網羅的に実資料を収集することが必要であろう。民俗資料の場合、ものが単体としては意味をなさず、相互に有機的な関連をとりあいながら、全体の一部としての機能を果たしているという意味合いから

である。その場合、同じ種類のものでも、少しずつ形状を異にしているものは、すべて収集の対象としなければならないのはいうまでもない。道具には不変部分と可変部分とがある。もとをなす形と部分的に改変された個所である。そして、その可変部分にこそ時代的推移が窺われ、場合によっては地域性も現われるからである。また、民具の場合、道具そのものの製作年代よりも、そのもとの形がいつごろできたのかということのほうが重要な意味を持つだけに、できるだけ古い時代に遡った収集が必要であるが、現実の問題としては、実物資料で四世代以上にまで遡ることにはかなりの困難が伴う。したがって数多く集めたものを相互に比較することによって、可変部分に現われた道具の進歩の度合いから、時代的な推移をたどるといふことにならざるを得ない。とにかく可及的に収集してみても、なおかつ、全体の資料構成が時代的推移を含めて体系化に至らない場合には、隣接の資料館等と提携して、その収蔵品のうちで補完すべきものがあれば、それによって複製を作るなどの手だても考慮されるべきであろう。

社会生活・団体生活の分野は、質的にはケの範疇に入るが、も自体が表面に出にくい場合が多い。したがって、信仰・年中行事・通過儀礼などとともに、そうしたハレの慣行を生み出した母胎として、地域共同体の観点から収集を考えることの方が、収集法としては適当であろう。さきにも述べたように、日本人の民俗形成にあたっては、農村の村落共同体がその基盤となっているが、都市部商業地域は都市部なりに、臨海地域の農漁村、山間部の農山村もまたそ

れなりに、独自の共同体社会が形成され、特色を持った生活が営まれている。それぞれの地域社会の形成と、その中に営まれて来た人びとの暮らしをあとづけるのには、文献史学におけるような旧家や社寺に保存されている古文書を手がかりとする方法とともに、実際に現地に入り込んで故老から話を聞く、聞き取り調査が極めて有効な手段となる。そして、有形民俗資料の存在が把握されるのも、多くは聞き取り調査の過程においてである。しかも、それらの有形資料が、無形の習俗慣行をふまえて、はじめて意味を持ったものとなることは前にも述べたとおりである。

信仰・行事・儀礼関係については、全くといっていいほど、聞き取り調査と実地の観察による以外に収集のメドはない。それもただやみくもに収集するのではなく、行事・儀礼全体の流れから、その本質的な部分を的確にとらえた収集が要求される。

民俗学というハレの機会は、何等かの形で神とのかかわりを持つことを意味していた。一見、神とは無縁であるかのように見える通過儀礼も、例えば出産には産神（うぶがみ）が意識されており、宮詣りは産婦の忌明けと生児の氏子入り、七五三の祝いは子供の氏神祭りに奉仕する段階を示すというように、その内面で必ずといっていいほど神とのかかわりをのぞかせている。そうした神と人とのかわりを、端的に示しているのが共同体の祭り行事である。

まつりは、「神仏祖霊などを迎え、供物を献じたり楽を奏したりして敬い、慰撫鎮魂し祈願感謝をこめる儀式」と定義される。日本人の神観念では、神は他界において、時を定めては村里を訪れ、人び

とに幸せをもたらし災厄を払ってくれたのち、再び他界に帰るものと意識されていた。したがって、まつりには、①神を迎えるにあたって身を潔め、斎庭（まつりのにわ）を設けて準備をする、②来臨する神を迎える、③迎えた神に供物を捧げて饗応し、慰撫鎮魂する、④神をもとの世界に送る、という一連のプロセスが見られる。その過程で、さまざまな儀礼がとり行なわれるが、まつりの性格や地域性によってそれぞれに特色が現われる。時には、個々の儀礼がもとの幹を離れて、単独で年中行事や通過儀礼の中に姿を現わしているものもある。つまり、われわれがハレの行事・儀礼と呼んでいるものは、本質的には、こうした神まつりにおける一連のプロセスのどこかに位置づけられるということになる。「民具蒐集要目」の「六、信仰、行事に関するもの」の項には、偶像、幣帛類、祭供品および供物、楽器、仮面、呪具、卜具、祈願品があげられているが、それぞれ、神迎えの儀礼に用いられるもの、饗応の品々、慰撫鎮魂のための芸能や儀礼に用いられる道具・造型物というように区分を施すことができる。

神とのかかわりということで、いま一つ取り上げるべきことに、ハレの日には普段とは違ったことをするということがあげられる。①仕事を休むこと、②普段とは違った衣服をまとうこと、③普段とは違った食べ物や、違った食器を用いて食べること、④住居に特別の空間を設けること、がそれである。仕事を休むのは神を祀るための謹慎を意味しており、単に休むということよりも、むしろ仕事をしてはならないという、一段と厳しい意味合いが含まれていた。

普段と違った衣服は通常晴れ着と呼ばれているもので、普段の仕事着が筒袖か鉄砲袖・巻袖で、上下に分かれた短着であるのに対し、袖付きの長着が用いられる。仕事をしてはならない日だけに、仕事のしにくい衣服を着用するというのである。しかも普段着には用いられない赤・白・黒・黄・紫などの目立つ色が用いられることも特色がある。

主食では餅・赤飯・饅頭・団子などがハレの日の代表的な食品になっている。穀物の食べ方には粉粒二様があるが、つぶして粉にするには手間がかかる。普段よりも手間をかけたり、小豆などで色をつけたものが、神に捧げるにふさわしい食品ということになる。副食もカワリモノとかシナガワリとか呼んで、普段には食べられない揚げ豆腐や蒟蒻こんぶやくなどを用い、酒とナマグサケ（魚介類）が欠かせないものとなっていた。ハレの食事は本来神を迎えての饗宴を意味していたところから、食器も清浄なものを使い捨てが原則で、白木のマゲモノとか素焼の土器（かわらけ）とかが用いられていた。のちには、漆の出現によって、ケの食器であったクリモノの木地椀に漆を塗った漆器が新しく生まれ、釉薬をかけた陶磁器もまた普及を見ている。一面では、群れの食事Ⅱ宴会が、神事を離れて一般の交際儀礼へと広がって行ったことにも、ハレの食器の多彩になった原因があるろう。

住居に特別の空間を設けることでは、正月の歳神迎いで軒廻りに注連縄を張ったり、歳神棚を設けたりするところに古い形が見られる。座敷もまた客人（まれびと）を迎える特別の空間である。時た

ま訪れてくる客に、神を迎えるのと同じような対応をするのが古くからのしきたりであった。座敷という新しいハレの空間が設けられれば、当然そこに用いられる家具・調度の出現を見ることになる。もともと住居におけるケの空間はイロリのある部屋であった。イロリは煮炊きとともに暖房と照明を兼ねていた。それが別にハレの空間を設けるとなれば、当然新たに暖房と照明を用意せねばならなくなる。火桶（火鉢）や行灯を中心とする暖房具・灯火具の発達も、住居にハレの空間を設けたことにはじまるとするのは考え過ぎであろうか。ただ、暖房具・灯火具だけに限らず、ハレの空間が設けられたことによって、家具・調度の類が多様な様相を帯びて来たことだけは確かだ、晴れ着やハレの食器の場合と軌を一にしていよう。そして、それらが技術的に洗練の度合いを濃くすることによって、工芸品への方向を辿ることは前にも指摘したとおりである。その傾向は、主として冠婚葬祭などの交際儀礼の面に強く現われている。普段とは違ったことをするのがハレの日であれば、そこで用いられる道具・器具も当然ケの場合とは違ったものとなる。しかも、その中に洗練された美を志向する工芸品までも含まれるというところから、これまでの民具の概念では処理できない要素が生まれてくるということになる。そうした意味からも、有形民俗資料の収集を考えると、ハレとケという対立した概念を取り入れることも、あながち、無意味ではあるまいと思われる。

〔参考文献〕

- 倉田公裕 『博物館学』 東京堂出版 昭55
 日本常民文化研究所編 『日本常民生活資料叢書』 第一巻 民具編 三一書房 昭47
 澁沢敬三 『祭魚洞雑録』 郷土研究社 昭8
 同 『祭魚洞雑考』 岡書院 昭29
 日本常民文化研究所編 『日本の民具』 角川書店 昭33
 宮本馨太郎 『民具入門』 慶友社 昭44
 宮本常一 『民具学の提唱』 未来社 昭55
 中村たかを 『日本の民具』 弘文堂 昭56
 文化庁編集 『民俗資料調査収集の手びき』 第一法規出版 昭43
 文化庁内民俗文化財研究会 『民俗文化財の手びき——調査・収集・保存・活用のために』 第一法規出版 昭54
 柳田國男 『定本柳田國男集』 第二十七巻 筑摩書房 昭39
 柳田國男 『民間伝承論』 伝統と現在社 昭55
 柳田國男 『明治大正史 世相篇』 講談社 学術文庫 昭51
 柳田國男編集 『明治文化史 13 風俗編』 洋々社 昭29

（付記）

本稿は、昭和五八年度、九州大学において講じた『博物館学』のうち、「民俗資料収集論」について、その骨子をまとめたものである。紙幅の関係で具体例については割愛した。

青柳種信の考古資料(三)

— 金印に関する資料 —

後 藤 直

本館所蔵青柳種信資料中の考古学関係資料には、「漢委奴国王」金印に関する次の資料がある。

- (1) 後漢金印略説 種信自筆草稿二種
 - (2) 漢封金印記 村山広撰 写本
 - (3) 後漢金印管見 蘭陵関懿撰 写本
 - (4) 金印弁、金印弁或問 亀井南冥著 写本
- (1)は種信が伊能忠敬に贈った『後漢金印略考』の草稿二種類である。成稿『後漢金印略考』の内容はすでに言及されている。⁽¹⁾
- (2)と(3)はこれまでにしられていない金印に関する著述である。
- (4)は、金印の保存に尽力し最初に金印の考証を行った亀井南冥の

周知の著述で、原本は福岡市美術館に所蔵されている。

ここでは(4)を除く各資料について紹介する。ただし(1)・(3)は金印についての解釈をのべた資料で、金印の出土地点・出土状況など金印発見の事情についてはなんら新しい知見をもたらすものではな

い。

一、青柳種信『後漢金印略説』

これは種信が伊能忠敬の要望に応じて書き贈った『後漢金印略考』の草稿である。伊能忠敬は文化九年(一八二二)から翌年にかけて九州の測量を行い、種信は藩命によりその案内役となった。この時忠敬が宗像宮の社実を問い、また金印についての説を求めたのに応じ、種信は『宗像宮略記』と『後漢金印略考』を著し贈ったのである。この間の事情は両書の自序と大熊浅次郎が引く『柳園年譜』⁽²⁾にくわしい。

種信が忠敬に贈った『後漢金印略考』の原本と、藩庁に差出した副本はいずれも現存していないようである。⁽³⁾写本は福岡県立図書館(旧井本文庫蔵)と神宮文庫図書館にのこっている。また、明治十年頃にできた『福岡県地理全誌』巻之一百二十四の志賀島村の条に

は、本文若干個所と割註一箇所ほどを除いて、ほぼ全文が引用されている。

神宮文庫図書館本はみていないが、県立図書館本には旧蔵者、井本進氏の筆で「山崎昌太郎氏の筆写」と記した野紙が付けられている。この写本は青柳家に伝えられた控えによると思われる。

この『後漢金印略考』の草稿は二種類あるので、便宜上第一草稿、第二草稿とよぶ(図版一―五)。

第一草稿は約二七・五×三八cmの五紙を袋綴したもので(一枚は表紙)、表題は『後漢金印略説』となっている。第二草稿は約二八×四一・六cmの七紙を袋綴したもので(二枚は表紙と裏表紙、表紙表題は『後漢金印略説』だが、本文表題は『後漢金印略説』で、第二草稿推敲中に「説」から「考」にかわったことを示している。

第一草稿には抹消部分はなく、欄外注記が二カ所ある。第二草稿には抹消、挿入、欄外注記が多い。論述の骨子、順序は両草稿に大差はない。第二草稿と成稿(福岡県立図書館蔵写本)は、前者の抹消部分と後者のやや長い割註一カ所および欄外注記二カ所を除くと、文章、論述の順序はほぼ同じである。したがって第一草稿を増補したのが第二草稿で、これに若干手を加えつつ浄書して成稿を得たと考えられる。

『後漢金印略考』の内容は大谷光男氏が言及し、金印研究史上での位置づけも明らかである。ここでは種信の論旨に多少言及するにとどめる。

金印発見直後、印面の「倭奴国」を亀井南冥や竹田定良らはヤマ

トノクニとよみ、また日本の古号と考えた。これは金印発見以前からある『後漢書』東夷伝などの倭奴国を大和国つまり日本を指すとする松下見林(一六三七―一七〇三)らの説(この説は古く『日本書紀』にさかのぼる)と同じである。一方、金印発見の同年にはすでに、藤貞幹や上田秋成らが倭奴国⇨怡土国⇨伊都国説を主張し、以後幕末までは、金印は伊都県主が私的に漢から受けたとする考えが主流であった。この主張は国学の立場からは当然の説であった。種信が『後漢金印略考』を著したのは金印発見後二八年めで、すでに伊都国説が主流となっていた頃である。国学者種信もむろん伊都国論者であった。

伊都国説を主張するにあたって種信は、金印は『後漢書』東夷伝にみえるとおり光武帝が与えたもので、与えた相手の国号が「倭奴国」であったからこそ印面に「倭奴国」と刻んだのだとして、倭奴国と『後漢書』以下の史書にみえる「倭国」⇨「皇国の惣称」とを峻別する(以下引用はとくにことわらない限り成稿による)。この時種信の念頭には南冥や竹田定良らの説があっただろう。

音韻論の上では、中国の音韻書にもとづき「倭」字の音は「倭国」の時のみ濁音なり漢音クワ呉音ハクハクなるへし、また「倭」字には「烟音」もあること、しかし「倭」字の音は「キ」で「濁音」はないことを示し、「倭奴」が「倭奴」にわかることはあっても逆はありえないとする。これは他の伊都国論者とかわりない。

しかし種信はさらに一步をすすめて、金印にくらべれば、「倭奴国」と記す『後漢書』八逢に年経て宋の范曄か記せし物なれハ其頃かく字

を誤りたるか、通昔なる故に委を倭と書と末の違あり。下に示すへし作るか。さらば後漢書の倭奴もキドと訓へし、「是をもちて考ふれハ此金印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ弁正すへき」と、金印が同時代資料としての価値がより高いことを強調し、さらに「彼後漢書に倭奴を倭奴と作るなどは千古の惑一時に氷解して大に史学に益あり」と金印発見の意義を高く評価する。この点は種信の師、本居宣長の「此印さのみにくむべき物にも候ハズ。又もとよりのたふとむべき物にも候ハズ。たゞいとく古き物に候へば、めづらかなるを賞して有べきに候也。」(小篠敏宛書簡、天明六年か)という見方とは大いにことなっている。

このような金印の資料価値にたいする高い評価は第一草稿で明確にうち出され、第二草稿と成稿でくりかえしのべられている。なお音韻の考証は第一草稿ではごく簡略だが、第二草稿では抹消・挿入をくりかえし苦心しているさまがうかがえる。

この委奴国を、種信は本居宣長の説(おそらく『馭戎慨言』や『鉗狂人』)を引いて伊都国・怡土国にあてるが、「委と怡と音近し。伊怡と委倭とは開合異なれとも(中略)おほよその似たるをもちて委とは書たるなるへし」と、委と倭の相違に示した厳密さを欠いている。

伊都国については『三国志』魏志倭人伝をひき、そこにみえる「世有王」は国造、別、稻置などに当ると宣長の説を踏襲し、金印を受けたのは『日本書紀』仲哀紀や『筑前国風土記』にみえる怡土県主五十迹手の二三代前の祖とみる。

かつて怡土郡に属したことがない志賀島から金印が出土したことについては、「(怡土郡から)志賀島までハわづか海上二里許隔つる地にしあれハ此島も其封疆の内なりしも知るへからず」とのべている。

金印が埋められていた理由を、第一草稿では「いにしへいかなる時にかの島には埋置けむ、今は其よし知らねども」と、なんの推測もしていないが、第二草稿と成稿では「漸皇威海内に赫奕てさる界を越て私に隣国に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受しことを子孫なぞの耻悔で、かの海畔に棄たりしか、さもなくば乱世にハ多く重宝の類を隠し埋たる事もあれハさる類にてもあらむか」と、遺棄もしくは隠匿によると推定する。

しかし、出土状況について、おそらく梶原景照の『金印考文』(享和三年、一八〇三)の「忽有巨石、発之則三石周匝如匣状、有物在其中」にもとづき「田中に一大石あり。(中略)其下に三石側立て物を圍繞に似たり。(中略)探りて見れば金印一顆あり」と記しているのだから、遺棄説を記すのは矛盾している。

出土地点の地名については、志賀島の「南辺字ハカナノ浜と云処」で、「加奈浜といへるハ金印を埋たりしよしの字なるへし」と推測をたくましくしているが、これは亀井昭陽の『題金印紙後』(文政七年、一八二四)にもみえる(其地曰加奈浜、加奈邦言猶金、蓋因印名之也)。これらは『甚兵衛口上書』に記された発見地「叶の崎」とはことなる。「叶の崎」は元禄十年(一六九七)の弘浦と志賀島浦との漁場に関する定めに見える「かなの崎」にあたらう。「かな」に、

金印発見により「金」をあて、種信や昭陽ののべるような地名由来があらわれたのであろうか。⁽¹³⁾

なお、発見直後この金印を「志賀大明神に奉納むとて宮司坊をたのみて神闕を占ふに神慮にかなはぬとて遂に奉納せざりしといへり」という記事がある。これは『甚兵衛口上書』や南冥の文にはみえない。また第一草稿にはなく、第二草稿にはじめて出る。同じ記事は、中山平次郎が引用した阿曇家蔵『筑前国統風土記附録』の「明神の境地より得たる故、神宝とせん事を占ひしに神闕下らざる事再三也といふ。故に府廷に呈けしとなり」だけである。⁽¹⁴⁾ 種信の記事はこれによるのだろうか。当時はこのような発掘品を神社に奉納するのが通例であったから、⁽¹⁵⁾ 右の記事は事実であろう。

このように『後漢金印略考』は金印についての解釈をのべたもので、金印の出土状況、出土地点などについてとくに目新しい情報はない。

執筆以前に、種信は金印関係の文書を写したり目をとおして、金印に関心をもっていたことは確かであるが、⁽¹⁶⁾ 文面からみると執筆にあたって志賀島で実地調査を行ってはいないようである。種信が『筑前国統風土記附録』再吟味を命ぜられたのは文化十一年（八一四）頃のこと、そのために筑前国内を巡見したのは、記録によれば文政三年から文政八年までである。文政八年には表粕屋郡をまわるが、⁽¹⁷⁾ 志賀島のある裏粕屋郡を巡見したかどうかはわからない。また『筑前国統風土記拾遺』は志賀島の記述を欠いている。したがって種信を通じて金印発見の事情についての新知見は期待できない。

い。

以下、福岡県立図書館蔵写本により『後漢金印略考』の全文を掲げる。なお割注は「」に入れ、頭注は※印を付して末尾に記す。

後漢金印略考

天明四年甲辰二月廿三日戊申筑前国那珂郡志賀島の農夫同島の南辺字ハカナノ浜と云処の田を耕しけるか田中に一大石あり。耘耕に妨なればとて是を掘除けしが其下に三石側立て物を圍繞に似たり。農夫恠みて鉄を入て土を揮ふに土の中に声ありて地に落る物あり。探りて見れば金印一顆あり。農夫はじめハ其何物と云ふことを知らず。後に金印なることを知りて国庁に献せり。其質黄金、方七分八厘、厚三分、高四分、重二両九錢、蛇紐なり。其文に漢委奴国王の五字あり。白文にして篆体奇古なり。千古の物なることは固より論なし。按るに後漢書東夷伝曰、建武中元二年倭奴国奉貢朝賀。使人自称大夫。倭国極南界也。光武賜以印授。云と見へたり。此たび掘出たりし金印ハ即光武の賜たりし印なるへし。然るに其印文に委奴とあるを、後漢書に倭奴と作るハ委と倭と同音なる故に通して書たるとのみ思ふハ委しからず。「倭字委音あれとも委字に倭音あることなし。」其後の彼國の書等に何れも倭字をのみ用ひて委字を作ることなし。因りて後世誤りて倭國と倭奴國とを共に皇國の惣称とハ思へる也。いかにと云ふに、金印ハ即チ光武の賜ふところにして、其世にして正しく其國に與ふる物なれば、倭國ならむからに倭とは書すして、同字ながら音の別なる字を撰出て通音なりとて委字を書へき物かは。其國号業より委奴國な

る故にそ印文も然書たるなれ。是倭國と委奴國とは別なる明證なり。「ざるを印刻家の説に、漢印章因、秦制度、變、印篆、而為、増減改易、也、倭作、委是則増減之意也」と云へるも、倭國と倭奴國とを一ツと思ふより、後漢書の倭ハ其本ハ委なることを悟らぬ論なり。變、印篆、而為、増減、を云ふは、ざることも古印譜等に見へたれとも、渦と委と音別なる字を用ふへき物かハ。此事ハ次々いふを見べし。」

後漢書ハ遙に年経て宋の范曄か記せし物なれハ、其頃かく字を誤りたるか、又通音なる故に委を倭と「倭を委と書といふ説にハ本末の違あり。下に云ふへし。」作るか。さらハ後漢書の倭奴もキドと訓へし。范曄も委奴國ハ倭國の内の地名なれハ委ハ即倭ならむとて倭奴とせしなるハ是も誤なるへし。

説文曰、倭从人委戸於為切、委从禾於為切。玉篇云、倭鳥禾切國名と始めて見へたり。倭字、六書正偽に倭鳥禾切、女王國名云云。又康熙字典云、倭云、広韻、集韻、韻會、正韻、竝鳥禾切音濁、前漢地理志案浪、海中有倭人、分三百余國、師古註魏畧云、倭在帶方東南大海中、皆倭種。又広韻鳥果切、集韻郎果切、竝音婁と見へたり。是倭國の時のミ濁音なり「漢音クワ、吳音ハワなるへし。」

上に引たる前漢地理志、魏畧共に只倭或ハ倭人とのみありて倭奴とはなし。是にても別なるを知るへし。この外、倭字をハ字書に於て、音煨と見へ、又説文に順頤、詩、小雅に周道倭遲、透迤、委蛇と通用たり。いつれも煨音なり。又委ハ字典に、広韻於詭切、集韻、韻會郎毀切、竝音軌、又集韻於偽切音萎、又広韻於為切、集韻危危切、竝音透など見へて、委字ニ濁音あることハ何の字書にも見へず。同字ながら倭國の倭には委字通用することなしと知べし。しかれハ倭國の倭

通音なる故に委奴とするといふ説ハ誤なり。是をもちて考ふれハ此金印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ弁正すへきことなるを、却りて通音なる故に倭を委に作るといひて、正しく委とあるをも強て音異なる倭と同義とせんとするハ、本末の違を弁へざる志謬の甚しき物なり。又字義を論する者ハ、倭國を賤しめ、侮て奴隸とする稱也などいふハ、抛もなき憶説にして論ふに足らず。凡西土にて、皇國の諸國

のことを記せる、皆字義を用て名稱たるハなくて、魏志に出たる各國の名とも皆皇國人の稱する詞を直に此方の仮名の如く音を連ねて訳したる物なり。彼津島を對馬、松浦を「肥前國松浦郡」末盧、大和を邪馬臺と書く類なり。「此外四方の各國みな多く此例なり。又皇國を倭と稱せし事、上代皇朝にてハ更に無きことなるを、いかなる故にて彼國にて稱し来るやしからねとも、前漢地理志に案浪、海中有倭人と

いへれハ、彼國にて皇國のあることハ始めて韓人の語にて知りたりと見へたり。しかれハ其原ハ韓語に出たるも知へからず。旧説に吾邦之人初入漢、之問謂汝國名如何。吾答曰謂吾國。耶。漢人即取吾字之初訓、命之曰倭と見へたれとも、いかにあらん。しかるに唐書の日本伝に咸亨元年云、後稍習夏音、惡倭名、更號日本、といへるも彼國人の推量なり。本より皇國にて倭号なければ、不雅なりとも何ぞ改むへき。開闢の始より吾ハ吾、名号あり。何ぞ異邦の稱を仮らんや。倭を後に同音の和に改められしハ惡不雅にてもあるへし。日本の号ハ倭の義に係ることハなきものをや。此外論すへき事甚多かれともいたづがはしけれハこゝに畧しぬ。」これを推て字義に與らざる事を知る

へし。本居翁曰、倭奴國ハ皇國の惣号に非ず。後漢書に倭國、極南海也とあれハ倭國の内の南辺なる一所の地名なること明也。同書に倭

※

韓、東南大海中、依_レ山島_ニ爲_レ居、凡_ニ百余国、自_レ武帝滅_レ朝鮮、使_レ交通_ニ於漢者三十許国、_レ皆稱_レ王、世_ニ伝_レ統、其大倭王居_ニ耶馬臺国_一云云といへり。此委奴国も右の三十許国の中の一にして、いにしへ国造_ト別、稻置_トなどいひたりし人の辺陲に跋扈したるか所爲といはれしハ、誠_ニ千載の確論なり。彼後漢書に大倭王といへるを正しく皇朝の御事をさし申にてハ有ける。倭と倭奴とを共に皇国の惣号とせハ、かの倭国の極南界也といへる文をはいかゞ説へきそや。「松下見林か倭国極南界也と点せしはいかなる強言なり。」しかるを唐書の日本伝に日本古倭奴とかけり。これ彼国にて誤の濫觴にして、其後ハ倭漢の諸儒伝へて察せず。遂に今日に及ふのみ。「凡_ニ西土にて皇国の事を記すと前漢地理志に始り、後漢東夷伝ハ多くハ魏志の倭伝にかりたり。晋書の倭伝ハ全く魏志をとりて文を省略して甚麁なり。独_ニ魏志のみ詳なるに似たれとも、伝聞の謬等ハあげてかぞふるに暇あらず。唐書の日本伝に至りてハ遣唐使の往来も繁_クかりしに因りて、稍皇国の事実を得たりと云へし。されとも猶推量の附会ハ逸れざる也。近代の明史の日本伝すら違へる事の多を見て、彼国歴史とも異国の事蹟にハ妄謬多き事を知るへきなり。」懸まく畏ルれとも吾皇國開闢の初、神明統を垂れ玉ひ天壤無窮の基を開玉ひしより以来、君臣道明らかなる事、世界万国の中何れの国か企て及へき。吾天皇ハ即_ニ真天子_一におはしまして、異国の今日売_レ履明日踐_レ祚者_トと年を同して語るへからず。固_ニ彼封冊を受け玉ふへき物かハ、其事ハ倭漢の歴史を照し合せて弁ふへし。「前漢以来の封冊ハ皆かの百余国の王等或ハ吾韓の日本府の卿なとの使と知るへし。」隋煬帝に至りて社初て天朝の大御使ハ遣_レされける。此事倭漢の書に歴_レたれハ云ふに及はず。されハ唐書の日本伝

※₃

に、用明亦曰_ニ自_レ多利思比孤_一直_レ隋開皇末_一□與_ニ中国_一通、と見へたれハ、前史に吾使といふ者の皆辺陲の酋長等の使なりし事ハ、唐にても此時初めて知たるなるへし。「しかるに吾國に産_レれ吾國の書を見ながら猶此封冊のことを悟らぬ人あるはいかなる惑そや。」さて其委奴国といへるハ皇国の内いづれの地方そと尋るに筑前国怡土郡なるへし。委_トと怡_トと音近し。伊_ト怡_トと委_ト倭_トとは開合異なれとも「伊怡ハ韻鏡開転に属して開口音なり。委倭ハ韻鏡合転に属して合口音なれとも、唐司業張參_ト吾_レ怪_レ文字に倭_一皮反、又於危反と見へたれハ、平声にて開転に属すへきか。此事ハ猶能勤へき事也。夫ハともあれ異国人の語を聞て訳せんにハ開合の混_レひなどハあるへきなり。」おほよその似たるをもちて委_トハ書たるなるへし。皇國にても今の世によく人の混_レへてかくことなり。其極南界といへるはいかゞと思ふ人も有るへけれとも、九國の地ハ凡_ニ皇國の極西南界なれハ是もさのみ違ふへからず。「地理の事ハもとよりにて、其外にも伝聞の誤多き事ハ近代の明史などを見ても知へし。悉_ク挙るに暇あらず。」怡土郡を魏志には、伊都国官曰_ニ爾支_一、副曰_ニ泄謨觚渠觚_一、有_ニ三千余戸_一、世有_ニ王_一、皆統_ニ属女王_一、郡使往来常所駐、とあり。世有_ニ王_一といへるは即_ニ怡土_一、官主をいふなるへし。官曰_ニ爾支_一といへるは爾支ハ主なるへし。「東國の人ハ今も主といふ事を爾支といふ也。」そは眞主などの主にて官といふにはあらねども、貴人をさしいう称なれハ、自官の如く思へるなるへし。泄謨觚渠觚はいまだ考へず。此東主の祖ハ高麗國王の王子なりしよし見へたれハ、素より異国人なるゆゑにはやく漢にも通せしなるへし。「そのかみ辺鄙にて威福を呈せんとて西土に朝して其声息を借しなるへし。」かゝれハ前漢書の地理志に、楽浪海中有_ニ倭人_一、

※₄

分爲三百余國、以三歲時來獻見、いへるも、三十許國の國王等にし
て、この具主か類なりし事を知るへし。「近世の平壤録といふ書に薩
摩王、中国安芸王、豊後王などいふ事すらあるなり。」上世の封建の
世の国造別、稍置など云へりし者、又近世の諸大名をも彼國の
人ハ王といひて、其王といへるハ必皇朝世々の天皇を奉申にハ非さ
るを論るへし。其百余國といへるハ、旧事紀の国造本紀を見て其國々
の多なりし事を知べし。さて怡土原主の事ハ日本紀仲哀天皇の御卷
に見へ、又筑前国風土記曰、怡土郡、穴戸、豊浦、宮御宇、足仲
彦天皇、將討球磨、幸筑紫之時、怡土原主等祖、五十跡
手、聞天皇幸、拔取五百枝賢木、立于船舳、上枝掛八尺瓊、中
枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、參迎穴門引島、獻之、天皇勅
問、何誰人、五十跡手奉曰、高麗國、意呂山自天降來、日杵之苗裔
五十跡手是也、天皇於斯營、五十跡手曰、怡乎、【謂伊蘇志】五十
跡手之本土可謂格勤國、今謂怡土郡訛也。【怡土ハ元來此郡の古
名なるへし。五十跡手といふもこの地名より出たる名なり。しかるに
此たび、天皇の西征に元從の功あるによりて格乎とのり給ひて、やが
て美号を賜りて、伊蘇志の國と名つけ玉へり。さるを後世にハ猶昔の
称によりて怡土といふハ訛たるとなるべし。怡土、伊蘇音近きにより
て転してまた古昔の名にかへりしにもあるへし。此頃或人の説に、仲哀
天皇征西海也、怡土原主五十跡手、奉兵器玉帛、以迎大駕。蓋五十
跡手本韓人也。嘗通西土、受其封冊、佩其印綬、号委奴國王、
而西土寇乱漢民失勢、於是五十跡手効西土之漢帝、而僭自称委奴
帝矣、委奴帝諷則五十跡手也、五十跡手当大駕西征、恐而降焉、天
皇憫其歸化、授以具主、以其地委奴帝之所居、遂曰委奴、後改

爲怡土、風土記追書者欵、ともいへり。」と見へたり。かくて此の
五十跡手か遠祖の世より、勢強大にして皇朝に仕奉りながら、又漢土
にも通したるなるへし。【足利氏の封冊を受けられしも此類なり。】後
漢光武の世は皇朝にては垂仁天皇の頃に當りたれハ、金印を受たりし
ハ五十跡手より二三代も前つたたるへし。魏志の頃ハ神功、応仁の
大御代にされハ、彼書に伊都國王といへりしは此の五十跡手かこと
を指ていへる也。さて昔怡土國といへりし其封疆ハいつこよりいつこ
そといふことの詳なることハしらねども、今の怡土、志摩の二郡ハ本
より同地と見へたれハすへて怡土國內なりけらし。さすれハ此たひ金
印を得たりし志賀島【此島延喜式には糟屋郡に属し今ハ那珂郡に属
す。凡諸國に郡郷を置れしハ孝徳天皇より後の事なれハ、其かみ封建
の制の世にはいつれに属しけむしられす】までハわづか海上二里許隔
つる地にされハ、此島も其封疆の内なりしも知るへからず。かく同
し國內といふにも殊ニ間近き地に金印の有しにても、倭奴國の怡土國
なるへき事を思ふへし。いにしへいつなる世にいかにしてこの島には
埋置けむ。【其かみ草昧の世にハ皇威いまだかたはしの國々までは周
く及難かりしによりて、熊襲などの族しばしば叛きもし、またおのが
どち勢を張むとて隣國に使を遣はして其威をかりたりしなるべし。し
かるに神功皇后征韓以後ハ三韓も内属し熊襲等も誅して筑紫に大
臣をさして鎮めせしめ玉ひしかバ、漸皇威海内に赫奕て、さる界を越
て私に隣國に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受し
ことを子孫などの耻悔てかの海畔に棄たりしか、さもなくハ乱世には
多く重宝の類を隠し埋むる事もあれハ、さる類にてもあらむか。】其
由ハ知らねども、其擷獲しあたりの字を加奈浜といへるハ、金印を

埋たりしよしの字なるべし。されとも里老のかたり伝もなき杜憾なりけり。初此金印を掘出せし時、農民集ひてさまく論へともいかなる物とも名つくるものなし。しかすがに尋常の物ならねは民家に蔵おかむも憚あり。志賀大明神に奉納むとて宮司坊をたのみて神閻を占ふに神慮にかなはぬ由にて遂に奉納せさりしといへり。前にもいへる如く此金印ハ漢国より皇朝に奉りし物ならぬ事ハ、因なれとも、さすがに皇國の疆域ならむ國に漢主の封冊を受たらむをは神明などか悪み給はざらむ。いま大神の此印を受給ハぬは、末世といひながら神威の嚴重なること尊むへく、かしくむべし。さて此金印千古の物なるに因りて後世古徴をとること多し。彼後漢書に倭奴を委奴と作るなどは千古の惑一時に氷解して大に史学に益あり。又唐山より来る古印譜の類あまたの世を経て度々摹刻したる物にしかれハ、旧制に違ふ事も多しといへり。今漢の金印出しより初めて漢制の真を見るといひて摹印家これを貴重ずるを譬に物なし。誠に絶世の珍奇也。建武中元二年より天明四年に到りて星霜千七百二十八年を歴て、今この金印の出たりしハ奇也といふへきなり。

文化九年申十月朔日誌

公儀御測量方伊能勘解由之需書之於夜須郡甘木駅旅亭呈進之

青柳勝次種禮

国府に献す。

文化九年壬申九月

青柳種信識

△註▽

※1 倭平声、委去声

※2 漢世朝鮮を滅して楽浪郡を置けり。

※3 吾国天皇を天子とかくことハ初て隋書に見へたり。又近代の略代叢書に、日本天皇稱至尊とも云へり。天皇と云ふをハ彼國世の史に見へたり。朝鮮の海東諸國記ニハ神武崩とも書て、古より

異國人共の吾国天皇を尊むこと天子に異なること無なり。近代西洋人の云へるにも吾国を帝國と云ひて、天子、將軍を共にケイツルと云へり。ケイツルハ訳して帝といふことよしなり。

※4 此使のこと用明天皇に非ず。推古天皇なり。これも例の伝聞の誤也。開皇も誤也。目多利思比孤の上に阿字脱たるか。これ天足彦という義なるへし。世々の天皇に多き御名にハあれとも、用明、推古二帝此大御名にハあらぬ物をや。

二、村山広『漢封金印記』

約二五・五×三三cmの五紙を袋綴した写本である（一枚は表紙）。字体は南冥の『金印弁、金印弁或問』写本（資料4）と同じで、種信の自筆ではない（図版六）。

著者村山広（字は子棠、通称は新兵衛あるいは市衛門、立説と号す）は安永五年（一七七六）福岡藩儒官となり、天明四年藩校創立とともに父子教導となる。文化五年（一八〇八）七二才で没した。村山退斎の父である。種信は第一回の江戸祇役（天明二年、六年、種信一七才、一才）の折、天明六年に村山広が桜田邸寄合長屋に開いた学舎に列席し、会談にも参加している。

村山広は金印発見からほどない天明四年夏六月に、江戸に送られ

た印紙のみをみてこの『漢封金印記』を著したことが、その末尾に記されている。

内容はとりたてて言及すべきほどのものではない。金印は光武帝より賜ったもので『日本書紀』紀年からその時の天皇は垂仁天皇だが、「我史不載此時遣使事」とし、「光武英武之主也。非我自居藩臣。彼必不封也。我若明小大之分、而卑辞厚聘藩自居平、則封國王錫金印、比之当世四裔入貢諸國、豈不太榮乎」とのべる。しかし、天皇は「段使當時通好於西隣、豈甘受其封乎。万々无有此理已」、だから、光武帝の封を受け、金印を得たのは、『日本書紀』にみえる武埴安彦、狹穂彦、態襲のように、朝廷に従わなかった土豪であるとする。この辺の論証は当時の伊都国説や熊襲説と同様、『後漢書』東夷伝の「百余國」、「使訳通於漢者三十許國」、「倭奴國……倭國之極南界」などの解釈にもとづいている。

三、関懿『後漢金印管見』

種信の自筆ではなく、種信の写本をさらに写したものでらしい。約二四・七×三三cmの六紙を袋綴する（一枚は表紙）。表題は「後漢金印管見」だが、文末には「後漢図章管見」とある（図版七・八）。

本文のあとに種信の短評とともに「寛政元九月十八日以上総国飯野領主保利弾正忠君之庫本書写千東都霞古閣邸中」とあって、二回めの江戸祗役（寛政元年～六年）の最初の年に写したことがわかる。種信にとって寛政元年（一七八九、種信二才）は、江戸に上る途中

松坂に赴き、本居宣長の弟子となった記念すべき年であった。

『後漢金印管見』は、文末に「寛政元年己酉七月 三草教授 蘭陵関懿撰」とあって、金印発見後五年めに執筆されたものである。著者関懿がどのような人物かは判明しない。内容からすれば国学とは無縁の人である。

この著作の内容は、当時の金印に関する議論の中ではやや特異である。

まず金印発見の時と場所、法量を記すが、これはすぐあとに出る井田敬之『後漢金印論』（天明四年五月）などによるのであろう。

つづいて筑前福岡の松田子寛の考えを引く。この松田子寛は福岡にあって金印発見当時金印について一文をあらわしたと思われるが、どのような人物か明らかでない。関懿は、子寛が引く『濫觴抄』と『文献通考』の『後漢書』東夷伝によれば、金印は光武が与えたことになるが、史には詳略があるから「豈以為中元所賜之物哉」と疑問を呈する。ついで紀州藩士井田敬之『後漢金印論』について「論中若謂於皇和不受漢家之印授。則殆幾幾撮空之論矣。」と批判する。理由は、『後漢書』（関は漢書と記す）に「仮印綬之事」が記されているのはそれが事実だからというのである。これは先の「豈以……物哉」と矛盾する。いずれにせよ関は倭、倭奴いずれもヤマトを指すとみていることになる。

そのあと『三国志』魏志倭人伝の条から「景初二年六月倭女王」以下の記事を引用して「是正史所録不誣矣」といきり、「則漢以來受服色印綬而以為榮明矣。皇和朝廷、凡有大礼、則為用唐服。蓋嘗

拝仮於印綬服色之家為然也」とつづける。ここでも、明言はしていないが邪馬台国Ⅱヤマトノクニとみている。

つづいて金印そのものにふれて、『史記』封禪書の「官改印章以五字」を引き、金印も五字で、字体からも漢代の印とみられるという。しかしさらに城戸桓（何者か不明）のいう佩印・押印の議論をひいて、金印は佩印でありながらも押印に用いる式だから（その理由はよくわからぬ）、偽造品かあるいは「和邦改鑄以為押印者。而蓋非漢制之物而已」と疑っている。松浦道輔『漢倭奴国王金印偽作弁』（天保七年、一八三六）ほど明快な偽作説ではないが、金印発見直後の懷疑説といえる。

このような内容は国学が否定してやまない中国古典をひたすら尊崇する態度から導かれているといつてよい。本居宣長に弟子の礼をとったばかりの若き種信は、筆写のあとに「嗚呼関氏之偏見夫如斯甚哉。廢国史而証異狄之史、以朝礼服唐服為封印之拠。関氏之学棄本撮末、不知彼此其余不足見而已矣」と書きつけずにはいられなかった。

ここに紹介した資料は、すでにのべたように金印とその発見の事情については新しい材料を示すものではない。

青柳種信『後漢金印略考』とその草稿は、種信の金印考証の跡を示し、種信研究の上で欠かせない資料である。

村山広と関懿の写本は、金印研究史上これまで知られていなかった著述とみられる。内容は見劣りするが、江戸時代の金印論議をみ

る際の一材料となろう。

本稿作製にあたっては、文献解読でいつものように高田茂廣、吉良国光両氏の手ほどきを受けた。大谷光男先生（二松学舎大学教授）には金印研究史について、小島一仁氏（浄国寺住職）には伊能忠敬資料について、井本菊江氏には種信の写本について御教示いただいた。沼田哲氏（青山学院大学助教授）には関懿について調べていただいた。御礼申上げる。

註

- (1) 大谷光男 一九七四 研究史金印、吉川弘文館
 - (2) この自序は、すぐあとにのべる福岡県立図書館蔵『後漢金印略考』写本に付せられている。また武谷水城も全文を引用しているが、その引用がなにもとづくかは明記されていない。
- 『柳園年譜』は、武谷のほかにも大熊浅次郎も引用し、いずれも忠敬との交流部分は詳細である。なお『柳園年譜』は一九四五年に空襲で焼失した。
- 武谷水城 一九一八 筑前の国学と青柳種信、筑紫史談 第16集、pp.21—36
- 大熊浅次郎 一九三四 筑前国学の泰斗青柳種信年譜の梗概、筑紫史談 第26集、pp.35—47
- なお武谷の引く自序と大熊の引く『柳園年譜』は次の論文に転載されている。
- 筑紫豊 一九七七 福岡藩の国学者青柳種信の研究(一)——その年譜的素描——、福岡市立歴史資料館研究報告第一集 pp.1—69
- (3) 千葉県佐原市の伊能忠敬資料館にはないことを小島一臣氏（佐原市浄

国寺住職、忠敬研究家)より御教示いただいた。

- (4) 山崎昌太郎は、種信の次子種春の養子となった和一郎(明治二三年没、六三才)と、種信の長子種正(長野家を継ぐ)の次女佐喜子(大正一三年没、八一才)との間にできた久子の夫で、筑前銀行取締役であった。当館に種信資料一括を寄贈された山崎千泰氏の祖父にあたる。

- (5) 『柳園年譜』には「但右二冊『宗像宮略記』と『後漢金印略考』草稿は別に宿にも書残置候事」とあり、これを引用した武谷はひきつづき「両書共其の家に現存するは此自筆ならん、既に録喉して読難き處少からず、旧門人中には之を写し取り置たる人もあらんれども」と記す(註(1)前掲論文p.25)。「今其家に現存する」のがここでとりあげる草稿か、成稿の控えかはよくわからない。なお福岡県立図書館蔵写本(旧井本文庫)は、現在井本家に残る『後漢金印略考』写本(井本氏写す)末尾に「本書は福岡市西新町山崎昌太郎氏原本より手写せしをさらに写したるものなり」とあるので(井本進氏夫人、菊江氏の書信による)、この「原本より手写せし」と考えられる。したがって、山崎家には青柳家からひきついで草稿とは別に、成稿の控えが残っていたと考えられる。しかしこの成稿控えが、どうなったかは明らかでない。

- (6) 註(1) 大谷前掲書 pp.70—73

- (7) 佐伯有清 一九七一 研究史邪馬台国、吉川弘文館、など。

- (8) 註(1) 大谷前掲書 pp.74—77

- (9) ここは「委奴を倭奴と作る」とすべきであろう。第二草稿でも成稿と同じく書損じている。なおこの文は第一草稿にはない。

- (10) 小篠敏(石見浜田藩儒医)は福岡藩の細井金吾(甘菜館師員)から金印について質問を受け、宣長に考えを求めた。それに対する返事である(註(7)佐伯前掲書pp.35—40)。なお、種信は天明八年に小篠敏が長崎にいるのを知り、同僚の長崎抵役をかわってまで訪問したが、すでに帰国後で会えなかった。しかしその後文通はつづいた。細井金吾は宣長・小篠の弟子、種信と親交のあった人で『金印考』を著して

いる。

- (11) この文は第一草稿にはない。

- (12) 本研究報告所収の高田茂廣論文参照(p.6)

- (13) 金印出土地は『甚兵衛口上書』によれば「叶の崎」である。梶原景熙の考文(享和三年、一八〇三)も「叶崎」としている。「叶の浜」とするのには『筑前国統風土記附録』(寛政十年、一七九八。平岡家本による文献出版刊行活字本、上巻p.233)であり、種信や昭陽はこれによって「かなの浜」としたのであろうか。

なお同じ「筑前国統風土記附録」でも、中山平次郎が引用した阿曇家本では、金印出土地を「叶の崎」としている。

中山平次郎 一九一四 漢委奴国王印の出所は奴国王の墳墓に非らざるべし 考古学雑誌五—二、pp.25—43

また種信の「略考」よりおくれる「統風土記御調子ニ附調子書上帳」(文政三年、一八二〇)では、出土地を「此(叶)ノ弘にかよふ辺乃溝」と記しながら、これを抹消して「叶ヶ崎と申所」と改めている(註(1)大谷前掲書 pp.39—41)。抹消部分によれば、出土地は「叶の浜」に相当しそうである。

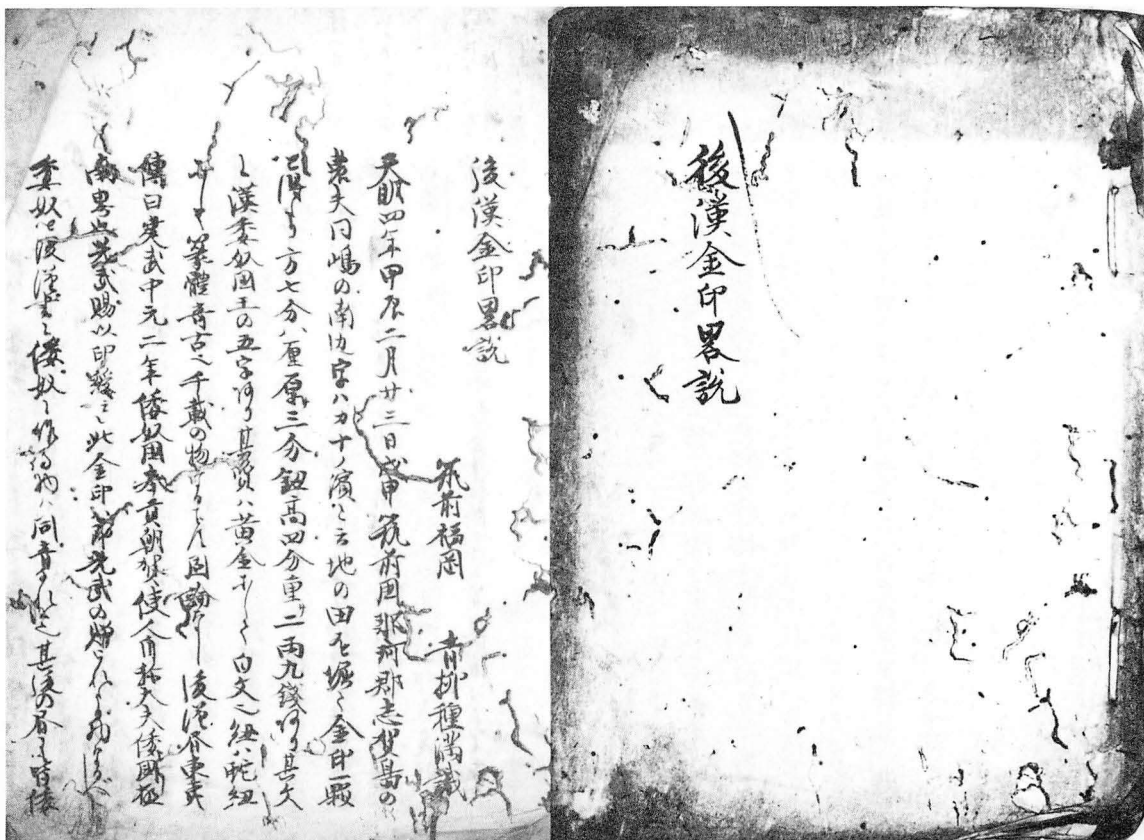
ところで現在「叶の浜」は、金印碑の建っている所から北西につづくややひらけたところである。しかし、且原益軒『筑前国統風土記』志賀島条の「又志賀民屋の西につらなりたる浜を、叶の浜と云、あるいは『福岡県地理全誌』(明治十年頃か)巻之一百二十四の志賀島村条の「叶浜、村ノ西民家ニ連リタル浜ヲ云。又野道共云。」という記事からは、金印碑から東、夫婦石崎あたりまでを指すようにも思われる(本研究報告所収高田論文第一図参照)。今後の検討課題である。

- (14) 註(13) 中山前掲論文。

種信資料中の考古学関係資料や『筑前国統風土記拾遺』にもそうした記事がある。

- (15) 後藤直 一九八三 青柳種信の考古資料(一)、福岡市立歴史資料館研究報告第七集、pp.37—56

- (16) たとえば寛政七年とみられる内山真龍宛書簡に「漢和奴国王の金印御
覽無くば模して送る」とある(註(2) 筑紫前掲論文 p.28)。
- (17) 福岡県庁史料編纂所 一九四九 福岡藩文学者概伝、福岡県史料叢書
第拾輯
- (18) 註(2) 筑紫前掲論文 p.58。



青柳種信『後漢金印略説』第1草稿(1)

漢封金印記

漢封金印記



疏前國備頁 江戸味山屋撰

右漢倭奴國王印一枚。今茲甲辰二月廿三日。奉國郡邦都志賀島之民。因叢強田畝中。一巨石而得之矣。乃單郡廳送。以于呈。書由尺度方七分。八厘。厚二分。經高四分。曆餘。亦示其重。重二十九錢。小篆自文。漢奉天國正平字。後委通用見字書。

矣。乃我人夫命。藏于府庫云。後漢書曰。光武中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使人自稱。大夫。陸國之樺南殿也。光武賜以印綬。居證按。光武時。當我委仁天皇之朝。蓋此光武所賜也。然我史不載。此將遣使事。其通西土始見。武烈紀。而莫有受封印事。或曰。史之不載。蓋諱之也。夫遺使于海外。不真也。光武養武之主也。非我自。若藩臣。彼必不封也。我者。明。小人之分。而卑辭厚禮。蓄自若乎。則封。國王。賜。金印。此之當世。四裔

入貢。諸國。豈不。榮乎。其何諱之。為。秦。惟我天皇。自。雄。天。正。極。而。往。皇。統。方。古。身。天。為。一。積。之。矣。未。有。之。關。之。在。後。有。之。彼。甚。矣。無。常。事。前。所。缺。比。辭。哉。若。夫。春。樹。之。既。代。我。若。想。以。降。載。在。方。策。明。於。皇。帝。裕。天。子。亦。欲。勝。而。上。之。天皇。世。於。屬。體。已。久。既。使。嘗。特。通。好。於。西。降。豈。不。愛。其。封。乎。可。尤。有。此。理。已。按。史。崇。神。朝。始。置。四。道。將。軍。遣。四。裔。時。又。海。內。有。若。叛。人。或。植。女。矣。

委。仁。朝。有。若。叛。臣。殺。我。皇。行。朝。有。若。叛。我。于。疏。於。乃。至。天皇。親。臨。其。強。豪。可。知。其。亦。惟。光。武。之。統。道。道。因。循。其。勢。有。然。辨。此。言。之。然。觀。之。未。致。私。通。使。于。飛。愛。其。平。爵。有。知。後。世。至。則。氏。人。內。氏。耶。或。後。以。誇。化。之。要。具。而。焉。葉。擲。如。壘。臣。氏。耶。為。亦。未。可。知。也。何。以。言。之。按。後。漢。書。曰。倭。在。韓。東。南。大。海。中。彼。山。島。為。君。凡。百。余。國。又。曰。使。譯。通。於。漢。者。二十。許。國。皆。稱。王。世。傳。統。其。人。倭。王。若。耶。萬。壹。國。是

其所記。雖曰。重讓。其於王。之義。可證矣。且。按。我。天皇。曰。天。降。王。則。我。不。受。封。之。義。德。然。可。見。矣。所謂。二十。許。國。皆。稱。王。是。其。瀕。海。十。豪。如。葉。葉。者。和。竊。階。級。查。蓋。於。海。外。故。獨。禁。讓。以。致。見。史。則。不。致。文。禁。讓。西。方。有。禁。讓。在。何。根。據。漢。史。不。稱。倭。國。而。曰。倭。水。國。又。稱。倭。國。之。極。南。界。是。其。非。指。頭。謂。大。陸。者。明。矣。印。又。可。以。并。證。也。但。早。代。帶。使。文。獻。之。不。足。竟。不。可。知。何。人。所。受。已。要。之。後。漢。將。物。登。十。有。七。百。之。久。雖然。存。于。今。印。可。較。異。哉。較。新

錄。載。後。至。元。間。太。師。伯。顏。出。使。代。王。墨。唇。各。委。文。散。使。神。字。圖。書。及。厚。隆。幸。物。夫。以。帝。主。寶。璽。而。不。知。稱。指。何。簡。其。餘。考。之。印。典。諸。書。乃。知。彼。中。亦。功。无。也。今。閱。此。印。委。體。渾。雅。刀。法。古。朴。固。非。模。造。可。疑。則。天。下。前。於。下。其。然。乎。世。姪。幾。共。焚。父。在。中。而。其。直。是。無。虧。損。非。鬼。神。呵。護。安。得。若。斯。哉。觀。乎。於。乎。我。太。東。父。明。之。運。神。物。今。日。露。呈。我。本。國。小。臣。如。廣。水。之。又。藏。安。得。不。神。燕。雀。之。慶。乎。故。漫。不。自。撰。

謹。記。其。事。如。此。原。在。見。其。印。或。疑。之。磨。缺。為。可。疑。請。詩。親。指。之。月。言。之。分。天明。四年。夏。六月。

村山広『漢封金印記』

後漢金印管見

後漢金印管見
大明四年甲辰二月二十日阮所國那
珂那志以有印者史體田得金印一顆文
曰漢委奴國王方七釐八釐五分蛇蛇
高四分重二十九釐印體鈕牙印面如左



同前存之杖曰二覽者考曰六日史垂仁
紀曰八十六年丁巳遣使於漢按里紀臨
臨鈔曰後漢書曰光武元年倭國奉貢使
人自稱大夫正身之會蓋本書無所先恐
非朝廷所舍也後載通考曰光武中元二
生倭國奉貢到貢使人自稱大夫倭國之
使而奉也先武賜以印綬按陸機書及
再按通考二說並據倭書云云仁若年七
子寬以此說以先印者先武所賜也蓋千
有餘年之上而竟有大小史互詳是則其
防背實假物相借未不有遺漏也若其
則豈必的才元所賜之物也。見南紀
田敬之書所言倭書印綬是云門樓賦
新確矣此論中若謂於里不愛倭家之

印後則貽唐虞權宜之論矣何則倭古既
訖較印後之變又有使人自稱大夫之禮
則不謂自稱大夫者必入為王之卿士若
春君余朋夫若果無其變則倭書何以載
詔記許虛誦而空飾於倭內之耳用武三
國志倭曰東倭名曰韓兩城其東樓條西
差範世句以並棄更有烏丸鮮卑爰及東
女使厥時通誌隨事生焉也此蓋以東
倭東者之紀載因不即也商之記其以
詳者於倭載假王之藝何從哉又載倭
人會集於二山且倭人王遠大夫遊升
米平涉郡求天子新歡女子劉夏世更
物送活至於年十二月倭書倭女王
曰割泥祝統倭王早編呼帶方太守刺者
遠使送世大夫親升米次倭郡亦并到
女不載男生四八人生七六人現布三
匹二丈以到世亦生騎老乃也但更載之
世之心差亦甚矣世今以世為祝統倭之
假令亦早倭書封行方太守到倭倭
王倭倭人知不若明世高使升米牛
利倭色在功功分以行升米而事其
命而牛利而事其倭倭倭亦其倭以見

晉書倭書上以倭也倭龍瑞五匹倭比綿
累蜀十匹倭布五十匹但亦五十匹答也
不載直直又特倭比倭比句文湯三四
瓊再蜀五匹倭布十匹金八兩五尺刀
二口銅鏡百枚高珠銀丹各二十斤皆裝
封命倭升米牛利也到倭受書以示倭
國中之人倭人因書倭女在郭亮瑞也
如入西倭元年天子召倭之使中倭使
倭書倭書印倭倭倭倭倭倭倭倭倭倭
詔倭金帛錦罽銅鏡米如倭之因倭上表
光武於倭倭倭倭倭倭倭倭倭倭倭倭

閱誌『後漢金印管見』(1)

福岡市能古島の考古資料

塩屋勝利

一、はじめに

博多湾に浮かぶ小島能古島。この島の考古学的知見は、同じく博多湾頭に位置する志賀島ほど周知されてはいない。「漢委奴国王」金印出土地として教科書にも掲載され、一九七三年には九州大学考古学研究室によって金印出土推定地の発掘調査と全島の一般調査が行われ、その成果が刊行されている志賀島に比べ、能古島の考古資料は一九五七年に三野章氏によって報告された弥生土器が知られているにすぎない。しかしながら島内では、高田茂廣、宇賀紀雄、久保田耕作、石橋潤三諸氏による資料の収集が行われてきたのである。今年度それらの一部が当館に寄贈・寄託されることになった。ここではその資料を紹介すると共に、能古島の考古学的環境について概観したい。なお、昭和五三年度から継続実施している福岡市教育委員会文化課による市内の文化財分布調査では、逐次その成果が刊行されている。今年度は能古島も対象地となっており、その結果

をも合わせて参照されたい。

二、能古島の歴史地理概要

地理と歴史

能古島は福岡市西区に属し、博多湾西部に浮かぶ小島である。東西一・三km、南北三・一km、面積三・九三km²の南北に長い島で、南部の浜崎から姪浜との直線距離は一・三km、西部の白鳥崎と今津の間一・八km、さらに北部の也良崎から志賀島までは二・四kmの位置にある。島の地形は卓状を呈し、南側は比較的緩かな斜面をなすが、北側から西側は海岸部から急峻な崖を形成する。島の南半中央部に標高一九五mを測る最高位があり、なだらかな起伏を見せながら平坦な台地が北部の也良崎まで続いている。島の北部から中央部にかけては花崗岩・三郡変成岩類が基盤岩となり、その上を玄武岩類が覆っている。南半部では古第三系残島層が露出しており、複雑な地質構造を示している。沖積層はわずかに東側の谷部と南側に見

られる程度である。現在の集落は南側に西・江ノ口・東の各集落が連続し、東側沖積地に北浦、北部に大泊があり、港は南側だけに形成されている。沖積地とその周辺では水田や畑地、斜面部から頂部平坦面は山林、畑、果樹園として土地利用され、島の経済基盤は近郊農業を主とした半農半漁といえる。

能古島のこのような環境は、この島の歴史が弥生時代以来のわが国の歴史の節々で、大陸との交渉の門戸として頻繁に登場する博多湾沿岸平野部の動向と深く関わるものであることを思わせる。実際、断片的に残る文献史料は、十分にこのことを物語ってくれる。

その中で能古島を歴史の舞台へ初めて登場させるのは『万葉集』である。『万葉集卷十六』には、神龜年間（七二四～七二八）に起きた志賀の白水郎荒雄の遭難を悼む歌十首が載せられ、その中に、

沖つ鳥鴨とふ船の還り来ば也良の崎守早く告げこそ

沖つ鳥鴨とふ船は也良の崎廻みて遭ぎ来と聞え来ぬかも

という二首がある。

これらは、文献への能古島の初登場を示すと同時に、『日本書記』の天智天皇三年（六六四）、対馬、杵岐、筑紫への防人と烽の配置という記事に見える筑紫国の配置場所の一つであったことを推測させる。さらに『万葉集卷十五』には、天平八年（七三六）の遣新羅使一行が現在の唐泊に碇泊していた時詠んだ歌六首があり、その中にノコの地名の初現を見る。すなわち、

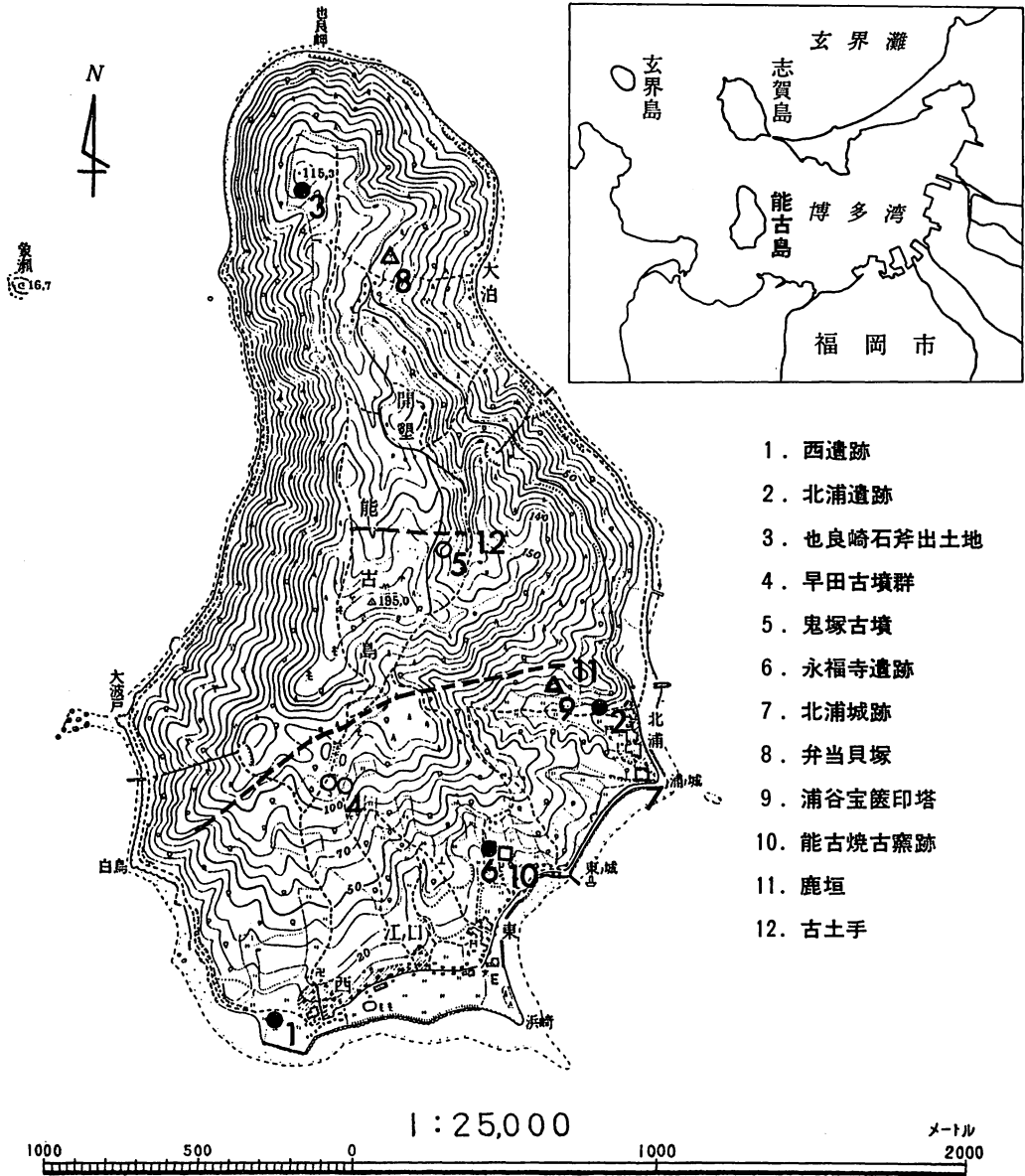
韓亭能許の浦波立たぬ日はあれども家に恋ひぬ日はなし

風吹けば沖つ白波恐みと能許の亭にあまた夜を寝る

の二首であり、「能許の浦」とは博多湾西部の海上を指し、「能許の亭」は唐泊を示すと考えられる。

ノコの地名は平安前期の承和十四年（八四七）に慈覚大師が記した『入唐求法巡礼行記』の「博太の西南能拳嶋下に泊船す」にも見え、さらに十世紀初頭の『延喜式卷二八』兵部省諸国馬牛牧の項に、「筑前国能古嶋牛牧とあり、平安期における能古島は筑前国唯一の牛牧地であったことが知られる。また永久四年（一一一六）に成立した三善為康編の『朝野群載卷二十』には、寛仁三年（一一一九）の刀伊の来襲について記し、「筑前国那珂郡能古島」（傍点筆者）に刀伊の賊が上陸し、この島の受けた被害は人九人、馬四四頭、牛二九頭であったという。馬の被害が多いことは、牛牧と共に馬牧も行われていたことを思わせる。鎌倉時代の二度にわたる元寇においても、能古島は相当な被害を受けたと考えられる。弘安の役（二二八）では、『八幡大菩薩愚童訓』に「蒙古大唐之舟者對馬ニハ不寄壹岐之嶋ニ着自其筥崎之前成能古志賀二之嶋ソ付ニケル」とあり、志賀島と共に能古島にも元軍は上陸したと思われる。この他にも平安前期に紀貫之によって撰せられた『新撰和歌集』、鎌倉初期の順徳天皇著になる『八雲御抄』、鎌倉後期の藤原長清の撰になる『夫木和歌抄』、さらには室町時代五山文学の代表的詩僧である絶海中津の『蕉堅稿』などの詩歌に、能古の浦・のこの浦・野古島の地名を見ることができるといえる。しかしながら、その後の島の歴史を語る文献史料は全く途絶えている。

能古島が「残島浦」として再び歴史に登場するのは近世初期から



1. 西遺跡
2. 北浦遺跡
3. 也良崎石斧出土地
4. 早田古墳群
5. 鬼塚古墳
6. 永福寺遺跡
7. 北浦城跡
8. 弁当貝塚
9. 浦谷宝篋印塔
10. 能古焼古窯跡
11. 鹿垣
12. 古土手

第1図 能古島の位置および地形と遺跡

である。それは博多湾西部の唐泊・宮浦・今津・浜崎と共に、筑前五ヶ浦廻船の主要な根拠地として、残島の人々が帆船で全国の海を駆けめぐった最も栄えある時代であった。華々しく勇壮であった五ヶ浦の廻船業も、明治初期には完全にその姿を消す。そして残島は農業と沿岸漁業を生業とする残島村となり、昭和一六年に福岡市に合併する。

このように文献から見た能古島の歴史は、古代から中世にかけては防人と牛馬牧の島であり、大陸渡航の人々の旅愁を癒す風待ちの島であった。そしてまた刀伊や元の襲来では凌辱された島だったのであり、近世においては幕藩体制下の経済活動を支える廻船業の基地として栄えた島であったということが出来る。

それでは文献史料では知り得ない遺跡や考古資料は、島にどれ程残されているのであろうか。次に能古島の遺跡について見てみたい。

能古島の遺跡(第一図)

能古島の遺跡についてのこれまでの紹介は、すでに述べた三野章氏の報告、高田茂廣氏の『能古島物語』があるだけで、考古学的な発掘調査の記録は皆無である。今回、当館に採集資料が寄贈・寄託されたのを機会に、筆者も高田茂廣氏の御案内によって現地を何度か踏査した。その踏査結果をも合わせて能古島の遺跡を概観する。

この島の先土器・縄文時代の遺物は、島の南端斜面部の西、江ノ口、東にかけての地域から集中的に採集されている。特に江ノ口周辺の密度が濃く、次項で紹介する打製石器類が多い。また、島の北部の也良崎一帯からも黒曜石の剝片などが採集されている。

弥生時代については、三野氏が報告された弥生土器が島の西南端部の磯辺公園に隣接する墓地の断面から出土している。現地は海岸砂洲に面した標高二m程の沖積低台地であり、周辺は削平を受けたと考えられ、畑や水田となっている。畑地には弥生土器片の散布が認められ、城ノ越式の甕形土器を含んでいる。弥生中期初頭の時期には形成された遺跡であり、西遺跡と呼称する(第一図1)。東部沖積地の北浦には次項で紹介する弥生前期末の北浦遺跡があり(第一図2)、能古島で最も遡る弥生時代の集落遺跡である。弥生時代の遺跡は、島の北端也良崎の地にも認められ、太形蛤刃石斧、挟入片刃石斧などが集中的に採集されている(第一図3)。しかしながら、具体的な時期決定の手がかりとなる土器については不明である。

この島の古墳は、南半部の早田に二基の円墳が現存する(第一図4)。標高一・五mの南側にのびる丘陵東側斜面に占地し、東西一五mを隔てて築造され、いずれも両袖単室構造で南々東に開口する。現状では実測調査が不可能な状態で正確な規模と構造は不明であるが、六世紀後半に築造されたものであろう。周辺に他の古墳の存在は確認できなかったが、十分にその存在は予想される。早田古墳群のほかに、島のほぼ中央部の小平谷に一基の古墳があったと伝えられている。現地は展望台がある能古島最高位から北東にのびた標高一六〇mの丘陵東側斜面である。鬼塚と呼ばれ、横穴式石室の円墳であったと考えられる。昭和一六年の開墾によって完全に破壊を受けており、現地では古墳が存在した痕跡は全く認められなかった(第一図5)。また、島の東南部、永福寺裏手の標高三一・五mの丘陵先端部には、組み合せ式箱形石棺一基が現存する(第一図6)。昭和五十年頃、能古島中学校生徒によって発掘されたが、棺内からは何も出土しなかったという。現在は埋め戻された状態で保存されており、蓋石は近くの地藏尊の礎石の一部に使用されている。

歴史時代以降の遺跡では、北浦南側の海岸に面して突出する丘陵先端部に北浦城跡がある(第一図7)。博多湾を一望する標高二二mの丘陵先端部を占め、遺構としては丘陵を南北に切る幅三・五m、深さ約三mの空濠が残っている。伝承では山上憶良あるいは藤原純友の臣伊賀寿太郎の築造と言われるが、その実体は不明である。島の北部大泊には歴史時代のものと考えられる貝塚があり(第一図8)、藩政時代に鹿狩に來た黒田の殿様が腰を下ろして弁当を食べたとい

う伝承が残る弁当岩近くの、標高一〇七mを測る丘陵東側斜面の断面に認められる。里道拡幅によって生じた高さ約一mの断面に、長さ約一五m、地表下四十〜八十cmの範囲でサザエやアサリを含む混貝土層がある。土器は検出されずに時期は今のところ不明である。同道の高田氏によれば、この地に集落が形成されたのは明治以降であって近世以前の記録は無いということであり、少くとも中世以前のものと考えられる。北浦集落から北西五百mを隔てた浦谷に、宝篋印塔が一基残っている(第一図9)。鎌倉後期〜室町前期のものと考えられる。また永福寺遺跡に近接した場所に、能古焼古窯跡がある(第一図10)。埴積みの窯で天井部はすでに崩落しており、焼成室は六室が確認できる。周辺には白磁類の散布が認められ、この窯では磁器が生産されたことが知られる。しかしながら能古焼の起源や流通については未だ明らかではなく、近世筑前窯業史の面からも、遺構の保存の面からも、この窯跡の正式な発掘調査が望まれよう。近世の遺構で最大規模を誇り、最も著名なのが鹿垣である。黒田藩の鹿狩のために天保の頃完成したものであり、島の南半部の北浦から白鳥にかけて、高さ二・二〜五mの割石積の石垣が延長二kmにわたって連続する(第一図11)。また島の中央部には、古土手と呼ばれている東西に走る土塁がある。牛牧に伴う遺構とも考えられるが、築造時期や性格は不明である(第一図12)。

これまで見たように、能古島の遺跡は先土器時代から近世まで認められる。けれどもその多くが具体的内容に欠けており、島の歴史を再構成するためには今後の目的意識的な調査が必要である。

三、考古資料

今回寄贈を受けた考古資料は、高田茂廣・宇賀紀雄氏の採集された打製石器類・磨製石斧(受入番号P 83-6)、高田茂廣氏所蔵の北浦遺跡出土弥生土器・砥石(同P 83-7)である。寄託された資料は、久保田耕作氏所蔵の磨製石斧類(同D 83-20)である。

打製石器(第二図・図版一)

打製石器は細石刃一点、石刃一点、石錐二点、石匙一点、石鏃一点のほか、剝片、チップがある。採集地は能古島のほぼ全島にわたる。特に集中して採集されるのは、早田、江ノ口、北浦、也良崎である。しかしながら個々の資料についての採集地点が不明なため、時期や傾向の分析は不可能である。採集資料の石材は黒曜石が圧倒的に多く、サヌカイトやチャートは極めて少ない。黒曜石は腰岳産がほとんどであり、わずかに姫島や針尾島産を含んでいる。

細石刃(第二図1・図版一の1)

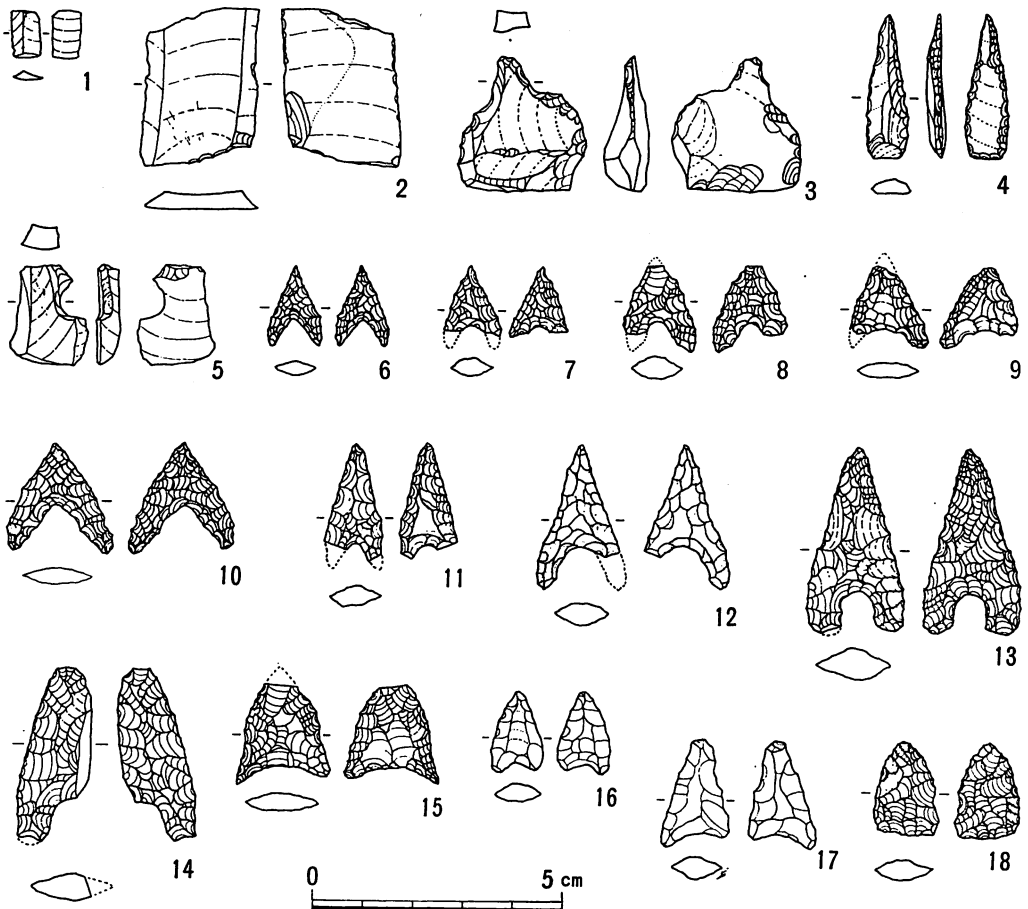
黒曜石の細長い縦長剝片を素材とし、二度の剝離加工を施して断面低三角形を呈する。半分を欠損し、現長九・六mm、幅六・三mm、厚さ一・八mmを測る。刃部に使用痕を残す。

石刃(第二図2・図版一の2)

黒曜石の縦長剝片を素材とし、断面は横長の台形状を呈す。三度の剝離で形成し、端部に調整剝離が行われ、刃部は細かい押圧剝離加工が施される。器の半分を欠損しており、現長三一・一mm、幅二二・一mm、厚さ三・五mmを測る。

石錐(第二図3〜4・図版一の3〜4)

3は黒曜石の自然面を



第2図 打製石器実測図(縮尺%)

残す不定形剥片を素材とし、両側から数回の剝離を加えて刃部を作出する。長さ二六mm、幅二五・五mm、厚さ九mmを測る。4は黒曜石の細長い縦長剥片を素材とし、刃部は両面からの押圧剝離による入念な加工が施されている。長さ二八・二mm、幅八・二mm、厚さ三・一mmを測る。

石匙(第二図5・図版一の5) 黒曜石の縦長剥片を素材とした縦型石匙であり、器の片面と下半部を欠損する。つまみ基部は交互剝離による調整が認められ、挟りおよび刃部は片面からの剝離による調整加工が施される。現長二〇mm、幅一五・二mm、厚さ三mmを測る。

石鏃(第二図6~18・図版一の6~18) 寄贈を受けた石鏃は破片を含めて一八点あり、一三点を图示した。いずれも無茎族であり、18のみが平基式、他は全て凹基式である。材質は12がサヌカイトで、他は黒曜石である。凹基式の石鏃の形態は、鍬形鏃の小形で基部の挟りが深いもの(6~7)、それよりやや大形のもの(8~9)、ハート形を呈し脚が極端に長いもの(10)と、三角鏃で脚が短かいもの(11)、脚が内弯気味に開くもの(12)、大形のもの(13~14)、および挟りが浅いもの(15~17)などの種類がある(表1)。

これらの打製石器は先土器時代を含み、縄文時代の

各時期にわたるものであろう。

北浦遺跡出土弥生土器・砥石（第三図～第五図・図版二～三）

これらの資料は、昭和五五年春、北浦字丸山一六一番地の森上哲彰氏宅の拡張工事の際に出土したものの一部であり、他にも土器片があったという。現地は北浦の沖積谷に南面する丘陵斜面の標高7mの地点である。現在は石垣が築かれており、土層の観察はできないが、狭い範囲で集中的に出土したということである。

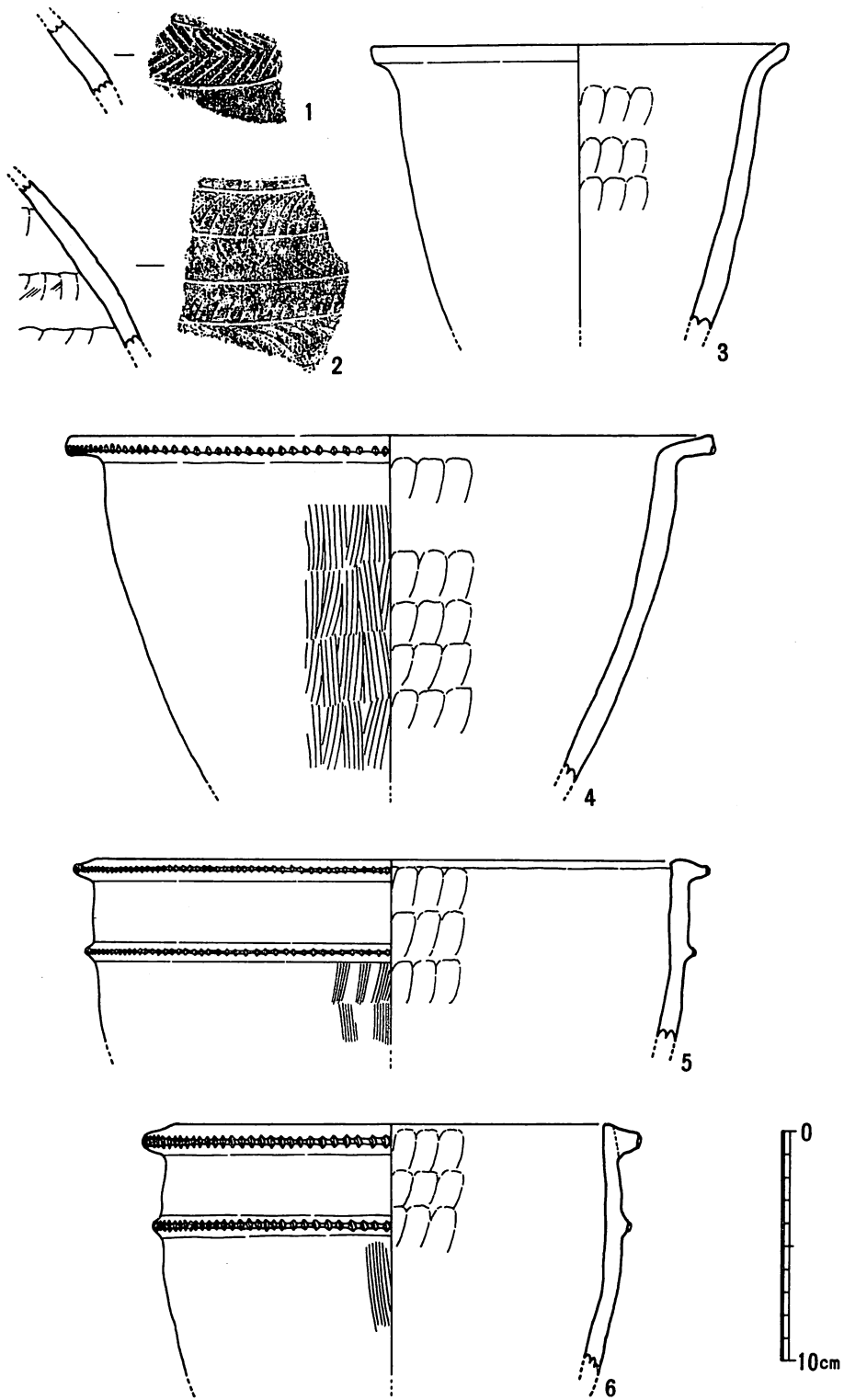
表1 石鏃計測一覧（*印は復元推定値）

No.	型式・形態	材質	長さ(mm)	幅(mm)	厚さ(mm)	重さ(g)	備考
6	凹基無茎・鍬形	黒曜石	一六・一一〇・〇	二・九	〇・三	〇・三五	完形
7	〃	〃	一六・一一一・五	三・六	〇・三	〇・三五	両脚欠損
8	〃	〃	一六・九一四・〇	四・二	〇・六	〇・六五	頭・片脚欠損
9	〃	〃	一九・〇二五・〇	二・八	〇・八	〇・八五	頭・片脚欠損
10	〃	〃	二二・〇二一・〇	三・一	〇・八	〇・八五	いかり・大深
11	〃・三角形	〃	二五・〇一〇・五	三・八	〇・八	〇・八	両脚欠損
12	〃	サヌカイト	二八・二一八・五	四・八	一・一	一・一五	両脚欠損
13	〃	黒曜石	三六・五一九・八	六・〇	二・八	二・八〇	円脚・完形
14	〃	〃	三八・〇二一・〇	五・五	二・三	二・三〇	円脚・片側欠損
15	〃	〃	二二・〇一八・五	三・五	〇・九	〇・九五	頭欠損
16	〃	〃	一六・〇一〇・〇	三・六	〇・五	〇・五五	風化・磨耗
17	〃	〃	二一・二三三・〇	四・五	一・一	一・一	風化・磨耗
18	平基無茎・〃	〃	一九・〇一二・五	三・八	〇・九	〇・九五	完形

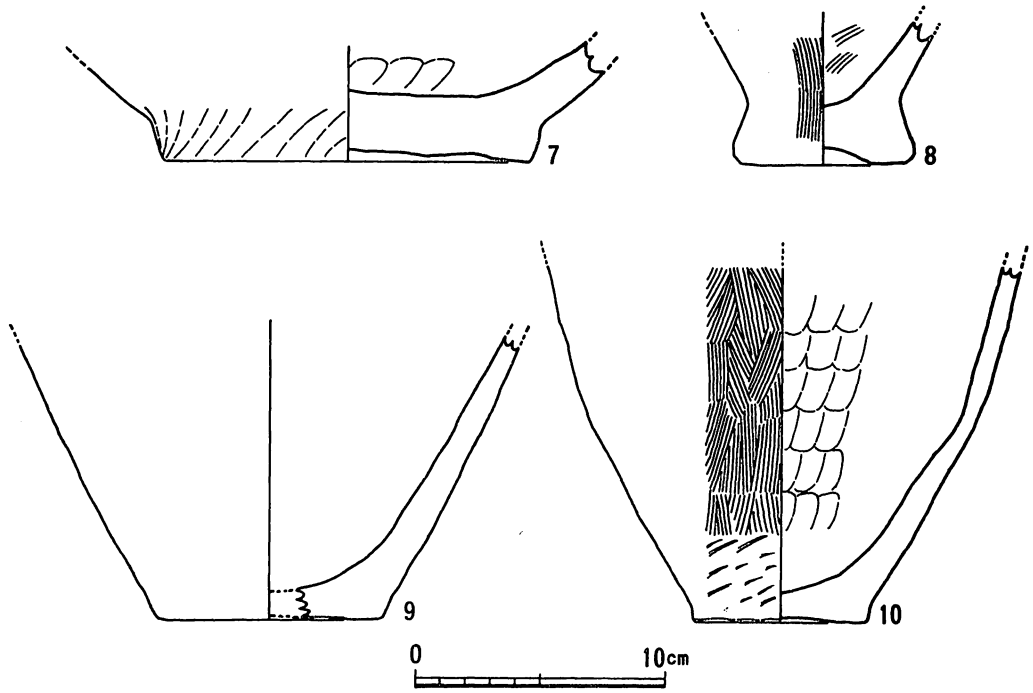
弥生土器（第三図～第四図・図版二） 壺形土器三点（1～2、7）、甕形土器七点（3～6、8～10）と、図示していない甕形土器体部片七点がある。

壺形土器 1は肩部の破片で、ヘラ状施工用具による二条の沈線をめぐらし、その間に無軸羽状文を配している。表面はヘラ研磨を施し、内面はナデ調整である。胎土に細かい砂粒を含み、焼成はやや良好、器面は黄褐色を呈す。2は1よりも大きな壺形土器の肩部の破片である。頸部との境は二条の沈線で画し、肩部は四条の沈線の間にも貝殻状施工用具による羽状文を配している。胎土、焼成ともに良好で、器面は黄赤色を呈す。7は大型の壺形土器底部の破片で、復元口径は一四・四cmを測る。焼成は良好、器面は黄赤色である。

甕形土器 3は復元口径一八cmを測る小型の体部破片である。口縁部は如意形となり端部を丸くおさめる。体部は膨みをつくらず直線的にすばまっている。内外面ともにナデ調整であり、内面は粗雑である。胎土に砂粒を多く含み、焼成は普通、器面は灰褐色を呈する。4は鉢形土器に近い形態を示し、復元口径は二八cmを測る。口辺部は逆し字形に近く外反し、口縁端部下半に細かい刻目を連続する。外面は縦方向の粗いハケ目、内面はナデ調整である。胎土に粗い砂粒を含み、焼成は普通、器面は灰褐色を呈す。5～6は同一型式の甕形土器であり、断面三角形の貼り付け口縁に刻目を施し、口辺部下に刻目突帯をめぐらせるものである。5は復元口径二四・四cmを測り、外面は細かいハケ目、内面はナデ調整され、焼成は堅緻である。内面は黄褐色、外面は黒褐色を呈す。6は復元口径一八・



第3図 北浦遺跡出土弥生土器実測図I (縮尺 $\frac{1}{3}$)



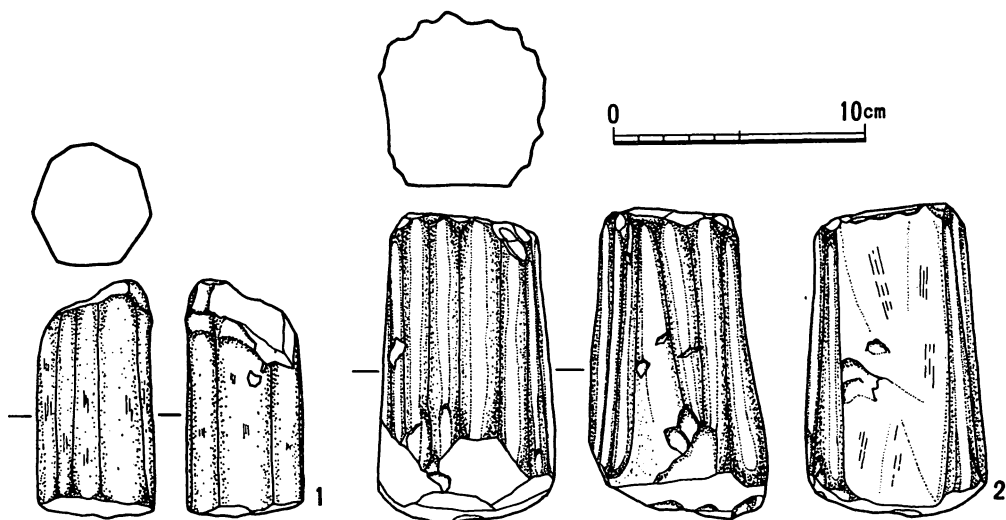
第4図 北浦遺跡出土弥生土器実測図Ⅱ (縮尺 $\frac{1}{3}$)

四 cmを測り、5に比べて突帯も刻目も大きい。器面は磨滅しており、暗い黄褐色を呈す。8と10は底部の破片である。8は細味で身厚の上げ底を呈し、5と6と同一型式となるものである。底径は七・二 cmを測り、外面はハケ目、内面はナデ調整である。焼成は良好で、器面は黄褐色である。9は復元底径八・八 cmを測り、体部は直線的に外開する。胎土は粗く焼成も不良であり、器面の磨滅が著しい。10は底径六・九 cmの底部から内穹気味に体部が立ち上がるもので、口縁部は如意形を呈すと考えられる。外面は細かいハケ目、内面はナデ調整され、焼成は堅緻であり、器面は黄灰褐色を呈す。これらの弥生土器は、板付Ⅱ式および亀ノ甲タイプの範疇に入るものであり、これらの土器から知られる北浦遺跡の営まれた時期は、弥生時代前期末頃とされよう。

砥石(第五図・図版三) 砥石は二点ある。いずれも同一地点の出土品であり、これまで述べた弥生土器に伴うものと考えられる。

1は赤紫色の縞状の斑が入る砂岩を加工したもので、両端を欠損する。全部で八面の砥ぎ面を有しており、断面も不整八角形となっている。砥ぎ面は最大幅二・五 cm、最小幅〇・九 cmの間にあり、面はやや凹むが概して平坦である。現長九・四 cm、最大径四・九 cm、最小径四・五 cmを測る。

2は黄色の斑をもつ白色砂岩製で、部分的に破損しているものの全体は完形である。一端がやや末広がりになる断面方形の角材を使用して砥石となしている。連続する二側面に幅広い平坦な砥ぎ面を作る以外は、他の側面は狭い溝状の砥ぎ面となっており、平坦砥ぎ



第5図 北浦遺跡出土砥石(縮尺1/2)

面二、溝状砥
ぎ面十となっ
ている。長さ
一一・三 cm、
最大幅七・一
cmを測る。こ
の砥石は玉砥
石として使用
されたもので
あろう。

磨製石斧

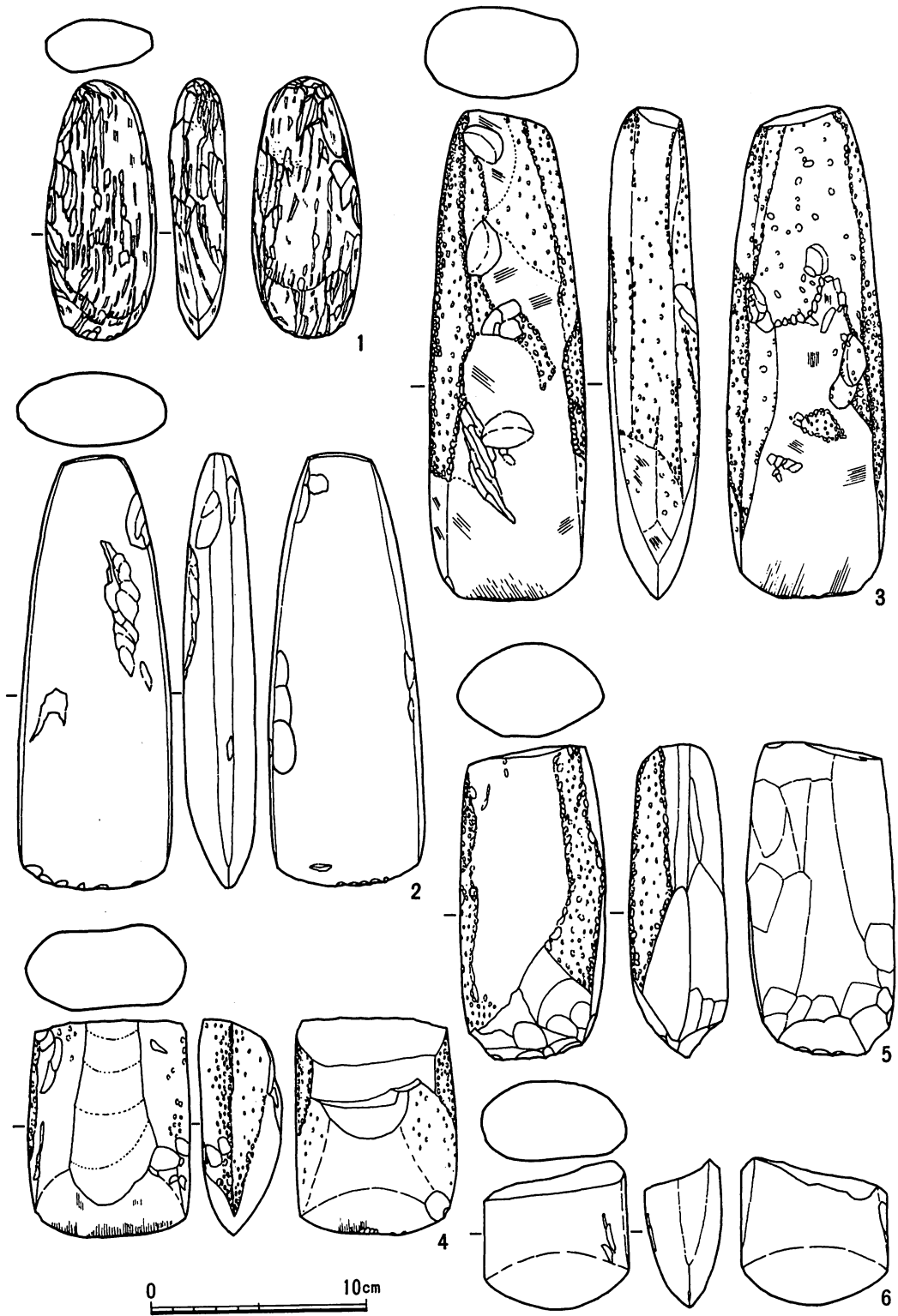
(第六図) 第
七図・図版三
と四)

磨製石斧は
全部で七点あ
り、第六図1
が島の南半部
の早田古墳群
付近から採集
された高田茂
廣氏寄贈品、
他は島の北端

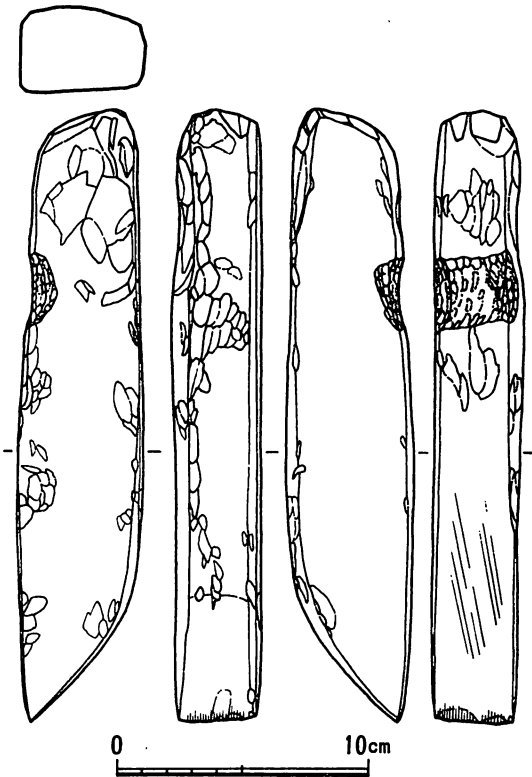
也良崎のアイランドパーク敷地内で採集された久保田耕作氏寄託品である。なお、以下の記述の部分名称は佐原真氏の定義を用いる。

〔両刃石斧(第六図1と6)〕 1は蛇紋岩の自然円礫を素材とし、

全体を研磨調整して石斧をつくる。平面形は長楕円形に近く、刃部は蛤刃(凸刃)、基端部は丸味を有している。長さ一一・九 cm、幅四・九 cm、刃長三・八 cm、厚さ二・六 cm、重さ二四五 gを測る。小形品であり楔として使用されたのであろう。2は蛇紋岩製の蛤刃石斧で、器面は風化し白色を呈す。基部はやや平坦であり、側縁は狭く平らである。刃部は鑄をつくらず、刃縁のカーブも小さい。基端面は丸味をもち幅が狭く平坦である。長さ一九・八 cm、厚さ三・三 cm、刃長六・五 cm、重さ六五〇 gを測る。3は玄武岩製の太形蛤刃石斧である。刃部は鑄が無く、刃縁は中心部分が直刃に近い円刃である。刃縁部中央には斜角度の使用痕が認められる。両側縁部に敲打面を残し、両主面下半部は良く研磨されている。長さ二二・四 cm、厚さ四・二 cm、幅七・〇 cm、刃長六・四 cm、重さ一一一二 gを測る。4は玄武岩製太形蛤刃石斧で、基部上半部を欠損する。刃部には鑄があり、刃縁のカーブは小さい。刃と直角方向の使用痕が認められる。両側縁は敲打で仕上げている。現長一〇・〇 cm、厚さ三・六 cm、幅七・六 cm、刃長六・九 cmを測る。5は玄武岩製石斧の未製品であり、敲打段階で刃部を欠損している。長さ一四・三 cm、厚さ四・五 cm、幅六・八 cmを測る。6も玄武岩製の石斧で、基部を欠損する。刃縁はカーブが大きく、刃面は相称に近い。現長七・〇 cm、厚さ三・五 cm、刃長六・六 cmを測る。



第6図 磨製石斧実測図(縮尺 $\frac{1}{3}$)



第7図 挟入片刃石斧実測図(縮尺1/3)

挟入片刃石斧(第七図・図版四の7) 粘板岩の角礫を用い、平坦な自然剝離面を一側面にして全面の研磨により片刃石斧を作出している。刃面の傾斜角度は約40度であり、両面に使用痕が認められる。挟りは片刃面と反対の主面上位に、両側面からの敲打で入れられている。基端は丸味を有し、刃の方向に傾斜している。長さ二四・〇cm、厚さ五・一cm、幅三・六cm、刃長二・六cmを測る。これらの石斧の中で、1と2は縄文時代、他は弥生時代に属するが、具体的な時期決定は不明である。

四、おわりに

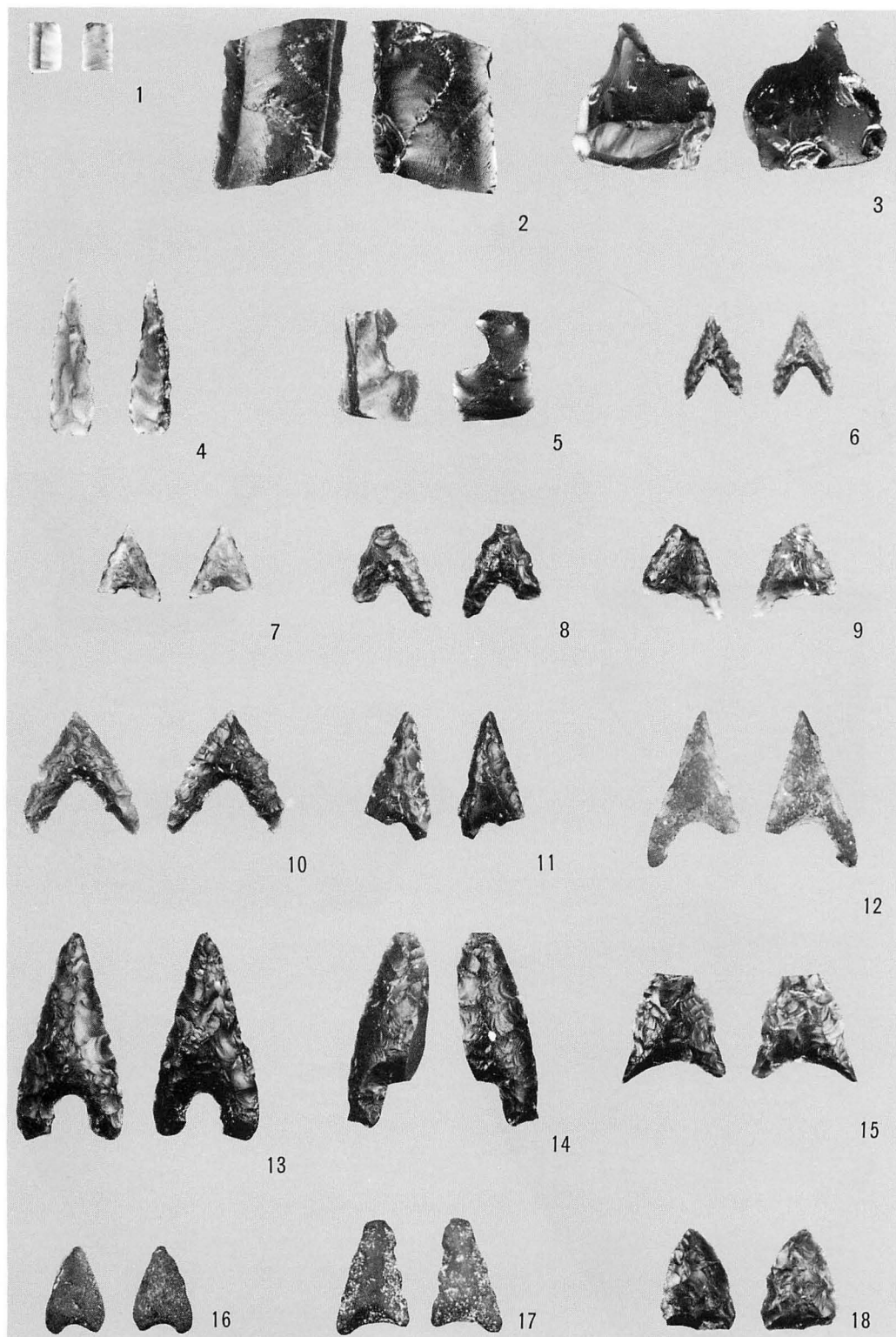
能古島採集の考古資料が今年度当館に寄贈・寄託されたのを機会

に、その紹介と共に能古島の歴史的環境にも若干ふれてみた。文献史料から推測できるこの島の歴史は確かに魅力あるものであり、今後その内容を豊富かつ具体化するためには、考古学的な調査と方法が必要であろう。ここに紹介した以外にも、島内には少なからず考古資料が収集されており、将来の目的意識的な発掘調査の先駆けとして、それらの資料の紹介の機会を別途持ちたいと考えている。

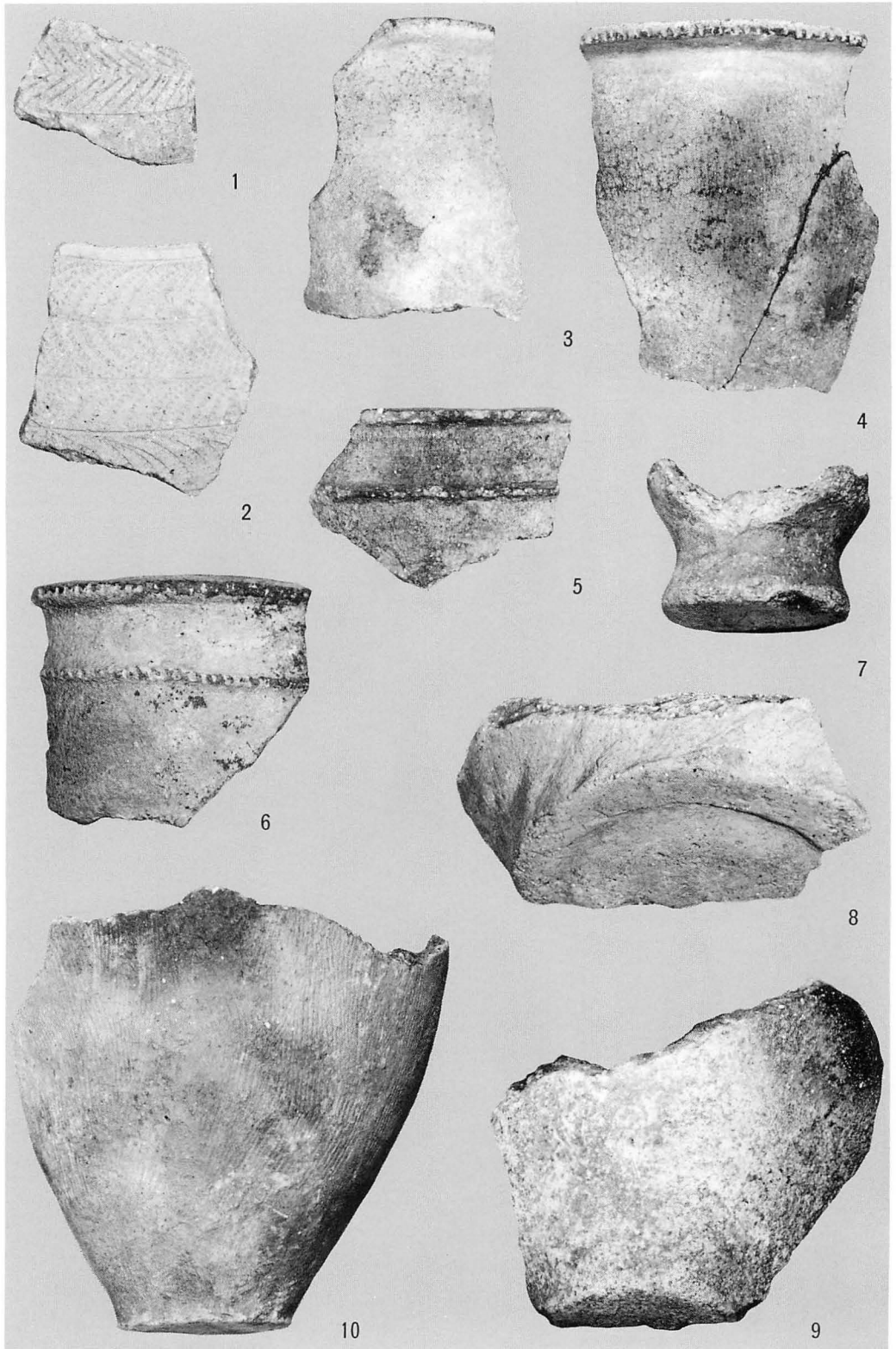
なお、本稿を草するに当たっては、高田茂廣、佐々木哲哉、井沢洋一、池崎譲二、田中寿夫、小畑弘己、渡辺和子諸氏の御教示と御助言をいただいた。記して謝意を表す次第である。

註

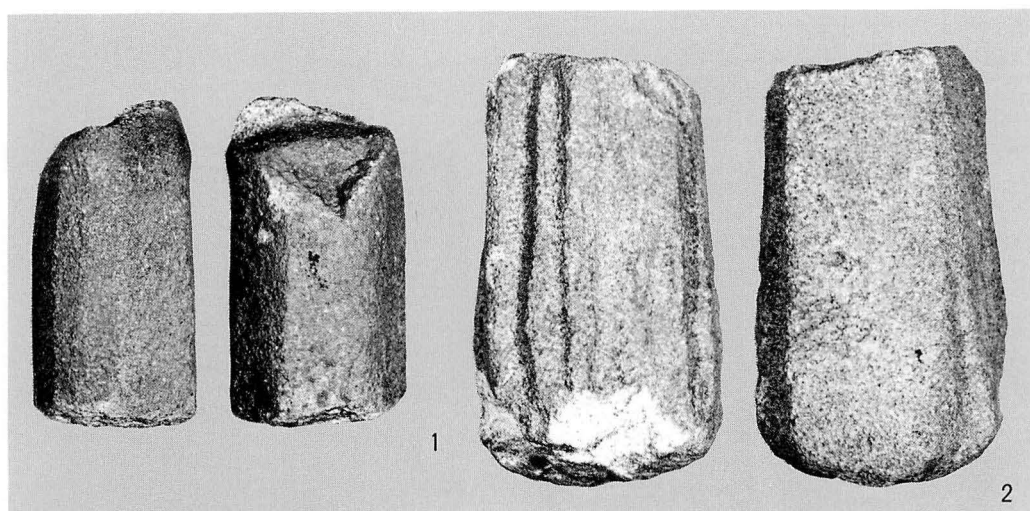
- (1) 金印遺跡調査団 志賀島 「漢委奴国王」金印と志賀島の考古学的研究 一九七五 福岡。
- (2) 三野 章 福岡市能古島の須玖式土器 九州考古学1 一九五七 福岡。
- (3) 福岡市教育委員会 福岡市文化財分布地図(西部I、中部・南部、東部I、西部II、東部II) 一九七九～一九八三 福岡。
- (4) 九州大学教養部地学教室 能古島地質図 福岡市史別巻 36ページ 一九六八 福岡。
- (5) 吉川弘文館発行の国史大系版による。但し、伊藤常足の『太宰管内誌』や吉田東伍の『大日本地名辞書』など、『延喜式』を引用した全ての著書は「能古島」としている。
- (6) 高田茂廣 筑前五ヶ浦廻船 一九七六 福岡。
- (7) 高田茂廣 能古島物語 能古歴史研究会 一九七一 福岡。
- (8) 佐原 真 石斧論―横斧から縦斧へ― 考古論集 松崎寿和先生退官記念事業会 一九七七広島。石斧再論 森貞次郎博士古稀記念古文化論集 一九八二 福岡。



打製石器



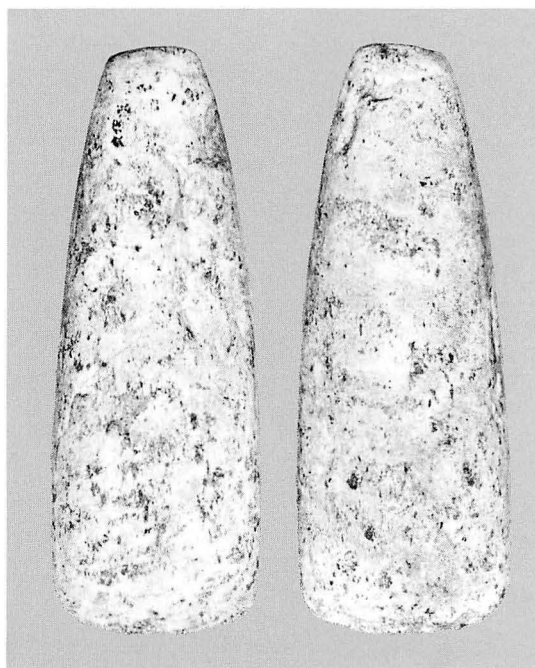
北浦遺跡出土弥生土器



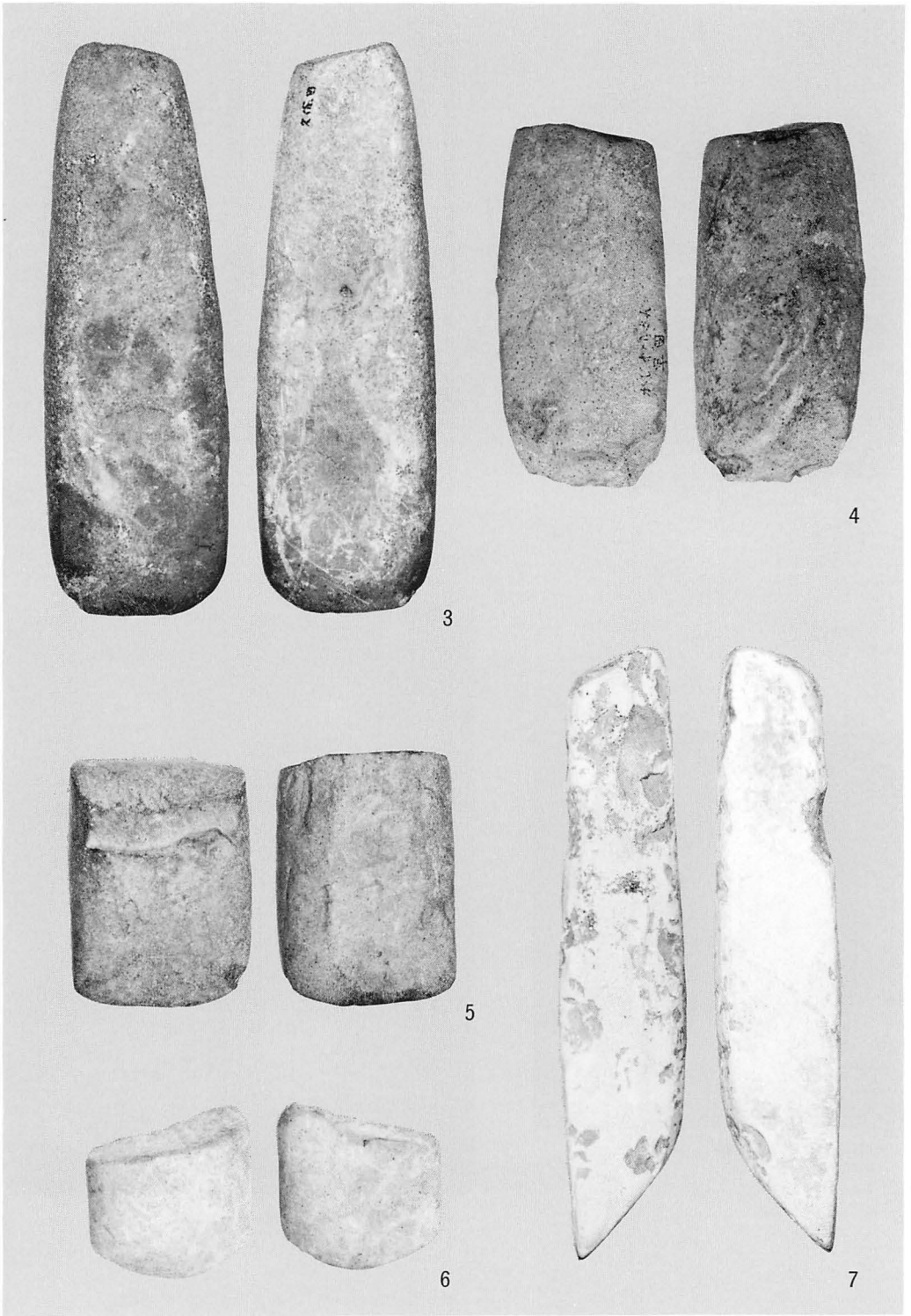
北浦遺跡出土砥石



早田出土磨製石斧



也良崎出土磨製石斧



也良崎出土磨製石斧

執 筆 者

高 田 茂 広 福岡市立歴史資料館嘱託

佐々木哲哉 福岡市立歴史資料館嘱託

後 藤 直 福岡市立歴史資料館館長

塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第8集

1984年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印 刷 正光印刷株式会社
福岡市西区大字徳永877の1

T
1

1. The first part of the document
 2. The second part of the document
 3. The third part of the document
 4. The fourth part of the document

5. The fifth part of the document
 6. The sixth part of the document
 7. The seventh part of the document
 8. The eighth part of the document

